

令和4年度独立行政法人日本学術振興会の評価等に関する有識者会合（第3回）
議事次第

日 時：令和4年11月30日（水）15：00～17：00

形 式：オンライン会議

【議 題】

- 1 日本学術振興会（JSPS）の第5期中期目標・中期計画の方向性について
- 2 その他

【配付資料】

- 資料1 中期目標・中期計画策定に係るスケジュール（案）
- 資料2 日本学術振興会（JSPS）の次期（第5期）中期目標の方向性について
- 資料3 次期中期目標期間の重点課題
- 資料4 日本学術振興会（JSPS）の次期（第5期）中期計画の方向性について
- 参考資料1 第4期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価
総括評定・項目別評定総括表（抜粋）
- 参考資料2 独立行政法人日本学術振興会の見直し内容（令和4年8月26日 文部科学省）
- 参考資料3 令和4年度に中（長）期目標期間が終了する法人に係る次期目標の策定等に向けた
論点について（抜粋）
（第38回独立行政法人評価制度委員会（令和4年10月17日開催）資料から抜粋）
- 参考資料4 地域中核・特色ある研究大学の振興
- 参考資料5 独立行政法人の目標の策定に関する指針
（平成26年9月2日 総務大臣決定（平成4年3月2日改定））
- 参考資料6 目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について
（平成26年9月2日 総務省行政管理局長通知（令和4年3月22日改正））
- 参考資料7 独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方
（令和4年4月8日 独立行政法人評価制度委員会決定）
- 参考資料8 独立行政法人の業務管理及び内部管理について
（令和4年4月8日 独立行政法人評価制度委員会決定）
- 参考資料9 独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）
（平成30年3月1日（令和4年7月21日改正））
- 参考資料10 独立行政法人日本学術振興会が中期目標を達成するための計画（中期計画）
（平成30年3月30日（令和4年8月26日改正））

日本学術振興会の中期目標・計画策定に係るスケジュール（案）

8月26日 第4期中期目標期間「見込評価」取りまとめ
同 「見直し内容」策定

10月17日 総務省独立行政法人評価制度委員会（第38回）
（令和4年度に中期目標期間が終了する法人に係る調査審議の状況について報告）

11月30日（水）15：00～17：00
評価等に関する有識者会合（令和4年度・第3回）

12月 5日 総務省独立行政法人評価制度委員会（第39回）
（見込評価及び業務・組織の見直しへの意見と目標策定についての考え方を決定予定）

12月中 有識者会合委員からの意見聴取（メール）

（ 12月上中旬 中期目標・計画（事務局案）を委員へ送付
※ 事務局案の作成にあたっては、上記総務省意見を適宜反映
（1週間程度） 委員による確認、意見・助言を事務局へ提出 ）

1月上旬 中期目標案の総務省・財務省事前調整

2月中旬 中期目標案の文部科学大臣決裁
" 総務省評価制度委員会への諮問
下旬 " 財務大臣協議
" 決定 → 日本学術振興会へ通知

3月上旬 中期計画案について日本学術振興会より認可申請
" の財務大臣協議
下旬 " の文部科学大臣認可

※上記の他、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」に係る基金を日本学術振興会に造成するために、今年度中に第4期中期目標・中期計画を変更予定

日本学術振興会（J S P S）の 次期（第5期）中期目標の方向性について

令和4年11月30日
文部科学省



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

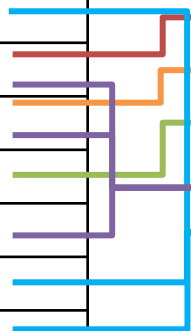
1. 構成案

第4期（現行）中期目標

I 政策体系における法人の位置付け及び役割
II 中期目標期間（H30.4.1～R5.3.31）
III 国民に対して提供する業務の質の向上に関する事項
1 総合的事項
2 世界レベルの多様な知の創造
3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成
4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化
5 強固な国際研究基盤の構築
6 総合的な学術情報分析基盤の構築
7 横断的事項
IV 業務運営の効率化に関する事項
V 財務内容の改善に関する事項
VI その他業務運営に関する重要事項

第5期（次期）中期目標（案）

I 政策体系における法人の位置付け及び役割
II 中期目標期間（R5.4.1～R10.3.31）
III 国民に対して提供する業務の質の向上に関する事項
1 多様で厚みのある知の創造
2 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成
3 大学等における研究基盤等の強化
4 国際研究ネットワークの強化
5 学術振興のための支援基盤の強化
IV 業務運営の効率化に関する事項
V 財務内容の改善に関する事項
VI その他業務運営に関する重要事項



【見直し内容（抜粋）】

2. 講ずべき措置（2）中期目標の方向性

- 企画提案機能の強化
- 若手研究者の安定的・効果的な育成に資する環境整備の促進
- 国際関係事業の戦略的な推進
- 広報機能の強化
- 法人運営・マネジメントの更なる改善

2. 骨子案①

※ 下線は、「見直し内容」に対応した部分

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

- 日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術の振興を目的とする我が国唯一のファンディングエージェンシーであり、学術における知的創造の活動である「学術研究」は、「科学技術・イノベーション基本計画」において、新しい現象の発見や解明のみならず、独創的な新技術の創出等をもたらす「知」を創出するものであり、ますます重要なものと位置づけられている。
- 我が国の研究力は諸外国に比して相対的・長期的に地位が低下するとともに、若手を始めとした研究者の置かれている環境の改善が大きな課題。併せて今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による大学等への影響にも適切に対応することも重要。
- 振興会は、こうした学術研究を取り巻く課題を踏まえ、全研究分野における第一線級の研究者や研究機関とネットワークを有することや膨大な研究課題情報が蓄積されていることなどの強みを生かし、課題を克服するための取組を進めることが必要。

II 中期目標期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

III 国民に対して提供する業務の質の向上に関する事項

セグメント	目標	具体的な取組例
1 多様で厚みのある知の創造	我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出する。	<ul style="list-style-type: none">● 人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野の学術研究に対する幅広い助成を行う。● 様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会的課題の解決につながるような学術研究等に資する取組を行う。
2 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	将来にわたって我が国の学術研究の水準を上げていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実することにより、国境や分野の枠にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。	<ul style="list-style-type: none">● 優秀な若手研究者に対して、多様な方法により研究を奨励するための資金を支給する支援事業及び研さん機会を提供するとともに、研究者としてのキャリアステージに応じた顕彰を行う。● <u>特に特別研究員事業の更なる充実・改善を図ることにより、優れた若手研究者を安定的・効果的に育成するための環境整備を一層促進する。</u>

2. 骨子案②

※ 下線は、「見直し内容」に対応した部分

Ⅲ 国民に対して提供する業務の質の向上に関する事項

セグメント	目標	具体的な取組例
3 大学等における研究基盤等の強化	卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における機能強化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能の強化を行う。	<ul style="list-style-type: none">● 優れた研究環境と高い研究水準を誇る目に見える研究拠点の形成を目的とした事業について、国の方針を踏まえ、国際的な体制のもとで適切かつ公正な審査・評価等を行うとともに、成果の最大化に向けた活動支援を行う。● 地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援する。● 大学の教育研究改革及びグローバル化等の機能強化の取組を支援する事業について、国の方針を踏まえ、審査評価等の取組を適切かつ公正に行う。
4 国際研究ネットワークの強化	学術研究における我が国の国際的なプレゼンスを維持・向上させるため、諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等と協働し、国際的な研究ネットワークの形成・強化を戦略的に推進する。	<ul style="list-style-type: none">● <u>国内外の関連する政策動向を踏まえながら、法人が取り組む事業全体を俯瞰し、国際関係事業の戦略的な事業展開を行う。</u>● 諸外国の学術振興機関との協働や在外研究者コミュニティの形成・支援、海外研究連絡センターの活動等を通じて、国際的な研究ネットワークの形成・強化・発展に取り組む。● 国際的な共同研究やセミナー・シンポジウムの開催等を支援するとともに、優秀な外国人研究者の招へいに取り組み、国際頭脳循環を推進する。

2. 骨子案③

※ 下線は、「見直し内容」に対応した部分

Ⅲ 国民に対して提供する業務の質の向上に関する事項

セグメント	目標	具体的な取組例
5 学術振興のための支援基盤の強化	振興会の事業をより一層高度化するとともに、社会からの学術の振興への支持、信頼を得るために、学術を振興するための支援基盤を強化する取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none">● <u>振興会が有する研究課題情報や全研究分野の研究者とのネットワーク等の貴重なリソースを生かし、これらの分析から得られる学術動向等を捉え、戦略的な事業の企画・運営と我が国の学術振興に資する提言等を行う。</u>● <u>情報発信すべきターゲットや重点的・優先的に取り組む課題等を明確化し積極的に情報発信を行うことで、学術研究の社会的評価を一層高める。</u>● 男女共同参画への配慮など、学術研究の多様性等の確保に努める。● 研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策を推進するとともに、研究者所属機関における研究費の適正な執行が図られるよう取り組む。

2. 骨子案④

※ 下線は、「見直し内容」に対応した部分

IV 業務運営の効率化に関する事項

具体的な取組例

- 公募事業に係る審査プロセスのデジタル・トランスフォーメーション（DX）等を推進するなど業務の効率化・高度化を図る。
- 国の基準を踏まえた随意契約の見直しや積極的な業務委託の取組を行う。
- 国の方針を踏まえた情報システムの適切な整備及び管理を行う。

V 財務内容の改善に関する事項

具体的な取組例

- 予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図る。また、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

VI その他業務運営に関する重要事項

具体的な取組例

- 内部統制の更なる充実・強化を図るとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底する。
- 業務の中長期的な発展に資するため、職員の計画的な育成・確保と、機動的かつ戦略的な組織整備を行う。
- 情報セキュリティを始めとする法人運営上のリスク対策を国が示すガイドライン等を踏まえ適切に講じる。

次期中期目標期間の重点課題

理事長
杉 野 剛

1 多様で厚みのある知の創造のための基盤の整備

- 科学技術・イノベーションの基盤たる学術研究の重要性
- 多様で厚みのある学術研究を支える科研費事業の充実・改善
- 総合知創出に向けた人文・社会科学への支援の強化

2 優れた若手研究者の育成事業の見直し・強化

- 20年間で修士から博士への進学が低迷(9,201人→6,940人)
- 若手研究者が安心して研究に専念できる環境整備が急務
- 特別研究員(DC・PD)の処遇改善と育成方法の見直しなど

3 大学の研究力強化のための基盤的支援の強化

- 伸び悩む運営費交付金等に代わる基盤的支援の必要性
- 研究者も大学も支援する JSPS へと事業を展開
- WPI 事業や「地域中核・特色ある研究大学強化事業(案)」等で推進

4 研究者の国際交流・共同研究の推進

- 論文の国際共著率(35.2%)や研究者海外派遣(中長期)が低迷
- 国際紛争等により国際研究交流の枠組みが大きく変容
- 「国際先導研究(科研費)」(新規)等により強力に支援

5 女性研究者が活躍できる環境整備の加速

- 依然として低い日本の女性研究者の割合(17.5%)
- 日本の研究力の最大のポテンシャルとしての女性研究者
- JSPS から大学・社会へ明確なメッセージを送る必要

6 日本を代表する FA としての機能・体制の強化

- FA にふさわしい体制を構築するための人事戦略
- 学術の振興に関するシンクタンク機能の強化
- 若者など国民一般に対するアウトリーチ・広報活動の充実



日本学術振興会 (JSPS) の 次期 (第5期) 中期計画の方向性について

令和4年11月30日
日本学術振興会

次期中期計画における取組の方向性について①

【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置】

セグメント	小セグメント	事業例	成果確認の観点
1. 多様で厚みのある知の創造	(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に関する取組の推進	・人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を支援する「科学研究費助成事業(科研費)」の実施。	・資金配分機関として、公正性、透明性を確保した適切な審査・評価を実施し、迅速な交付処理を行い、遅滞なく事業が運営できたか。 ・多様な研究成果の創出に貢献したか。
	(2) 総合知の創出等に向けた研究活動等の推進	・人文学・社会科学に固有の本質的・根源的な問を追究する共同研究を推進し、人文学・社会科学の振興を図ることを目的とする「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」の実施。 ・人文学・社会科学のデータ共有、利活用を促進するデータプラットフォーム等の基盤の充実・強化を図り、人文学・社会科学研究の推進に寄与する「人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業」の実施。	・学術的・社会的要請に応えた研究活動等を推進するために、課題の設定等を踏まえて適切に取り組むことができたか。
2. 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	(1) 自立して研究に専念できる環境の確保	・若手研究者に対して、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、優秀な研究者の養成・確保を図る「特別研究員事業」の実施。	・優秀な若手研究者に対して、研究に専念できる機会を適切に与えることができたか。
	(2) 国際舞台で活躍する研究者の養成	我が国の優れた若手研究者が海外の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう滞在費等を支給する「海外特別研究員事業」の実施。	・優秀な若手研究者に対して、海外で研究に専念できる機会を適切に与えることができたか。
	(3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供	・優れた研究能力を有する若手研究者等を顕彰する「日本学術振興会賞」、「日本学術振興会育志賞」等の実施。 ・若手研究者の集中的な討議の機会を提供することで、若手研究者の育成及び相互ネットワークの形成を促す「先端科学(FoS)シンポジウム」等の実施。	・優秀な研究者の研究意欲を高めるため、研究者の顕彰等を適切に実施することができたか。

次期中期計画における取組の方向性について②

セグメント	小セグメント	事業例	成果確認の観点
3. 大学等における研究基盤等の強化	(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進	・世界から第一線の研究者が集まる優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える国際研究拠点」の形成を目指す「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)」において、国の方針に従い、国際的な体制のもとで審査・評価・進捗管理及び成果の最大化等の取組の実施。	・事業の趣旨や国の方針等を踏まえつつ、世界最高水準の研究拠点の形成に資する審査・評価等が公正・透明に適切に行われたか。 ・WPIの成果の最大化に向けた活動に、適切に取り組むことができたか。
	(2) 地域の中核・特色ある研究大学の強化促進	・強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の構築を前提に、大学として研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップを実現できる環境整備を支援する「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」において、国の方針に従い審査・評価・進捗管理・交付及び成果の最大化等の取組の実施。	・事業の趣旨や国の方針等を踏まえつつ、我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成に資する審査・評価等が公正・透明に適切に行われたか。 ・迅速な交付処理を行うことで、遅延なく事業が運営できたか。
	(3) 大学の教育研究改革の支援	・大学の学部や大学院の教育研究改革を支援する事業(「地域活性化人材育成事業～SPARC～」等)について、国の方針に従い、審査・評価等を実施。	・事業の趣旨や国の方針等を踏まえ、審査・評価等が適切に行われたか。
	(4) 大学のグローバル化の支援	・大学のグローバル化の取組を支援する事業(「大学の世界展開力強化事業」等)について、国の方針に従い、審査・評価等を実施。	・事業の趣旨や国の方針等を踏まえ、審査・評価等が適切に行われたか。

次期中期計画における取組の方向性について③

セグメント	小セグメント	事業例	成果確認の観点
4. 国際研究ネットワークの強化	(1) 戦略的な国際研究基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・振興会が取り組む事業全体を俯瞰し、国際関係事業の今後の在り方を示す総合指針の策定。 ・諸外国の学術振興機関との会合等における海外の学術振興機関との意見交換。 ・海外の研究者コミュニティや海外研究連絡センター等を活用した諸外国の情報の収集と諸外国における情報の発信。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際関係事業に関する総合指針の策定、及び指針を踏まえた適切な業務運営等がなされたか。 ・海外における研究者ネットワークの形成・拡大に適切に取り組むことができたか。
	(2) 国際的な研究交流等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の優れた研究者が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施を支援。 ・我が国と諸外国の研究教育拠点機関をつなぐ国際研究交流拠点の形成を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な交流事業について、公正性、透明性を確保しつつ効率的・国際的な審査等が適切になされたか。 ・継続的な国際ネットワークの形成・強化につなげることができたか。
	(3) 国際頭脳循環の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国の優秀な研究者を我が国の大学等研究機関で受け入れ、研究の進展と日本の研究環境の国際化を支援するフェローシッププログラムの実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な交流事業について、公正性、透明性を確保しつつ効率的・国際的な審査等が適切になされたか。 ・研究現場等の国際性の向上につなげることができたか。
5. 学術振興のための支援基盤の強化	(1) 研究現場の意見を踏まえた業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会や学術システム研究センター等を活用して研究者の意見を聴取し、事業改善に活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者等の意見を取り入れる機会を確保することができたか。
	(2) 女性研究者の活躍等の学術研究の多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・研究拠点や研究者等が行っている、学術研究における男女共同参画等の多様性の確保に向けた取組を水平展開するシンポジウムの開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究現場の男女共同参画に向けた取組(情報共有等)がなされているか。
	(3) 学術の振興に資する情報分析等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・振興会の事業等に関する情報を横断的に活用した調査・研究を実施し、学術の振興を目的とした事業等の改善・高度化に向けた取組の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行い、その成果を適切に報告することができたか。
	(4) 情報の発信と成果の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・振興会が実施する諸事業における活動及び成果等について情報発信等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・振興会の活動及びその成果について、有効な情報発信等が行われているか。
	(5) 研究公正の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理教育教材の改修や普及の推進と、研究機関における研究倫理教育の高度化を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理教育の高度化等に向けた取組が適切に実施されているか。

次期中期計画における取組の方向性について④

【業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置】

セグメント	取組例
組織の編成及び業務運営	・中期目標を達成するため、組織編成と資金配分について機動的・弾力的に運営。
経費等の効率化	・効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努める。
業務におけるDXの推進	・デジタル・トランスフォーメーション(DX)等を活用し、業務の効率化・高度化を図る。

【その他主務省令で定める業務運営に関する事項】

内部統制の充実・強化	・法令等の遵守の徹底 ・内部監査等による内部統制の適切な運用の点検・検証
情報セキュリティへの対応	・情報セキュリティ・ポリシーの見直し ・職員への情報セキュリティ研修の実施
施設・設備に関する計画	・施設・設備の整備に関する計画はなし
人材確保・育成方針	・職員の専門性を高めるための研修等の実施 ・適切な人事評価と人事配置への反映 ・関係機関との人事交流の促進
業務の点検・評価の推進	・自己点検評価・外部評価の実施

1-2-2 中期目標管理法 中期目標期間評価（見込評価） 総合評定

1. 全体の評定		
評定 (S、A、B、C、 D)	A	(参考：見込評価)
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期目標に定められた以上の業務の達成が認められたため。	

2. 法人全体に対する評価		
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本学術振興会は、長い歴史の中で構築した数多くの研究機関及び研究者とのネットワークを活用しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を行っており、研究者の知的探求心や自由な発想を源泉とする「学術研究」の振興を目的とし、学術研究における多様な特性・ニーズに応じた支援を行う我が国唯一のファンディングエージェンシーとしての役割を十分に果たしている。 ○ 各事業において、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、オンラインによる審査・評価を実施し事業の継続性を担保するだけでなく、WPI 事業においては、拠点への現地視察において「若手研究者によるポスターセッション」のオンラインでの実施や「研究現場の設備や環境に関する動画の視聴による視察」を実施するなど、新型コロナウイルス感染症による制限下においても事業運営の質的な向上にも取り組んでいる点は高く評価できる。また、採用者に様々な影響がある中、各事業において、採用期間延長や来日期限の延長、申請書の提出期限延長等、状況の変化に応じて様々な特例措置を設定し、柔軟に対応したことは高く評価できる。(p. 18, 50, 91 参照) ○ 科学研究費助成事業では、中期計画に記載されている事項（科研費委員会の開催や透明性の高い審査・評価システムの構築、研究費の交付）の着実な実施に並行して、基盤研究等の審査結果について、前年度の2月末に通知（審査結果通知の早期化）、審査委員の増員による一人当たりの最大審査数の低減、申請書類の押印の廃止、様々な通知文書の電子化を行うなど、研究者の利便性向上、研究機関の業務効率化、審査委員の負担軽減に資する改善が行われた点は高く評価できる。(p. 18 参照) ○ 特別研究員事業では、令和元年度に若手研究者の長期間の海外研さんを支援する「特別研究員・CPD」を創設したほか、令和2年度以降、報酬支給制限の緩和、DC 採用者が「ダブルディグリー・プログラム」によって留学することを可能とする制度変更、PD 等の傷害保険への一括加入、DC 採用期間中の博士号取得者の処遇向上、手続きの更なる電子化、DC 採用審査を二段階書面方式への変更など、制度の更なる効果的・効率的な運営に向けて、積極的に様々な改革を実行した点は高く評価できる。(p. 49 参照) ○ 国際共同研究事業では、スイス科学財団（SNSF）、ドイツ研究振興協会（DFG）及び英国研究・イノベーション機構（UKRI）の3か国それぞれとリードエージェンシー方式を導入したプログラムの実施に向けて協議し、募集要項の合意に至ったことは、これまで築き上げてきた関係の強化に資する取組が行われた点が高く評価できる。(p. 19 参照) ○ 特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な業務運営が行われていることが認められる。 	
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	日本学術振興会の業務運営の基本である学術の特質に配慮した事項の推進に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、研究者に寄り添った運営がなされたことに対し、総務省独立行政法人評価制度委員会の方針に基づき、評価を行った。	

3. 課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>○ 外国人研究者招聘事業については、当初のノーベル賞級の著名研究者を招聘して教えを請うスタイルから、競争相手でもある海外の有望株を招待して、長期の研究ネットワーク形成に繋げることに変わって久しい。成果は、どれだけ国際的ネットワークが形成できたか、ということに依存する。そのためには、これから成長するであろう海外研究者の質の評価も必要となる。これまでの活動の分析に取り入れる必要がある。(p.58 参照)</p> <p>○ 振興会が保有する研究者データベースは日本の研究者の大半をカバーする最大のデータベースである。研究業績データベースとリンクされれば、きわめて有用な研究データベースになる。自分たちが日本の中核研究者の最大データを保有しているという自覚の下に、より有益な運営を考案する努力をしてほしい。(p.116 参照)</p>
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

※ 評定区分は以下のとおりとする。(平成 27 年 6 月 30 日文科科学大臣決定、平成 29 年 4 月 1 日一部改定、以降「旧評価基準」とする) p13)

- S : 中期目標管理法の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 中期目標管理法の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。
- C : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-2-3 中期目標管理法人 中期目標期間評価（見込評価） 項目別評価総括表様式

中期目標（中期計画）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
1. 総合的事項	B	B	B	A		A	1-1	
（1）研究者等の意見を取り入れた業務運営	(b)	(b)	(b)	(b)		(b)		
（2）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化	(a)	(a)	(b)	(a)		(a)		
（3）学術研究の多様性の確保等	(b)	(b)	(b)	(a)		(a)		
2. 世界レベルの多様な知の創造	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重		<u>A○</u> 重	1-2	
（1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進	(<u>s○</u> 重)	(<u>s○</u> 重)	(<u>s○</u> 重)	(<u>s○</u> 重)		(<u>s○</u> 重)		
（2）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進	(<u>a○</u> 重)	(<u>a○</u> 重)	(<u>a○</u> 重)	(<u>a○</u> 重)		(<u>a○</u> 重)		
（3）学術の応用に関する研究等の実施	(<u>b○</u> 重)	(<u>b○</u> 重)	(<u>b○</u> 重)	(<u>b○</u> 重)		(<u>b○</u> 重)		
3. 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	B○ 重	B○ 重	A○ 重	A○ 重		A○重	1-3	
（1）自立して研究に専念できる環境の確保	(a○ 重)	(a○ 重)	(s○ 重)	(s○ 重)		(s○重)		
（2）国際舞台で活躍する研究者の養成	(b○ 重)	(b○ 重)	(a○ 重)	(a○ 重)		(a○重)		
（3）研究者の顕彰・研さん機会の提供	(b○ 重)	(b○ 重)	(b○ 重)	(b○ 重)		(b○重)		
（4）研究者のキャリアパスの提示	(b○ 重)	(b○ 重)	(b○ 重)	(b○ 重)		(b○重)		
4. 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	A	A	A	A		A	1-4	
（1）世界最高水準の研究拠点の形成促進	(b)	(b)	(a)	(a)		(a)		
（2）大学教育改革の支援	(a)	(a)	(a)	(a)		(a)		

中期目標（中期計画）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別調 書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価		
（3）大学のグローバル化の支援	(a)	(a)	(a)	(a)		(a)		
5. 強固な国際研究基盤の構築	B重	B重	B重	B重		B重	1-5	
（1）事業の国際化と戦略的展開	(b 重)	(b 重)	(b 重)	(b 重)		(b重)		
（2）諸外国の学術振興機関との協働	(<u>b</u> 重)	(<u>b</u> 重)	(<u>b</u> 重)	(<u>b</u> 重)		(b重)		
（3）在外研究者コミュニティの形成と協働	(a 重)	(a 重)	(<u>b</u> 重)	(b 重)		(b重)		
（4）海外研究連絡センター等の展開	(<u>b</u> 重)	(<u>b</u> 重)	(<u>b</u> 重)	(b 重)		(b重)		
6. 総合的な学術情報分析基盤の構築	B	B	B	B		B	1-6	
（1）情報の一元的な集積・管理	(b)	(b)	(b)	(b)		(b)		
（2）総合的な学術情報分析の推進	(b)	(b)	(b)	(b)		(b)		
（3）学術動向に関する調査研究の推進	(b)	(b)	(b)	(b)		(b)		
7. 横断的事項	B	B	B	B		B	1-7	
（1）電子申請等の推進	(b)	(b)	(b)	(b)		(b)		
（2）情報発信の充実	(b)	(b)	(b)	(b)		(b)		
（3）学術の社会的連携・協力の推進	(b)	(b)	(b)	(b)		(b)		
（4）研究公正の推進	(b)	(b)	(b)	(b)		(b)		
（5）業務の点検・評価の推進	(b)	(b)	(b)	(b)		(b)		
II. 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B		B	II	

1. 組織の編成及び業務運営	—	—	(b)	(b)	(b)		
2. 一般管理費等の効率化	—	—	(b)	(b)	(b)		
3. 調達等の合理化	—	—	(b)	(b)	(b)		
4. 業務システムの合理化・効率化	—	—	(b)	(b)	(b)		
III. 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	III	
1. 予算、収支計画及び資金計画	—	—	(b)	(b)	(b)		
2. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
3. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—		

4. 剰余金の使途	—	—	—	—	—		
IV. その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B	B	IV	
1. 内部統制の充実・強化	—	—	(b)	(b)	(b)		
2. 情報セキュリティへの対応	—	—	(b)	(b)	(b)		
3. 施設・設備	—	—	—	—	—		
4. 人事	—	—	(b)	(b)	(b)		
5. 中期目標期間を超える債務負担	—	—	—	—	—		
6. 積立金の使途	—	—	(b)	(b)	(b)		

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No.」欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書No. を記載。
- ※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「II. 業務運営の効率化に関する事項」、「III. 財務内容の改善に関する事項」及び「IV. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：—

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

独立行政法人日本学術振興会の見直し内容について

令和4年8月26日
文 部 科 学 省

1. 政策上の要請及び現状の課題

(1) 政策上の要請

独立行政法人日本学術振興会（以下「本法人」という）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の資金配分機関である。

本法人が担う「学術研究」は、「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」において、新しい現象の発見や解明のみならず、独創的な新技術の創出等をもたらす「知」を創出するものと位置付けられており、ますます重要性が高まっている。また、本法人が実施する業務は、文部科学省の政策目標の達成に向けて不可欠なものであることから、本法人には、引き続き我が国の学術振興の中核機関として、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められる。

(2) 現状の課題

我が国の研究力については、諸外国と比較して、論文の質・量ともに相対的・長期的に地位が低下するとともに、若手をはじめとした研究者の置かれる環境の改善が大きな課題となっている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまで当たり前に行われてきた国際的活動を変容させるなど研究者や学術の中心を担う大学等にも大きな影響を及ぼしており、その変化に適切に対応することも必要である。

本法人においては、全ての研究分野における第一線級の研究者や研究機関とのネットワークを有していること、膨大な研究課題情報の蓄積など我が国の研究動向を分析できる貴重なリソースを有していること、世界各国の学術振興機関から高い信頼を確保していること、膨大な申請を公平・公正に審査・評価するノウハウを有していること、コロナ禍においても研究現場に寄り添った対応を柔軟かつ遅滞なく行っており、研究者コミュニティから高い信頼を得ていることなどの強みを有する一方で、積極的な企画提案や法人の活動・成果に係る情報発信といった面において、それらの強みが十分に生かし切れていないという課題を有する。また、ニーズの高まりに伴って増大する事務・事業を適切に遂行す

るために、業務の更なる効率化と戦略的な人材育成・確保に取り組むことも必要である。

本法人は、上述のような学術研究を取り巻く課題を踏まえたうえで、自らの強みを生かし、課題を克服するための取組を進めることが求められる。

2. 講ずべき措置

(1) 中期目標期間

本法人が実施する業務は、研究助成や研究者養成など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標期間を5年とする。

(2) 中期目標の方向性

本法人には、学術の振興を図ることを目的とした唯一の資金配分機関として、国の科学技術・イノベーション政策等における役割を認識しつつ、学術における不易流行を見定め、自らも変革し、事業を展開する役割を期待する。また、その変革に当たっては、学術の中心を担う大学等との密接な連携協力の下、社会構造や研究環境の変化に対応するため、大学等の変革促進をも見据え、戦略的に事業の見直し・改善に取り組むとともに、新しい取組にも果敢に挑戦することが望まれる。

こうした役割の実現に向けて、次期中期目標においては、今中期目標期間に行ってきた事務・事業を継続して実施することを基本とし、以下の内容を重点事項として位置付ける。

○企画提案機能の強化

- ・膨大な研究課題情報等のリソースを保有する本法人の強みを生かし、これらの分析から得られる学術動向や研究者を取り巻く環境の変化を捉え、戦略的に事業の見直し・改善等を行うとともに、新たな企画にも積極的に取り組む。また、本法人が実施する事業の視点だけではなく、我が国全体の学術振興に資する提言も行う。

○若手研究者の安定的・効果的な育成に資する環境整備の促進

- ・関連する政策動向も踏まえて、トップ研究者の登竜門である特別研究員制度の一層の充実を図る等、優れた若手研究者を安定的・効果的に育成するための環境整備を促進する。

○国際関係事業の戦略的な推進

- ・関連する政策動向も踏まえながら、本法人が取り組む事業全体を俯瞰し、

事業の見直し・再構築も視野に入れた国際関係事業の今後の在り方を示す総合指針を策定し、これに基づき戦略的な事業運営を行う。

○広報機能の強化

- ・情報発信すべきターゲットや重点的・優先的に取り組む課題等を明確化した広報戦略を策定し、これに基づき本法人の広報機能の強化を図る。

○法人運営・マネジメントの更なる改善

- ・科学研究費助成事業等の審査プロセスのデジタル・トランスフォーメーション（DX）等を推進するなど業務の効率化を推進するとともに、戦略的な人材育成・確保等によって体制強化を行うことで、機動的かつ戦略的な法人運営を可能とする組織整備を行う。

令和4年度に中(長)期目標期間が終了する法人に係る次期目標の策定等に向けた論点について(抜粋)

(13) 日本学術振興会

- ・ 法人の諸事業を効果的・効率的に実施するため、例えば、諸外国の学術振興機関等との活動内容の比較を行い他機関における優れた取組を取り入れることや、事業の在り方について不断の改善を行うことなどにより、法人全体の事務・事業の改善等に取り組んでいくことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 法人が実施する諸事業における活動及び成果について積極的に情報発信し、学術研究の社会的評価を一層高めていくことを目標に盛り込んではどうか。



地域中核・特色ある研究大学の振興

令和4年度第2次補正予算額（案）

2,000億円

背景・課題

- ✓ 我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のためには、大学ファンド支援対象大学と地域中核・特色ある研究大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームの構築が必要不可欠
- ✓ そのためには、地域の中核・特色ある研究大学が、特定の強い分野の拠点を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開を図るとともに、大学間で効果的な連携をはかることで、研究大学群として発展していくことが重要

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
 四 政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月閣議決定）抄】
 ・地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。

事業内容

研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援

【支援のスキーム（基金）】



【地域中核・特色ある研究大学強化促進事業】

1,498億円

- 事業実施期間：令和4年度～（5年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：最大25件（申請毎に複数大学で連携）
- 支援対象：強みや特色ある研究、社会実装の拠点（WPI、共創の場等）等を有する国公立私立大学が、研究力強化に有効な他大学との連携について協議のうえ、研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリソースを投下する取組（単独大学での申請及び国際卓越研究大学への申請中の大学を含む申請は対象外）
 ※ 5年目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文科省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目途）
- 支援内容：上記を具現化するために必要な設備等の整備（30億円程度/件）と合わせて、研究開発戦略の企画や実行、技術支援等を担う専門人材の戦略的な配置や活動、研究環境の高度化等に向けて必要となる環境整備等の取組（5億円程度/件・年）を一体的に支援。
 （注）設備について1大学あたり上限15億円、1件（申請）あたり支援総額は連携大学数等に応じて決定。

【地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業】

502億円

- 単価・件数：平均20億円程度 × 最大25件
 （1大学あたり上限10億円、申請毎の連携大学数・内容等に応じて交付額を決定。）
- 支援内容：（注：支援対象は「地域中核・特色ある大学強化促進事業」に同じ）
 研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要な施設の整備を支援

- 強みを有する大学間での連携による相乗効果で、研究力強化に必要な取り組みの効果を最大化
- 特定領域のTOP10%論文が世界最高水準の研究大学並みに
- 強みや特色に基づく共同研究や起業の件数の大幅増加、持続的な成長を可能とする企業や自治体等からの外部資金獲得

- ✓ 研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張
- ✓ 戦略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着

我が国の科学技術力の飛躍的向上
 地域の社会経済を活性化し課題解決に貢献する研究大学群の形成

独立行政法人の目標の策定に関する指針

平成 26 年 9 月 2 日策定

平成 27 年 5 月 25 日改定

平成 31 年 3 月 12 日改定

令和 4 年 3 月 2 日改定

総務大臣決定

はじめに

独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、主務大臣による目標管理の下で一定の運営裁量を与えることにより、政策実施機能を向上させることを目的として導入された。

目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いが業務の実績評価の尺度となり、その評価が組織・事業の見直しや改廃に反映されるものであることから、どのような目標を定めるかが独立行政法人制度にとっては極めて重要である。また、独立行政法人（以下「法人」という。）は主に税金を財源とした運営費交付金により運営されていることを踏まえ、法人の業務の進捗状況等を国民が把握できるような目標を定めることが必要である。

一方、従来、主務大臣の目標の策定に関し法令に基づく政府共通的な基準が存在していなかったことから、目標が観念的、抽象的かつ総花的であり、かつ、必ずしも全ての目標について具体性や的確性、明確性が確保されていたわけではなかった。このため、実効性の高い目標管理・評価の仕組みが不十分であり、適正かつ厳正な評価の実施や国民に対する説明責任を果たしていないとの指摘があった。

こうした指摘に対し、第186回国会において独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正が行われ、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるため、主務大臣が目標の策定に加え評価も行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標管理の仕組みに改められたとともに、総務大臣が目標の策定及び業務の実績評価に関する政府統一的な指針を定めることとされたところである。

本指針はこのような経緯を踏まえ、改正後の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第28条の2第1項に基づき、主務大臣が目標を定めるに当たり指針とすべき事項を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」として取りまとめたものである。主務大臣は、本指針に基づき、法人の業務等に係る国民への説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化するという観点から、適切な目標を定める必要がある。

通則法においては、事務・事業の特性に応じ、法人を、中期目標管理により事務・事業を行う中期目標管理法人、中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う国立研究開発法人及び単年度の目標管理により事務・事業を行う行政執行法人の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築するとされたことから、以下、各分類に従い指針を策定する。

中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人については、主務大臣が目標を定め又はこれを変更する際は本指針に従うこととされており、特に、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会が、目標の内容が本指針に沿ったものとなっており、法人の業務実績評価が適正に行われる上で十分具体的な内容となっているかについてチェックすることとなる。

目 次

I 本指針について

- 1 本指針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的考え方及び主務大臣の定める目標の目的・・・・・・・・ 1
- 3 本指針の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 中期目標管理法の目標について

- 1 国の政策体系との関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 中期目標の期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 中期目標の項目の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 通則法第 29 条第 2 項第 2 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について・・・・・・・・ 5
- 5 通則法第 29 条第 2 項第 3 号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 通則法第 29 条第 2 項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 7 通則法第 29 条第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 8 中期計画及び年度計画との関係について・・・・・・・・・・・・ 13

III 国立研究開発法人の目標について

- 1 中長期目標の策定の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 国の政策体系との関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 中長期目標の期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 中長期目標の項目の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 5 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 2 号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について・・・・・・・・ 17
- 6 中期目標管理法の規定の準用について・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 7 中長期計画及び年度計画との関係について・・・・・・・・・・・・ 20
- 8 通則法第 35 条の 4 第 4 項「研究開発に関する審議会」について・・・・・・・・ 20

IV 行政執行法人の目標について

- 1 国の政策体系との関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 年度目標の項目の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 通則法第 35 条の 9 第 2 項第 1 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について・・・・・・・・ 23
- 4 中期目標管理法の規定の準用について・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 5 通則法第 35 条の 9 第 3 項「中期的な観点から参考となるべき事項」について・・・・・・・・ 26

V その他留意すべき事項について

- 1 目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について…………… 28
- 2 業務改革の取組との関係について…………… 28
- 3 調達等合理化の取組との関係について…………… 28
- 4 目標策定等のスケジュールについて…………… 28
- 5 共管法人の取扱いについて…………… 29
- 6 本指針の見直しについて…………… 29

I 本指針について

1 本指針の位置付け

本指針は、通則法第 28 条の 2 第 1 項に規定する「第 29 条第 1 項の中期目標、第 35 条の 4 第 1 項の中長期目標及び第 35 条の 9 第 1 項の年度目標の策定」に関する指針である。主務大臣は本指針に基づき所管する法人の目標を策定する必要がある。

2 基本的考え方及び主務大臣の定める目標の目的

本指針は、以下の考え方の下に策定されたものであり、主務大臣はこれに基づき目標を定めなければならない。

(1) 法律、閣議決定及びその他政府の種々の方針において、当該法人が取り組むべきとされた事項を反映させるとともに、当該法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえ、目標を策定しなければならない。

(2) 国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るといふ、通則法の改正により平成 27 年 4 月に実施された制度改正の趣旨を踏まえ、国の政策・施策・事務事業の体系（以下「政策体系」という。）の中で当該法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした上で、国の政策目的を実現するためにどのような目標を定めることが適切かという観点からも、十分に検討する必要がある。

その際には、従来の延長線上で新たな目標を考えるのではなく、当該法人のあるべき姿と現状から目標期間中に目指すべき目標を導き出すため、当該法人の長とも十分に議論した上で、次の分析・検討を行うことが極めて重要である。

① 国の政策を実現するための実施機関として当該法人に求められる使命（当該法人の根本となる設置目的や果たすべき役割）を明確化すること

② 当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源と実績を実際のデータ等からの的確に把握し、それらを基に専門性や人材面における当該法人の「強み」と「弱み」を分析することを通じて、当該法人の現状やその時点で直面する課題を把握・検討すること

③ 当該法人を取り巻く環境の変化について、当該法人の長だけでなく、当該法人外部の利害関係者（ステークホルダー）にも意見を聴くなどして客観的に分析し、その変化への対応を検討すること

こうした分析・検討を踏まえて、政策目的の実現に向けた具体的な道筋を検討の上、目標を定める必要がある。

これにより、業績の実績の評価を客観的に行うことを過度に考慮するあまり、法人の役割（ミッション）との関係で意味の乏しい数値目標を設定することや、評価結果から逆算したかのような目標管理上不適切な目標を設定するといったことが抑制されるとともに、目標期間における事務・事業ごとの重要度及び困難度（以下「重要度等」という。）が明らかとなり、期間中の業務運営や資源配分のメリハリ付けに資することとな

- る。また、下記（４）及び（５）の考え方もより一層徹底されることとなる。
- （３）主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるという、通則法の改正により平成27年4月に実施された制度改正の趣旨を踏まえ、目標の策定及び変更にあたっては、次のとおりとする。
- ① 当該法人の組織・事業の見直しの結果（主務大臣による見直しのほか、独立行政法人評価制度委員会による意見等を含む。）を反映させる。
 - ② 当該法人の業務実績評価（主務大臣による業務実績評価のほか、独立行政法人評価制度委員会や政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を含む。）及び当該法人に対する行政評価・監視の結果を反映させる。
 - ③ 関連する国の政策評価及び行政事業レビューの結果についても活用する。
- （４）目標を定めるにあたっては、上記（２）の①から③までの分析・検討の結果を基に、早急な財務内容の改善など、法人個々に対する社会的要請をも踏まえ、あらかじめ、当該法人に対して定める目標が必要性や妥当性を有しているかどうか、当該目標が当該法人の効果的かつ効率的な業務運営に資するものであるかどうか等の観点からも検討を行わなければならない。
- （５）主務大臣の定める目標は、法人の業務運営の方向性を決定するとともに、その業務の実績についての評価基準となることから、その策定は極めて重要である。目標の具体性、客観性、的確性、明確性及び統一性を確保するとともに、上記（２）の①から③までの分析・検討の結果を基に、当該法人の業務の特性や類型を踏まえた目標を策定する必要がある。
- これにより、当該法人の長のリーダーシップの下で、より自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、当該法人の政策実施機能を最大化することが可能となる。あわせて、簡素・効率的で実効性の高い目標管理・評価の仕組みの下、適正かつ厳正な評価の実施が可能となり、当該法人の改善に資するとともに、国民にとって分かりやすい法人運営を実現し、透明性の確保・国民への説明責任の徹底が図られる。
- （６）主務大臣は、目標の策定又は変更にあたっては、当該法人と十分に意思疎通を図るものとする。
- その際、主務大臣から法人に対して方針を伝達するだけでなく、政策の実施機関である法人の側からも、主務大臣に対して各地域の現場の「気づき」を迅速に提言することが必要である。

3 本指針の対象

本指針の対象は次のとおりである。

（１）中期目標管理法人

通則法第29条第1項に定める、3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）

（注）日本私立学校振興・共済事業団法第26条第1項により準用される通則法第29条第1項に基づき策定する同事業団の助成業務についての中期目標を含む。

(2) 国立研究開発法人

通則法第35条の4第1項に定める、5年以上7年以下の期間において
達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）

(3) 行政執行法人

通則法第35条の9第1項に定める、達成すべき業務運営に関する事業
年度ごとの目標（年度目標）

Ⅱ 中期目標管理法人の目標について

主務大臣は、次に掲げる事項の内容に留意しつつ、適切な目標を策定する。

1 国の政策体系との関係について

(1) 主務大臣が、法人に対し、国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、「主務大臣－法人」の「タテ」の関係を明確化することが重要である。その際、主務大臣と当該法人が十分に意思疎通を図り、当該法人の役割（ミッション）を両者が共有することが重要である。

(2) このため、中期目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設け、当該中期目標の期間における国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）を具体的かつ明確に記載する。

その際、Ⅰの2(2)の①から③までの分析・検討の結果は、新たな目標の根拠となる、主務大臣の当該法人に対する基礎的な認識であり、これを中期目標において明確に示すことは、主務大臣と当該法人が当該法人の役割（ミッション）を共有する上で極めて有効であることから、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の冒頭に、

① 国の政策を実現するための実施機関として当該法人に求められる使命（当該法人の根本となる設置目的や果たすべき役割）

② 当該法人の現状（当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源及び実績並びにそれらに基づき分析された当該法人の専門性・人材面における「強み」・「弱み」）及び当該法人が直面する課題の分析

③ 当該法人を取り巻く環境の変化の分析

を明記し、その上で、当該中期目標の期間における国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）、当該法人と国の政策・施策・事務事業との関係等について、具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策体系において当該法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）及び上記①から③までと当該法人の業務や目標との関係を明らかにした資料を中期目標に添付する。

2 中期目標の期間について

通則法第29条第2項第1号の「中期目標の期間」については、上記1(2)に定める「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の次に、主務大臣が定める期間を記載する。

3 中期目標の項目の設定について

国民に対する説明責任を果たす観点及び別途定める「独立行政法人の評価に関する指針」に規定する適正かつ厳正な評価に資する観点から、中期目標の項目については、以下のとおり設定する。

(1) 通則法第29条第2項第2号の「国民に対して提供するサービスその他

の業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。

- ① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割（ミッション）に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりを明示し、当該まとまりごとに目標を策定する。
- ② 一定の事業等のまとまりとは、当該法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、当該法人の長から、当該法人の資源（予算、人材、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

（例）

- i 個別法に規定する業務の単位
- ii 主要な事業ごとの単位
- iii 施設単位（同一の目的や事業を担う研究所レベル）
- iv 事業部単位

- ③ ただし、上記②によっては下記4（1）③のiからvまでに対応できない場合（定量化できない等）については、これにかかわらず更に細分化した単位で目標を定める。

- （2）通則法第29条第2項第3号の「業務運営の効率化に関する事項」、同項第4号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第5号「その他業務運営に関する重要事項」においては、上記（1）「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の項目に準じつつ、当該法人の特性及び事項の内容に応じ設定する。

例えば、「業務運営の効率化に関する事項」における事業経費について、法人全体として定めることが適当でない場合には、施設あるいは事業部の単位で目標を定めることが考えられる。

- （3）評価に際しては、原則、中期目標において設定した項目を評価単位として評価を実施する。

なお、中期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を、次期中期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

- 4 通則法第29条第2項第2号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

- （1）国民に対して提供するサービスその他の業務について達成すべき目標を具体的に記載する。特に、国民に対し、「どのような目的及び必要性の下、何に基づき（①）」、「いつまでに（②）」、「何について、どのような水準を実現するのか（③）」等について、次の事項に基づき、分かりやすく示さなければならない。

その際、上記1(2)の「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする。

① 「どのような目的及び必要性の下、何に基づき」について

目標を定める根拠となる閣議決定等の政府方針、国の政策体系及びその背景となる国民生活や社会経済の状況並びに法令上の根拠規定について記載する。関連する政策評価の事前分析表がある場合には、表番号についても記載する。

また、当該法人の役割、能力、規模、施設、設備等を踏まえ、目標に基づき当該法人が業務を行う必要性について記載する。

② 「いつまでに」について

中期目標の期間内の一定の時期までに達成を求める目標については、その達成時期について記載する。

③ 「何について、どのような水準を実現するのか」について

達成すべき目標及び当該目標の必要性について、次に掲げる事項を踏まえ、現状を明確にした上で、どのサービスをどのように向上させるのか(事業実施件数、対象企業発掘数、訓練終了後の就職率、助成後の事業化率など)について定める。

i 具体的、客観的、的確かつ明確であること

当該法人の役割(ミッション)に基づいた適切な業務運営が行われるとともに、主務大臣が当該法人に求める内容について国民に分かりやすく示す必要があることから、「何について、どのような水準」を求めるのか、観念的、抽象的又は総花的に記載するのではなく、具体的、客観的、的確かつ明確に記載する。

ii アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定めること

法人は国の政策を実現するための実施機関であることを踏まえ、また、当該法人の活動の達成状況を示す必要性から、アウトプットに着目した目標を必ず定める。あわせて、政策実現に向けた当該法人の活動によって発現した効果を国民に分かりやすく示す必要性、国民生活や社会経済に及ぼす影響を把握した上で見直しや改廃を行う必要性、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを機能させる必要性等から、できる限りアウトカムに着目した目標を定める。その際、外部要因が想定される場合には、当該外部要因の分析を踏まえて、当該法人固有の活動との関係を明らかにした上で、当該法人固有の活動から発現するアウトカムに着目した目標についてできる限り記載する。

ただし、一定の内容及び水準の業務を行うこと自体が当該法人の役割(ミッション)である場合などアウトカムに着目した目標を定めることが困難又は適切でないものについては、アウトカムの目標を定めることは要しない。

(注)「アウトプット」とは、あるシステムから産出されたものを指す概念であ

り、法人の直接的な活動の結果（当該法人の提供する個別具体のサービスや法人活動の直接的産出物）のこと。

「アウトカム」とは、成果ないし効果と訳され、主としてサービスを受け取る側の視点から論じられるもので、当該法人の活動の結果、国民生活及び社会経済に及ぼされる影響や効果のこと。

iii できる限り定量的であること

業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。その際、できる限り財務情報、統計情報等に基づく客観的に検証可能な定量的データを用いる。

その際、評価を客観的に行うことを過度に考慮するあまり、当該法人の役割（ミッション）との関係で意味の乏しい目標を設定することは本末転倒であり、そうしたことは行うべきではない。そのためにも、上記1（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析を十分に踏まえて目標を定める必要がある。

当該法人の役割（ミッション）や事務事業の特性等との関係から定量的な目標を定めることが適切でない又は困難であるため、定性的な目標を定める場合には、できる限り関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。また、当該指標は複数設定することも可能であり、それらの重要度等がある場合にはその旨記載する。

なお、指標については、その測定のための情報・データの入手が過重な負担を生ずることのないように、あらかじめその入手方法について検討し、業務の特性に応じた適切な設定に留意する。

iv 目標の特性に応じた内容であること

国の政策や当該法人の役割（ミッション）等に照らし当該中期目標の期間を超えた時期において達成を目指すべき目標がある場合には、その時期及び目指すべき水準を明らかにした上で、当該中期目標期間における目標水準の設定の考え方についても具体的かつ明確に記載する。

さらに、目標策定時点において最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を明らかにすることが、国の政策や当該法人の役割（ミッション）等に照らして必ずしも適切ではない又は明らかにできない場合（例えば、達成が難しいような「チャレンジングな目標」や成果・効果の発現までに必要な期間を予め設定することができない目標を定める場合など）には、最終的に達成すべきアウトカムに着目した目標を明らかにした上で（できる限りその水準についても明らかにする。）、目標の内容に応じて、次の事項の全てあるいはいずれかを具体的かつ明確に記載する。

- ア 当該中期目標期間中に取り組む内容とその水準及び期限並びにそれらの設定の考え方
 - イ 例えば、的確なマネジメントにより業務改善を図ることや取組過程で得られた知見の他分野での活用を図ることなど、最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組やその方向性
 - ⅴ 実現可能性を過度に考慮した安易な水準としないこと
- 目標水準については、国の政策目的を実現するために必要な水準を定める必要があり、実現可能性を過度に考慮した安易なものとしてはならない。

このため、上記1(2)の「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析、当該法人を取り巻く環境の変化の分析、当該法人の業務の実績、諸外国の事例、他法人の取組等を勘案し、当該法人の努力を促すことが期待されるような水準とするとともに、当該水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載する。

(2) 重要度及び困難度

法人が担う施策や事務・事業、ひいては目標には、その時々的情勢に応じて、重要度等が存在すると考えられ、また、重要度等は、政策や法人を取り巻く環境の変化、その時々の方の状況(当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源の状況)に応じて変化すると考えられる。

これを踏まえ、また、上記1(2)の「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係から重要度等が高いと合理的に判断できる場合においては重要度等が高い旨及び当該目標について重要度等が高いとした理由を明確に記載する。理由を記載する際には、上記1(2)の「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする。

その際、上記の分析に基づいて特定の目標の重要度等を高いとする以上は、当該法人の目標の中での優先順位付けが当然にあるものと考えられる。また、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もあり得る。こうしたことを踏まえて、安易に全ての目標を重要度等が高いとすることは厳に慎むべきである。

これにより、

- ① 各目標の重要度等を考慮した、メリハリのある評価につながる
- ② 各目標の重要度等を考慮した客観的な評価が行われることから、法人の役割(ミッション)に応じて達成が難しいような「チャレンジングな目標」を定めることが容易となることで、当該法人の職員がミッションや自らの職務の重要性を意識して業務を行うことができる
- ③ 予算や人員の的確な投入を可能にするなど、法人の長のマネジメントの向上につながり、法人全体としての効果的・効率的な業務運営を行うことができるため、法人自らの経営改善・合理化努力を引き出すこと

ができる
こととなる。

- (3) 近年、我が国は、急速な人口減少・高齢化、東京一極集中と地方の疲弊、多発する災害、エネルギー・環境問題など様々な課題に直面し、各府省や各法人が単独で解決することは困難となってきた。例えば、こうした課題に対し、AI・IoT・ロボットなど第4次産業革命の社会実装による「Society5.0」を実現し、地域社会を含め、持続可能でインクルーシブな経済社会を構築していくためには、オールジャパンで取組を進める必要がある。

こうした中で、国の行政の一部として政策実施に大きな役割を担う法人が様々な政策課題の解決に貢献していくためには、その専門性や人材面での強みを最大限発揮して、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門（以下「関係機関・団体」という。）との分担と協働を進める視点がこれまで以上に必要である。

そのため、当該法人やその業務の特性や類型に応じ、上記1(2)の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析を踏まえて、次の事項を明示すること。

- ① 関係機関・団体のノウハウ、専門人材等が不足している一方で、当該法人が専門性やノウハウ、人材面の強みを有する分野等において、当該法人がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うこと

（注）特に、地域における地方公共団体、非営利法人、民間企業等においては、人口減少社会の到来等により人材の確保やノウハウの継承が困難となっていることが予想される。

- ② 関係機関・団体との連携により政策効果のさらなる発揮が期待できる場合や個別の法人だけでは政策目的の実現が困難又は十分ではない場合に、当該法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化すること

（注）特に、府省を越えた取組やベンチャー企業等を含む外部活力の活用など、個別の法人の発意のみでは推進が難しい取組については、当該法人との十分な意思疎通の上で、主務大臣が一定の方針を指示することにより、取組の推進が期待できると考えられる。

ただし、当該法人やその業務の特性上、関係機関・団体との分担・協働を目標において明示することが馴染まない又は困難な場合は、無理に明示することは要しない。

なお、上記①及び②に係る目標を定める際には、主務大臣の中期目標が、法人が定めるべき具体的手段等を拘束することのないよう留意する必要があることから、目標においては、関係機関・団体との分担・協働により、当該法人の強みの発揮又は当該法人に不足する要素の補完が期待される分野等を示すなど、分担・協働の方向性を示す。政策目的や政策体系上の位置付け等から、連携すべき個別の対象が自ずと特定される場合におい

ては、個別の連携対象まで明示する。

- (4) 上記(1)から(3)までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を定める。また、別途同局長が示す記載例を参照する。
- (5) 中期目標管理法人が行う研究開発の業務についての目標を定める場合には、国立研究開発法人の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。

5 通則法第29条第2項第3号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について

- (1) 業務運営の効率化に関する事項については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、当該法人の特性及び事業等の内容に応じて適切な目標を策定する。その際、上記Ⅱの3(2)のとおり、施設あるいは事業部の単位で目標を策定することも可能である。また、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、原則として定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する。

(注) やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。

- (2) 業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法(企業会計における財務分析、経年比較による趨勢分析等)を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する。

中期目標の期間中に業務の改廃や増減があった場合には、本事項に適切に反映する。

- (3) 以上の考え方に基づき、具体的には、次の事項について定める。

① 業務改善の取組に関する目標

- i 当該法人の業務量の増減も踏まえ、組織体制の見直しや事務所等の統合、調達方法の見直し、人件費管理の適正化など、業務の改善に向けた取組について具体的かつ明確に定めるとともに、当該取組の結果削減等がなされる経費等(一般管理費や事業経費)についても、目標を定める。なお、業務量が増加したことだけをもって経費の増加につなげることをしないよう留意する。

- ii 経費に関する数値目標として、例えば次のようなものが考えられる。

- ・ 当該法人の経費総額
 - ・ 当該法人の経費項目ごとの総額
 - ・ 当該法人の提供する財・サービス1単位に要する経費
 - ・ 当該法人の調達する財・サービス1単位当たりの単価
- 数値目標で用いる「計数」として、例えば次のようなものが考えられる。
- ・ 前年度比
 - ・ 中期目標期間中の総額

- ・ 中期目標期間最終年度に達成すべき水準
数値目標は、物価変動分を考慮して実質値で表現する方法と名目値で表す方法とが考えられる。
なお、当該対象経費の定義及び範囲を明らかにしなければならない。

② 業務の電子化に関する目標

国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル・ガバメント推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、電子決裁の推進、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定める。情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に掲げられた取組と整合するように目標を定める。

- (4) 上記(1)から(3)までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を策定する。また、別途同局長が示す記載例を参照する。

6 通則法第29条第2項第4号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について

- (1) 財務内容の改善に関する事項には、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、原則として、定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する。

(注) やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。

- (2) 当該法人の財務情報を分析する等により財務内容の改善が必要な事項を明らかにした上で、業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法（企業会計における財務分析、経年比較による趨勢分析等）を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する。

- (3) 具体的には、運営費交付金債務残高の解消や保有資産（実物資産、金融資産、知的財産等）の処分、重要財産の譲渡等について、業務の特性に応じ具体的かつ明確に定める。

特に、収益性のある業務を遂行する法人については、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、採算性の確保等について具体的かつ明確に定める。さらに、赤字法人については、累積欠損金の計画的解消、欠損、債務超過、過大な不良債権の解消等について、いつまでにどのように改善するのかを具体的かつ明確に定める。

- (4) 上記(1)から(3)までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を策定する。また、別途同局長が示す記載例を参照する。

7 通則法第 29 条第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について

(1) 内部統制については、業務方法書に定める事項が基本となるが、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであり、その充実・強化を行うことが重要であることから、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、当該目標期間において具体的な取組を求める場合には、例えば以下のような取組について当該法人の規模や業務の特性に応じた目標を策定する。

- ・ 法人の長の意向・姿勢や運営上の方針・戦略等といった統制環境の整備
- ・ 業務のリスク要因、リスク発生原因を分析するといったリスク評価及びリスクへの対応
- ・ 法人の長の命令、指示の適切な実行を確保するための方針、手続といった統制活動の整備
- ・ 必要情報の識別、把握及び処理並びに関係者に正しく伝えられることの確保といった情報伝達の徹底
- ・ 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスであるモニタリング
- ・ ICTへの対応（組織の業務内容が ICT に大きく依存している場合等における、方針・手続の整備と ICT への適切な対応）

(注) 内部統制については、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）を参照する。

(2) 上記 4 (3) のとおり、法人には、これまで以上に、その専門性や人材面での強みを発揮していくことが求められており、そのためには、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった法人自身が有する強みを維持・向上させる取組を推進するとともに、そうした専門性等を担い、政策目的の実現に向けた要請に応えうる人材を確保・育成していく必要がある。

しかしながら、人口減少社会の到来に伴い、法人の将来を担う人材の確保・育成は、今後ますます困難となっていくことが予想されることから、これからの人材の確保・育成には、高度な戦略性が求められる。

このため、目標において、人材確保・育成方針の策定を求めることとし、その際、例えば、人材面の強化が必要と考えられる分野や、人材確保に当たり当該法人内部での育成に限らず関係機関・団体との人材交流も視野に入れることなど、必要な人材を確保・育成する上で留意を求めべき事項がある場合には、併せて示す。

(3) 政策目的の実現に向けて、政策実施を直接担う法人がその能力を最大限に発揮するためには、目標策定過程を通じて主務大臣と法人の長が当該法人の役割（ミッション）を共有するとともに、政策実施については、法人の長がそのリーダーシップを発揮して、当該法人の役割（ミッション）、目標等を組織内の各階層に浸透させ、その達成に向けて不断に自己改善

を行い、より高みを目指すことが重要である。

そのため、当該法人の規模や業務の特性に応じて、例えば、役職員への役割（ミッション）の浸透や業務改善への取組、主務大臣への提言など、法人の長のトップマネジメントについての取組を促す目標を定める。

その際、当該中期目標期間における具体的な取組がある場合は、個別の取組については、例えば、役職員への役割（ミッション）の浸透であれば、上記（１）の「内部統制」に記載し、業務改善への取組であれば、上記５の「業務運営の効率化に関する事項」に記載するなど、その内容に対応する項目に記載するとともに、「その他業務運営に関する重要事項」においては、「法人の長のトップマネジメントによる取組を進める」とし、その具体的内容として列記する。

なお、評価に当たっては、法人の長のマネジメントそのものを評価する観点から、適切に評価する必要があることに留意する。

- （４）その他、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、当該法人の業務運営や当該法人への信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えられる、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護、組織・人事管理（上記（２）に基づき定められる内容を除く。）、保有資産の管理・運用、安全管理、環境保全・災害対策、関連法人との関係等について、その特性に応じ、具体的かつ明確に目標を策定する。

（注）情報セキュリティに関する目標については、サイバーセキュリティ戦略本部の決定等を参照する。

- （５）上記（１）から（４）までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を定める。また、別途同局長が示す記載例を参照する。

８ 中期計画及び年度計画との関係について

中期計画及び年度計画には、法人が自主性・自律性を持って業務を遂行し中期目標を達成するための具体的手段等（中期目標を達成するためのより具体的かつ定量的な目標、具体的手段、スケジュール等）が盛り込まれるものである。したがって、主務大臣の中期目標が、法人が定めるべき具体的手段等を拘束することのないよう留意する。

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

主務大臣は、次に掲げる事項の内容に留意しつつ、適切な目標を策定する。

1 中長期目標の策定の目的等

(1) 国立研究開発法人は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の実施機関として、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めなければならない。

そのため、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」として定めた目標と、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する事項」として定めた目標が、全体として整合性が取れたものとなるよう十分留意する。

(2) 国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」とは、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することである。これは、個々の研究開発課題（事業）を個別に「最適化」し、それを積み上げることのみによって確保されるというよりも、むしろ、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、

- ① 研究開発に係る優れた人材の確保・育成を図る
- ② 適切な資源配分を実施する
- ③ 事業間の連携・融合を促す
- ④ 研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備する
- ⑤ 大学・民間企業等の他機関との連携・協力を進める

等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

また、「研究開発成果の最大化」とは、国立研究開発法人が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へつなぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術に対する理解の増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当である。

そのため、主務大臣は、目標の策定に際し、定量的な目標や測定可能な指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標とすることが重要である。

(3) 主務大臣は、中長期目標の策定に際して、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、有識者等（研究開発に関する審議会等）の高い専門的知見や、多様な経験等を踏まえた客観的な意見を適切に聴取、活用し、しっかりと練り上げた中長期目標を策定する。また、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて評価軸（後述Ⅲの5（1）⑤）を適切に設定する。主務大臣は、中長期目標の下で行われる具体的な業務運営の在り方については、国立研究開発法人の長の裁量を十分に尊重し、国立研究開発法人の長は中長期目標の実現・実施等について責任を果たす。中長期目標は、「研究開発成果の最大化」の目的等に照らし、社会環境や諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直す。

2 国の政策体系との関係について

(1) 主務大臣が、法人に対し、国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、「主務大臣－法人」の「タテ」の関係を明確化することが重要である。その際、主務大臣と当該法人が十分に意思疎通を図り、当該法人の役割（ミッション）を両者が共有することが重要である。

(2) このため、中長期目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設け、当該中長期目標の期間における国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）を具体的かつ明確に記載する。

その際、Iの2（2）の①から③までの分析・検討の結果は、新たな目標の根拠となる、主務大臣の当該法人に対する基礎的な認識であり、これを中長期目標において明確に示すことは、主務大臣と当該法人が当該法人の役割（ミッション）を共有する上で極めて有効であることから、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の冒頭に、

- ① 国の政策を実現するための実施機関として当該法人に求められる使命（当該法人の根本となる設置目的や果たすべき役割）

- ② 当該法人の現状（当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源及び実績並びにそれらに基づき分析された当該法人の専門性・人材面における「強み」・「弱み」）及び当該法人が直面する課題の分析

- ③ 当該法人を取り巻く環境の変化の分析

を明記し、その上で、当該中長期目標の期間における国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）、当該法人と国の政策・施策・事務事業との関係等について、具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策体系において当該法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）及び上記①から③までと当該法人の業務や目標との関係を明らかにした資料を中長期目標に添付する。

3 中長期目標の期間について

通則法第35条の4第2項第1号の「中長期目標の期間」については、上記2（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」

の章の次に、主務大臣が定める期間を記載する。

4 中長期目標の項目の設定について

「1 中長期目標の策定の目的」で明記した研究開発成果の最大化の観点、国民に対する説明責任を果たす観点及び別途定める「独立行政法人の評価に関する指針」に規定する適正かつ厳正な評価に資する観点から、中長期目標の項目については、以下のとおり設定する。

(1) 通則法第35条の4第2項第2号の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。

① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割（ミッション）に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりを明示し、当該まとまりごとに目標を策定する。

② 一定の事業等のまとまりとは、当該法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、当該法人の長から、当該法人の資源（予算、人材、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

（例）

- i 個別法に規定する業務の単位
- ii 主要な事業ごとの単位
- iii 施設単位（同一の目的や事業を担う研究所レベル）
- iv 事業部単位
- v 目標に対応したプログラム単位

③ ただし、国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業については、例えば、分野・センター等を超えた連携・協力、研究開発部門と施設整備・運営部門の協力、研究開発部門と知財部門・産学連携部門等との連携等の推進が必要となる場合もあることを踏まえ、法人内部の縦割りを助長することのないよう十分留意する。

(2) 通則法第35条の4第2項第3号の「業務運営の効率化に関する事項」、同項第4号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第5号「その他業務運営に関する重要事項」においては、上記(1)「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の項目に必要な応じて準じつつ、当該法人の特性及び事項の内容に応じて設定する。

また、「業務運営の効率化に関する事項」における事業経費について、当該法人全体として定めることが適当でない場合には、施設あるいは事業部の単位で目標を定めること等も検討する。

なお、国立研究開発法人の自主性・自律性や「研究開発成果の最大化」に向けた長のマネジメントの在り方を必要以上に拘束することのないよう留意する。

- (3) 評価に際しては、原則、中長期目標において設定した項目を評価単位として評価を実施する。

なお、中長期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中長期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

5 通則法第35条の4第2項第2号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

(1) 研究開発の事務及び事業に係る目標について

研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項に関する目標のうち、研究開発の事務及び事業に係る目標については、どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるかについて、中期目標管理法人の規定（Ⅱの4（1）①及び②）に準じて分かりやすく記載するとともに、次の①から⑦までに留意する。

その際、上記2（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする。

① 目標の策定の基本的枠組み

主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、当該国立研究開発法人の役割（ミッション）、業務、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性・多様性等を踏まえて適切な目標を策定する。また、目標が研究開発の現場へ与える効果・影響等についても十分に考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を策定する。

目標を定める際には、Ⅲの1（2）の「研究開発成果の最大化」の趣旨を踏まえ、量的な観点のみならず質的な観点も踏まえて総合的に評価・判断されるべきものであることに鑑み、適切に評価軸（後述Ⅲの5（1）⑤）を設定する。また、Ⅱの4（3）も踏まえるものとする。

② 目標の達成時期

目標の達成時期については、開発に関する目標のように具体的な開発時期を設定することが適切な場合はこれを明確化する。

一方で、長期性、不確実性等といった研究開発の特性に鑑み、また、研究開発については成果が創出されてから相当期間経過後にアウトカムへの貢献や実現につながることを一般的であることを踏まえ、中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れることについても適切に配慮する。ただし、当該中長期目標期間において当該法人が何を目指して業務を遂行するかについては明らかにしておく必要がある。

③ できる限りアウトカムと関連させた目標とすること

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、研究開発活動の国

や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえて判断する必要があるため、国立研究開発法人に対して主務大臣が提示する目標は、できる限りアウトカムと関連させた目標とする。

（注）研究開発活動のアウトプット（成果物）とは、例えば、投稿された学術論文、特許出願された発明、提出された規格原案、作成された設計図、開発されたプロトタイプなどを指す。

研究開発活動のアウトカム（国や社会に対する効果）とは、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によって、その受け手に、研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用を指す。例えば、科学コミュニティに生じる価値の内容、製品やサービスなどに係る社会・経済的に生み出される価値の内容などがある。

（「諮問第2号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申」（平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議決定）から引用）

④ 具体的かつ明確であること等

アウトカムに関連した目標は、国民にとっても分かりやすいものとするため、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標、新たな領域開拓等目指すべき方向性を示すような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に定める。

その際、当該目標の特性等に応じ、定量的な水準・観点について十分考慮する。

なお、主務大臣は、具体性及び定量性を追求し過ぎるとアウトプットを中心とした多数の小目標の設定につながる可能性があること、客観性を追求し過ぎると「研究開発成果の最大化」に向けての目標としての実質性が損なわれる可能性があること等にも留意して、適切な目標を策定する。

⑤ 「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。

ここで言う評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるものである。

評価に当たっては、それぞれの目標に応じて設定した評価軸を基本として評価する。その際、定性的な観点、定量的な観点を双方を適切に勘案して評価することが重要である。

また、それぞれの目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げて、それらを全て評価軸として設定することに重点を置くのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価

軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することが重要である。また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

⑥ 評価軸と関連する指標等の設定について

上記⑤のとおり、評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

評価軸と関連する指標等として、次の i から iii までを十分踏まえつつ、法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する。

- i 指標等の設定に当たっては、定量的水準・観点を十分考慮する。
- ii ただし、定量的な指標となり得る論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等については、必ずしもこれらがアウトカムに直結するとは限らない場合があるほか、法人としてこれらの数値を上げることが自体が安易に目的化することは必ずしも適当ではない場合がある。また、これらの指標を評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）として設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を助長するおそれも考えられる。
- iii このため、主務大臣は、指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示する。前者の例としては開発目標に係る技術仕様、後者の例としてはハイリスク・ハイリターンな挑戦的な目標に係る論文発表数や共同研究件数等が考えられる。

⑦ 重要度及び困難度について

国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業は、分野、段階、手法、目的、形態等が多種多様であるため、相対的な重要度等を判断することは一般的には困難な場合が多いことや、科学技術の進展や社会経済情勢の変化に応じて重要度等も常に変化するものであること等も踏まえ、重要度等の設定を行う場合は、有識者等（研究開発に関する審議会等）の意見を聴き、重要度等を設定した理由を明確に記載するなど、適時適切な形で行う。理由を記載する際には、上記 2 の（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする。

その際、上記の分析に基づいて特定の目標の重要度等を高いとする以上は、当該法人の目標の中での優先順位付けが当然にあるものと考えられる。また、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もあり得る。こうしたことを踏まえて、安易に全ての目標を重要度等が高いとすることは厳に慎むべきである。

- (2) 上記（1）に従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。

(3) 研究開発以外の事務及び事業に関する目標については、中期目標管理法人の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。

6 中期目標管理法人の規定の準用について

(1) 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の「業務運営の効率化に関する事項」及び同項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について、中期目標管理法人の規定（Ⅱの 5 及び 6）を準用する。この場合において「中期目標」を「中長期目標」と読み替えることとする。

この際、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めることが必要である。

(2) 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について、中期目標管理法人の規定（Ⅱの 7）を準用する。

この際、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めることが必要である。

また、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化すること、万が一研究不正が発生した場合の厳正な対応などについて、適切な形で目標を定める。

7 中長期計画及び年度計画との関係について

主務大臣と国立研究開発法人が十分に意思疎通を図り、主務大臣が提示する中長期目標の各項目について具体的な内容を盛り込んだ中長期計画及び年度計画を作成する。国立研究開発法人が中長期目標を実現するために中長期計画及び年度計画で定めるべき具体的手法等の内容については、国立研究開発法人の自主性・自律性を尊重し、中長期目標がこれを拘束することのないように留意する。

8 通則法第 35 条の 4 第 4 項「研究開発に関する審議会」について

研究開発に関する審議会は、研究開発の専門性等に鑑み、3つの法人分類のうち国立研究開発法人の分類のみに制度的に明確に位置付けられている審議会であり、主務大臣が国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価をするに際して重要な役割を果たすことが期待されている。

そのため、研究開発に関する審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとする。主務大臣及び国立研究開発法人が中長期目標・中長期計画を策定するに際して、社会のニーズに配慮し、国内外の幅広く高い識見を踏まえてしっかりと練り上

げられたものとするために、第三者の立場から、社会的な見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行い、客観的に確認する。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」等を評価するための評価軸についても、主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認し、適切な提言を行う。

なお、複数の主務大臣が所管する国立研究開発法人に係る研究開発に関する審議会については、各主務大臣が所管する業務に関する事項はそれぞれの審議会が分担し、全体に関する事項及び共通して所管する事項については主務大臣間で協議して審議会を開催するなど、国立研究開発法人の中長期目標の策定等に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られることが必要である。

IV 行政執行法人の目標について

主務大臣は、行政執行法人が、国の行政事務と密接に関連し、主務大臣の指示その他の主務大臣の相当な関与の下に一体的に執行することが求められる事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人であり、その業務の確実な執行が国民生活又は社会経済の安定に不可欠であるという特性を踏まえた上で、次に掲げる事項の内容に留意しつつ、適切な目標を策定する。

1 国の政策体系との関係について

- (1) 行政執行法人が、主務大臣と一体的に業務を執行することが求められていることを踏まえ、特に、主務大臣が法人に対し国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、「主務大臣－法人」の「タテ」の関係を明確化することが重要である。その際、主務大臣と当該法人が十分に意思疎通を図り、当該法人の役割（ミッション）を両者が共有することが重要である。
- (2) このため、年度目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設け、国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）を具体的かつ明確に記載する。

その際、Iの2(2)の①から③までの分析・検討の結果は、新たな目標の根拠となる、主務大臣の当該法人に対する基礎的な認識であり、これを年度目標において明確に示すことは、主務大臣と当該法人が当該法人の役割（ミッション）を共有する上で極めて有効であることから、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の冒頭に、

- ① 国の政策を実現するための実施機関として当該法人に求められる使命（当該法人の根本となる設置目的や果たすべき役割）
- ② 当該法人の現状（当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源及び実績並びにそれらに基づき分析された当該法人の専門性・人材面における「強み」・「弱み」）及び当該法人が直面する課題の分析
- ③ 当該法人を取り巻く環境の変化の分析

を明記し、その上で、当該年度目標の期間における国の政策体系上の当該法人の位置付け、当該法人の役割（ミッション）、当該法人と国の政策・施策・事務事業との関係等について、具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策体系において当該法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）及び上記①から③までと当該法人の業務や目標との関係を明らかにした資料を年度目標に添付する。

2 年度目標の項目の設定について

国民に対する説明責任を果たす観点及び別途定める「独立行政法人の評価に関する指針」に規定する適正かつ厳正な評価に資する観点から、年度目標の項目については、以下のとおり設定する。

- (1) 通則法第35条の9第2項第1号の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」においては次に従い設定する。

① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割（ミッション）に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりを明示し、当該まとまりごとに目標を策定する。

② 一定の事業等のまとまりとは、当該法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、当該法人の長から、当該法人の資源（予算、人材、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

(例)

- i 個別法に規定する業務の単位
- ii 主要な事業ごとの単位
- iii 施設単位（同一の目的や事業を担う研究所レベル）
- iv 事業部単位

③ ただし、上記②によっては下記3（1）③のiからiiiまでに対応できない場合（一定の事業等のまとまりでは測定可能な目標設定ができない等）については、これにかかわらず更に細分化した単位で目標を定める。

(2) 通則法第35条の9第2項第2号の「業務運営の効率化に関する事項」、同項第3号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第4号「その他業務運営に関する重要事項」においては、上記（1）「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の項目に準じつつ、当該法人の特性及び事項の内容に応じ設定する。

例えば、「業務運営の効率化に関する事項」における事業経費について、当該法人全体として定めることが適当でない場合には、施設あるいは事業部の単位で目標を定めることが考えられる。

(3) 評価に際しては、原則、年度目標において策定した項目を評価単位として評価を実施する。

3 通則法第35条の9第2項第1号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

(1) 国民に対して提供するサービスその他の業務について達成すべき目標を具体的に記載する。特に、国民に対し、「どのような目的及び必要性の下、何に基づき（①）」、「いつまでに（②）」、「何について、どのような水準を実現するのか（③）」等について、次の事項に基づき、分かりやすく示さなければならない。

その際、上記1（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係を明らかにする。

- ① 「どのような目的及び必要性の下、何に基づき」について
法人が執行すべき主務大臣が定める計画、国の政策体系及びその背景となる国民生活や社会経済の状況並びに法令上の根拠規定について記載する。関連する政策評価の事前分析表がある場合には表番号についても記載する。
また、当該法人の役割、能力、規模、施設、設備等を踏まえ、目標に基づき当該法人が業務を行う必要性について記載する。
- ② 「いつまでに」について
年度目標の期間内の一定の時期までに達成を求める目標についてはその達成時期について記載する。
- ③ 「何について、どのような水準を実現するのか」について
達成すべき目標及び当該目標の必要性について、次に掲げる事項を踏まえ、どの業務をどのようなやり方で正確かつ確実に執行するのか（大臣の定める計画の確実な達成、大臣が定める期限ごとに結果を提出、検査実施件数等）について定める。
- i 具体的、客観的、的確かつ明確であること
当該法人の役割（ミッション）に基づいた適切な業務運営が行われるとともに、主務大臣が当該法人に求める内容について国民に分かりやすく示す必要があることから、「何について、どのような執行」を求めるのか、観念的、抽象的又は総花的に記載するのではなく、具体的、客観的、的確かつ明確に記載する。
- ii 測定可能であること等
正確かつ確実な執行が求められる業務については、正確性及び確実性について客観的に達成状況が分かる定量的又は定性的な目標を定める。あわせて、目標に関する定量的な指標及び当該指標の達成水準を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。当該指標はできる限り財務情報、統計情報等に基づく客観的に検証可能なものとする。
その際、評価を客観的に行うことを過度に考慮するあまり、当該法人の役割（ミッション）との関係で意味の乏しい目標を設定することは本末転倒であり、そうしたことは行うべきではない。そのためにも、上記1（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析を十分に踏まえて目標を定める必要がある。
その他の業務については、中期目標管理法の規定（Ⅱの4（1）③ ii 及び iii）を準用する。
- iii 正確性及び確実性を過度に考慮した安易な水準としないこと等
正確かつ確実な執行が求められる業務の目標の水準については、業務執行における正確性及び確実性を過度に考慮した安易なものとしてはならない。
なお、正確かつ確実な執行が求められる業務のうち検査や検定を行う業務については、当該法人の業務の実績、諸外国の事例、他法人

の取組等を勘案し、当該法人の努力を促すことが期待されるような水準とする必要があるため、中期目標管理法の規定（Ⅱの４（１）③v）を準用する。

その他の業務の目標の水準については、中期目標管理法の規定（Ⅱの４（１）③v）を準用する。

（２）重要度及び困難度

法人が担う施策や事務・事業、ひいては目標には、その時々的情勢に応じて、重要度等が存在すると考えられ、また、重要度等は、政策や法人を取り巻く環境の変化、その時々の方の状況（当該法人の能力、人材、規模、施設、設備等の資源の状況）に応じて変化すると考えられる。

これを踏まえ、また、上記１（２）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析との関係から重要度等が高いと合理的に判断できる場合においては、中期目標管理法の規定（Ⅱの４（２））を準用して、重要度等が高い旨及び当該目標について重要度等が高いとした理由を明確に記載する。

その際、上記の分析に基づいて特定の目標の重要度等を高いとする以上は、当該法人の目標の中での優先順位付けが当然にあるものと考えられる。また、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もあり得る。こうしたことを踏まえて、安易に全ての目標を重要度等が高いとすることは厳に慎むべきである。

（３）近年、我が国は、急速な人口減少・高齢化、東京一極集中と地方の疲弊、多発する災害、エネルギー・環境問題など様々な課題に直面し、各府省や各法人が単独で解決することは困難となってきた。例えば、こうした課題に対し、AI・IoT・ロボットなど第４次産業革命の社会実装による「Society5.0」を実現し、地域社会を含め、持続可能でインクルーシブな経済社会を構築していくためには、オールジャパンで取組を進める必要がある。

こうした中で、国の行政の一部として政策実施に大きな役割を担う法人が様々な政策課題の解決に貢献していくためには、その専門性や人材面での強みを最大限発揮して、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門（以下「関係機関・団体」という。）との分担と協働を進める視点がこれまで以上に必要である。

そのため、当該法人やその業務の特性や類型に応じ、上記１（２）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章において記載する当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析を踏まえて、次の事項を明示すること。

① 関係機関・団体のノウハウ、専門人材等が不足している一方で、当該法人が専門性やノウハウ、人材面の強みを有する分野等において、当該法人がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うこと

（注）特に、地域における地方公共団体、非営利法人、民間企業等においては、人口減少社会の到来等により人材の確保やノウハウの継承が困難となって

いることが予想される。

- ② 関係機関・団体との連携により政策効果のさらなる発揮が期待できる場合や個別の法人だけでは政策目的の実現が困難又は十分ではない場合に、当該法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化すること

(注) 特に、府省を越えた取組やベンチャー企業等を含む外部活力の活用など、個別の法人の発意のみでは推進が難しい取組については、当該法人との十分な意思疎通の上で、主務大臣が一定の方針を指示することにより、取組の推進が期待できると考えられる。

ただし、当該法人やその業務の特性上、関係機関・団体との分担・協働を目標において明示することが馴染まない又は困難な場合は、無理に明示することは要しない。

なお、上記①及び②に係る目標を定める際には、主務大臣の年度目標が、法人が定めるべき具体的手段等を拘束することのないよう留意する必要があることから、目標においては、関係機関・団体との分担・協働により、当該法人の強みの発揮又は当該法人に不足する要素の補完が期待される分野等を示すなど、分担・協働の方向性を示す。政策目的や政策体系上の位置付け等から、連携すべき個別の対象が自ずと特定される場合においては、個別の連携対象まで明示する。

- (4) 上記(1)から(3)までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を定める。また、別途同局長が示す記載例を参照する。
- (5) 行政執行法人が行う研究開発の業務についての目標を定める場合には、国立研究開発法人の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。

4 中期目標管理法人の規定の準用について

通則法第35条の9第2項第2号「業務運営の効率化に関する事項」、同項第3号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第4号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について、中期目標管理法人の規定(Ⅱの5、6及び7)を準用する。この場合において「中期目標」を「年度目標」と読み替えることとする。

5 通則法第35条の9第3項「中期的な観点から参考となるべき事項」について

年度目標に記載される中期的な観点から参考となるべき事項についても、中期目標管理法人の規定を参考にすることとする。

具体的には、

- ・ 業務運営の効率化に関する事項については、各年度の進捗状況の把握と進行管理を行う観点から、各年度及び期間全体での目安や方向性について、原則として定量的に定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。やむを得ず定性的に定める場合には、関連した定量的な指標及

び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。

- 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項のうち、複数年度にわたる計画的な取組が必要なものについては、その特性に応じ、各年度及び期間全体での目安や方向性について具体的かつ明確に記載する。

V その他留意すべき事項について

- 1 目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について
目標及び指標を定めるに当たっては、本指針の考え方及び本指針で示した記載すべき事項に従うとともに、各業務の特性に応じた内容とすることが必要である。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）で示された業務類型別の措置を踏まえ、適切に策定する必要がある。
このため、過去の政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を踏まえ、業務類型に着目した「目標策定の際に考慮すべき視点」を、別途総務省行政管理局長が示すこととする。当該視点で示した内容については、評価を行う際の視点ともなることから、目標を策定する際は十分に配慮する。
また、業務類型に着目した目標及び指標の具体例として、「目標及び指標の記載例」を、別途総務省行政管理局長が示すこととする。当該記載例は目標及び指標の策定の際に参照する。
- 2 業務改革の取組との関係について
国の行政機関における業務改革については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）において、その方針が定められている。
一方、独立行政法人は、その制度趣旨上、効果的かつ効率的な業務運営が求められていることから、引き続き業務改革の取組が進められる必要があると考えられる。
このため、法人においても「国の行政の業務改革に関する取組方針」の趣旨を踏まえて国の行政機関の取組に準じた取組が行われるような目標の策定に留意する。
- 3 調達等合理化の取組との関係について
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定に掲げられた取組と整合するように目標を策定する必要がある。
- 4 目標策定等のスケジュールについて
主務大臣は、当該法人の業務実績評価及び業務全体の見直しを適切に反映させた上で、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会のチェックを受けた目標を策定しなければならない。
このため、具体的には、以下のようなスケジュールに従うものとする。
(1) 新中（長）期目標案の策定（中期目標管理法人、国立研究開発法人）
1月上旬を目途に策定、独立行政法人評価制度委員会に通知。同委員会のチェックを受ける。

(2) 新中(長)期目標(中期目標管理法人、国立研究開発法人)及び年度目標(行政執行法人)の策定

2月下旬を目途に決定し、当該法人に指示する。

(3) 新中(長)期計画(案)(中期目標管理法人、国立研究開発法人)及び事業計画(案)(行政執行法人)の策定、認可

主務大臣から指示された目標に沿って策定し、3月末までに主務大臣の認可を得る。

なお、中期目標管理法人及び国立研究開発法人の目標の変更については、上記に準じ、変更する期日の2～3か月前に策定、独立行政法人評価制度委員会に通知し、同委員会のチェックを受ける等とする。行政執行法人の目標の変更についても上記に準じて策定する。

5 共管法人の取扱いについて

複数の主務大臣が所管する法人の目標については、各主務大臣が所管する業務に係る目標はそれぞれの主務大臣が分担して策定し、全体に関する事項及び共通して所管する事項の目標は主務大臣間で協議して策定するなど、各主務大臣が連携して目標を策定する。

原則として法人の目標は一つとする。

6 本指針の見直しについて

総務大臣は、目標の策定状況や法人に関する種々の政府方針等を踏まえ、主務大臣の下でのPDCAサイクルの実効性をより高める観点や法人の実効性のあるマネジメントをより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

総管管第24号

令和4年3月22日

各府省大臣官房長等 宛て

総務省行政管理局長

(公印省略)

「目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」の改正について

令和4年3月2日付け「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)の改定を踏まえ、「目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」(平成26年9月2日総管査第254号)の別紙1「目標策定の際に考慮すべき視点」及び別紙2「目標及び指標の記載例」を改正したので通知する。

目標策定の際に考慮すべき視点

標記について、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定、令和4年3月2日改定)に基づき、目標策定の際に考慮すべき視点を取りまとめたので、独立行政法人(以下「法人」という。)に対する目標の検討に当たっては、本通知事項に留意の上、適切な目標策定をお願いする。

1 目標策定に当たって行う法人の使命の明確化、現状・直面する課題の分析及び法人を取り巻く環境の変化の分析に係る各法人共通の視点(目標及び指標の記載例は、別紙2の1参照)

法人の目標は、「当該法人は、そもそも国の行政の中で、このような位置付け・役割・目的を与えられて設置されたものであり、現在、このような現状や直面する課題(人材、施設・設備、専門的能力等に基づく「強み」又は「弱み」)を有している。一方、当該法人を取り巻く環境はこのようになって(きて)いる。こうしたことから、現在の政策体系の中では、このような位置付け・役割を与えられているため、それを果たすべく、このような目標(水準)が必要」といったようなストーリー性を持って策定されることにより、より必然性を持った意味のあるものとなると考えられる。

目標策定に当たって行う法人の使命の明確化、現状・直面する課題の分析及び法人を取り巻く環境の変化の分析は、主務大臣が、新たな目標の根拠となる当該法人のあるべき姿と現状を、その時々の方が求める方向も踏まえて的確に把握・認識する上で極めて重要である。

このため、次の点を考慮して分析等を行う。

- ① 「法人の使命の明確化」とは、当該法人が、国の行政における政策実施機関の一つとして、そもそもどのような位置付けや役割、設置目的を与えられているのか、当該法人のあるべき姿とはどのようなものを明らかにすることであり、いわば当該法人の存在意義を明らかにすることである。

そのため、当該法人が最終的にどのような政策効果の発現に寄与することを目指すものなのかなど、設置法、政府方針等においてどのような役割が求められているかを明確にする。

その際、類似の事務・事業を行う法人など、関連性の高い使命や事務・事業を担う法人がある場合には、それらとの違いや役割分担にも留意した整理が必要である。

- ② 当該法人の現状やその時点で直面する課題の分析に当たっては、単に当該法人の資源(能力、人材、規模、施設、設備等)や実績を列挙するのではなく、それらを基に、当該法人にどのような「強み」又は「弱み」があるのか、また、そう

した「強み」又は「弱み」が当該法人の役割の発揮にどのように影響するのかを分析すること。

その際、法人の現状の分析が的確に行われれば、その分析結果は、目標水準の設定や困難度が高いとする際の有効な根拠の一つとなり得、また、当該法人にその強みをいかした関係機関・団体への支援やその弱みを補うための関係機関・団体との協働体制の確立・強化を行わせる際の当該支援や協働体制の確立・強化の必要性及びそれらの対象の根拠にもなることに留意する。

- ③ 当該法人を取り巻く環境の変化については、具体的にどのようなことを契機や背景として、どのような変化があり、それが当該法人の役割の発揮の上でどのように影響するのかを明確にする。

その際、環境の変化を客観的に捉えるためには、主務大臣や法人の側からの視点だけでなく、ユーザー等関係者側からの視点も交えた分析が有効であると考えられることから、当該法人（の長）だけでなく、外部の利害関係者等からも意見を聴くなど、多角的な視点からの分析に努める。

2 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に係る視点

(1) 業務類型別の視点

① 金融業務（目標及び指標の記載例は、別紙2の2（1）①参照）

金融業務については、貸倒れ等が最終的に国民の負担するコストとなることを十分意識して目標を策定することが重要である。

このため、次の点を考慮して目標を策定する。

- i 政策目的に照らし、貸付額、利率、償還期限などの融資条件等を適切なものとする。
- ii 審査・採択等の客観性を確保することができるような目標とする。
- iii 融資等事業について、事前・事後の信用等のリスク管理を的確に行わせるような目標とする。
- iv 融資等機関におけるリスク管理の有効性を検証するために、法人による融資等機関に対するモニタリングを適切に実施させるような目標とする。
- v 審査・回収等の金融業務の強化を図る観点からの研修を的確に実施させるような目標とする。
- vi その他、業務を適切に行うためのリスク管理体制や職員の能力向上の取組等に係る目標について、「その他業務運営に関する重要事項」に適切に策定すること。

② 人材育成業務（目標及び指標の記載例は、別紙2の2（1）②参照）

人材育成業務は、特定の職業に結びついた専門性の高い教育を実施することにより当該職業の中核的人材を育成し政策目標の達成に寄与することが重要である。

このため、次の点を考慮して目標を策定する。

- i 関連する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を策定させるような目標とすること。
- ii 個々の学科・研修コース・訓練プログラム等別の定員算定の基礎となった需要予測、将来推計等と直近の実績との乖離がないかどうかを確認した上で目標を策定すること。
- iii 定員充足率について適切な水準を定めること。
- iv カリキュラム・プログラム等について、受講者や関連産業のニーズ、直近の経済情勢等を踏まえて適時に見直されるような目標とすること。
- v 関連業界の負担について、コストと業界の受ける便益を比較した上で適切なものとする。

③ 文化振興業務（目標及び指標の記載例は、別紙2の2（1）③参照）

文化振興業務は施設の運営等を含む業務を実施することにより、文化振興に関する法人の役割（ミッション）を適切に達成することが重要である。

また、施設運営に関しては利便性の向上や安全管理の視点からも課題を把握した上で、次の点を考慮して目標を策定する。

- i 業務機能の強化を図る観点から、施設における公演等の本来事業の充実だけではなく、利用者等のニーズや意見を反映させる等、利便性の向上が図られるような目標とすること。
- ii 民間も含め、同種・類似の他施設との事業連携や共同調達、施設間相互の広報活動等への取組を推進するような目標とすること。
- iii 自己収入の増加を図る観点から、施設貸出、会員制度の拡充及び物品の販売促進などについての工夫、努力を促すような目標とすること。
- iv 事業内容の充実の観点から、施設運営の企画等に民間の知見を活用する等新たなテーマへの取組を推進するような目標とすること。

④ 研修施設運営業務（目標及び指標の記載例は、別紙2の2（1）④参照）

研修施設運営業務は、政策目的を達成するため、施設を効果的かつ効率的に運営することが重要である。

このため、施設の稼働状況を目標として策定するとともに、施設サービスの質の向上や安全管理にも留意して目標を策定する。

また、複数の施設を運営する場合には、全体だけでなく、施設ごとの業務運営状況にも留意して目標を策定する。

- i 例えば、職員一人当たりの利用者数の経年比較や他施設比較を指標とすること。
- ii 利用者数や施設稼働率等の向上が図られるような目標とすること。
- iii 自己収入の確保を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金の比較等による定期的な料金体系の検証についての具体的な目標を

策定させるような目標とすること。

- iv PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等による、管理運営コストの削減に係る具体的な目標を策定させるような目標とすること。
- v 施設利用者、利用対象者（施設未利用者含む）等の具体的なニーズについて施設運営へ反映させるような目標とすること。
- vi 民間も含め、同種・類似の他施設との事業連携や共同調達等を促進するような目標とすること。
- vii 施設の耐震性や災害対策等、利用者の安全確保が図られるような目標とすること。

⑤ 公共事業執行業務（目標及び指標の記載例は、別紙2の2（1）⑤参照）

公共事業執行業務は事業を適切に行うための事業の進捗管理が重要であるほか、事業者との契約が適切に行われることが重要である。

このため、次の点を考慮して目標を策定する。

- i 外的環境等の変化を踏まえ、適切に事業執行計画が見直されるような目標とすること。
- ii 契約の点検や契約担当者の研修が適切に行われるような目標とすること。
- iii 費用便益分析の適切な実施や、算定に係る資料の適切な公表、明確かつ合理的な前提条件の設定が確保できるような目標とすること。
- iv 関連法人との取引について、契約の必要性、契約方式、契約金額の水準等が妥当なものとなるような目標とすること。
- v 施設等の安全管理の実施や、適切な点検・修繕記録の整備のための体制が適切に行われるような目標とすること。
- vi その他、組織内のコンプライアンス体制の強化や内部監査体制の整備等に係る目標について、「その他業務運営に関する重要事項」に適切に策定すること。

⑥ 助成・給付業務（目標及び指標の記載例は、別紙2の2（1）⑥参照）

助成・給付業務は、資金を適切に交付し、これが適切に活用されることにより政策実現に寄与することが重要である。

このため、助成先等の選定や助成先のモニタリング体制など、業務が適正に行われるような目標とすることが必要である。

また、補助金等適正化法により別途モニタリングが行われている場合には、目標策定の際にこれらの点検結果を活用することが考えられる。

- i 助成範囲が制度趣旨から逸脱することがないような目標とすること。
- ii 審査・選定の客観性が確保できるような目標とすること。
- iii 不正受給、不正使用防止のための効果的な対策が講じられるような目標とすること。
- iv 受給団体のコンプライアンス確保の観点から、助成先に対して罰則等を含めた制度の説明や周知を適切にさせるような目標とすること。

- v 助成先が上げた成果が、法人のミッションに照らして期待されたものとなるような目標とすること。
- vi その他、内部のコスト効率化に関し、法人に助成額・交付額・給付額等の助成先等の受ける金額と内部で発生するコストとを区分して把握・分析させるよう、「業務運営の効率化に関する事項」において適切に目標を策定すること。

(2) 各法人共通の視点

① 重要度及び困難度の設定の考え方（目標及び指標の記載例は、別紙2の2（1）①～⑦参照）

重要度及び困難度については、当該目標期間において当該法人が特に力を入れるべき課題や目標を通じて、当該法人が当該事務・事業について求められている成果の水準の程度を明らかにするほか、目標において「高い」とされた場合には、それが評定を行う際に考慮されるなど、法人の評価に影響を与えるものであることから、上記1により把握される当該法人の使命や現状・直面する課題、取り巻く環境の変化に基づいて、合理的かつ厳格に設定されることが重要である。

加えて、次の点も考慮して重要度及び困難度を設定する。

- i 重要度については、例えば、当該法人が政策体系上の位置付けや与えられた役割を果たすことへの貢献の度合いが他の目標と比較して高く、資源を重点的又は優先的に配分する必要がある場合など、政策上の重要性が高いとするだけの合理的かつ客観的な理由がある場合に「高い」とすること。
- ii 困難度については、例えば、当該法人の現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化を踏まえると、政策的必要性から通常求められるべき水準を明らかに超える水準が設定されているなど、当該目標の達成には相当の努力を必要とされることが合理的かつ客観的に明らかにできる場合に「高い」とすること。

その際、「独立行政法人の評価に関する指針」において、中期目標管理法人及び行政執行法人の年度評価、中期目標管理法人の中期目標期間評価並びに行政執行法人の効率化評価における項目別評定の「業務実績と評定区分の関係」のうち、S評定又はA評定とされる要件について、目標において困難度が「高い」とされなかった場合に求められる定量的指標の達成度を「120%以上」とする一方で、困難度が「高い」とされた場合は「100%以上」としていることにも留意して設定すること。

② 目標策定時点において最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を予め明らかにすることが必ずしも適切ではない又は明らかにできない目標に係る視点（目標及び指標の記載例は、別紙2の2（2）①参照）

例えば、達成が難しいような「チャレンジングな目標」や成果・効果の発現までに必要な期間を予め設定することができない目標を定める場合など、目標

策定時点においては、最終的に達成すべき目標の内容とその水準、達成すべき時期を予め具体的に明らかにすることが必ずしも適切ではない又は明らかにできない場合には、最終的に達成すべきアウトカムに着目した目標（最終的に目指すものがどのようなことであるか）を明らかにするとともに、中（長）期目標期間における目標（いわば「当面の目標」）や達成に向けた過程におけるマネジメントの取組（の方向性）を定め、それらの管理を通じて最終的な目標の達成を目指すことが重要である。

このため、次の点を考慮して目標を策定する。

- i 「最終的に達成すべきアウトカムに着目した目標」については、定性的又は抽象的にでも、当該事務・事業の実施を通じて最終的にどのような政策的成果を目指すのかを明らかにする。
- ii 当該目標期間中に取り組む内容（中（長）期目標期間における目標や最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組（の方向性））について、「最終的に達成すべきアウトカムに着目した目標」の達成にどのように資するものなのかを明示するなど、その関係を明らかにすること。
- iii 中（長）期目標期間における目標を設定することが可能な場合は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」のⅡの4及びⅢの5の規定や上記2（1）を参照して目標を策定すること。
- iv 最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組やその方向性を定める際には、具体的な取組や工夫が適切に評価され、職員のインセンティブに結びつくものとなるよう留意すること。
- v 目標策定の際に、中（長）期目標期間における目標も最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組（の方向性）も定められない場合は、年度評価等を通じて、それまでの間の成果の把握等可能な範囲で最終的な目標の達成に向けた状況を把握しつつ、ある程度の見通しが立った時点で、最終的に達成すべき成果等を定めることとすること。

③ 関係機関・団体との分担・協働に関する目標に係る視点（目標及び指標の記載例は、別紙2の2（2）②参照）

近年、我が国が、例えば、第4次産業革命の社会実装による「Society 5.0」を実現し、地域社会を含め、持続可能でインクルーシブな経済社会を構築していくなど、オールジャパンで取組を進める必要がある課題に直面する中、法人においても、当該法人やその業務の特性に応じて、「強み」をいかした関係機関・団体への支援やそれらとの協働体制の構築・強化により一層積極的に取り組むことが重要である。

このため、次の点を考慮して目標を策定する。

- i 関係機関・団体との分担・協働（※）によって解決を目指す課題の内容や期待する効果等を示すなど、関係機関・団体との分担・協働（※）の趣旨を可能な限り明らかにすることとし、その際、分担・連携すること自体を目標とは

しないこと。

- ii 関係機関・団体との分担・協働（※）の方向性を示す際には、課題の解決に必要と考えられるものを多角的に検討すること。その際、分担・連携の対象についても、主務省が所管する法人に限らず、課題の解決に必要と考えられるものを多角的に検討すること。
- iii 関係機関・団体との連携の一つとして例示されている「専門人材の交流」については、下記3（3）②の「人材確保・育成方針」と密接不可分な関係となることが想定されるため、連携の方向性として「専門人材の交流」に関することを示すとともに、「人材確保・育成方針」についても、必要な人材を確保・育成する上での留意事項を示す場合には、それらの内容が相互に整合したものとなるようにする。

※ 具体的な取組としては、例えば、地域における地方公共団体、非営利法人、民間企業等に対する支援、府省を越えた取組やベンチャー企業等を含む外部活力の活用等による個別の法人の発意のみでは推進が難しい取組の推進といったものが考えられる。

3 「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に係る各法人共通の視点

（1）「業務運営の効率化に関する事項」について（目標及び指標の記載例は、別紙2の3参照）

- ① 目標及び計画に定めた業務運営の効率化の取組については、法人が求められているサービスの質を維持した上で効率化が図られているか、あるいは、効果的・効率的な業務運営と研究開発成果の最大化の両立の実現に資するかという観点から目標を策定する。
- ② 業務の電子化については、電子化による業務の効率化の効果も踏まえて目標を策定する。

（2）「財務内容の改善に関する事項」について（目標及び指標の記載例は、別紙2の4参照）

- ① 運営費交付金債務残高の解消については、
 - i 運営費交付金が未執行となった理由を明らかにした上で目標を策定する。
 - ii 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係について分析を行った上で目標を策定する。
- ② 保有資産（実物資産、金融資産、知的財産等）については、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した上で目標を策定する。
- ③ 繰越欠損金については、繰越欠損金解消計画が適切に設定され、又は当該計画が適切に見直され、実行されるような目標を策定する。

（3）「その他業務運営に関する重要事項」について（目標及び指標の記載例は、別紙2の5参照）

- ① 内部統制について
- i 金融業務については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に沿って、上記1（1）⑥のとおり、内部規定等の整備、財務状況及びリスク管理状況を専門的に点検する体制の構築、業務執行やリスク管理を監視する内部組織体制（監査部等）など、金融業務に係るリスクについて適切な把握・対応できる仕組みの整備を確保できるような目標を策定する。
 - ii 公共事業執行業務については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に沿って、上記1（5）⑥のとおり、内部監査体制の整備、内部監査の適切な実施を確保できるような目標を策定する。また、組織内のコンプライアンス体制強化が適切に実施されるような目標を策定する。
 - iii その他の業務についても、上記i及びiiの考え方を踏まえ、適切な目標を策定する。
- ② 「人材確保・育成方針」について
- i 具体的な業務執行は法人の自主性・自律性に委ねるとの独立行政法人制度の趣旨に鑑みれば、「人材確保・育成方針」は、あくまでも、法人が自らの判断で策定すべきものであることを十分に考慮し、必要な人材を確保・育成する上での留意事項を示す場合には、例えば、人材面の強化が必要と考えられる分野や、人材確保に当たり、法人内部での育成に限らず関係機関・団体との人材交流も視野に入れることなど、当該法人がその政策実施機能を最大限に発揮する上で真に必要なかどうかとの観点から厳選した事項を示すこととする。
 - ii 「人材確保・育成方針」に記載すべき事項や対象期間等、当該方針の具体的内容については、法人や事務・事業の特性、当該法人の現状や取り巻く環境等によって、必要とされる内容が異なるものと考えられるが、「人材確保・育成方針」の策定を求めることを目標とすることとした趣旨に鑑みて、当該方針の内容やそれに基づく具体的な取組が専門性、ノウハウ、技術、知見等といった当該法人の強みの維持・向上に資するものとなること。
 - iii 関係機関・団体との分担・協働に関する目標において、関係機関・団体との連携の取組として「専門人材の交流」が盛り込まれた場合については、「人材確保・育成方針」と密接不可分な関係となることが想定されるため、「人材確保・育成方針」について、必要な人材を確保・育成する上での留意事項を示す場合には、関係機関・団体との分担・協働に関する目標における「専門人材の交流」に係る内容と整合したものとなるようにする。
- ③ 法人の長のトップマネジメントの促進について
- i 法人の長のトップマネジメントについての取組を促す目標を設定する際には、法人の自主性・自律性を確保する観点から、法人の長の創意工夫を限定することのないよう、当該法人がその使命や政策体系上の役割を果たす上で

必要と考えられる範囲で取組の方向性を示すこととする。

- ii 個別の取組について、その内容によっては、「その他業務運営に関する重要事項」以外の項目への記載が適当であることも想定される。そうした場合には、取組の内容に応じて、「国民に対して提供するサービスその他の質の向上に関する事項」、「研究開発の成果の最大化その他の質の向上に関する事項」、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」のうち、適切な項目において、当該取組内容を記載するとともに、「その他業務運営に関する重要事項」においては、「法人の長のトップマネジメントによる取組を進める」との目標を立て、その具体的な内容として、個別の取組を列記する形で再掲することとする。なお、「その他業務運営に関する重要事項」における「法人の長のトップマネジメントによる取組を進める」との目標は、法人の長のトップマネジメントについての取組自体を総体として評価するために設けるものである。

④ その他

- i 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係を具体的に明らかにし、当該関連法人との業務委託の妥当性を検討した上で目標を策定する。
- ii 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性について検討した上で目標を策定する。

目標及び指標の記載例

標記について、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、令和4年3月2日改定。以下「目標策定指針」という。）に基づき、目標の策定の際に参照される個別の目標及び指標の記載例を取りまとめたので、独立行政法人（以下「法人」という。）に対する目標の検討に当たっては、本通知事項に留意の上、適切な目標の策定をお願いします。

- 1 目標策定に当たって行う法人の使命の明確化、現状・直面する課題の分析及び法人を取り巻く環境の変化の分析に係る視点（中期目標管理法、国立研究開発法人及び行政執行法人（以下「3法人」という。）共通）

【目標における記載の例】

<法人の使命>

- ・ 独立行政法人□□は、〇〇（注：当該法人の設置法や閣議決定等の政府方針、国の政策、事務・事業の根拠法令等）において、〇〇として位置付けられ、①〇〇、②〇〇、③〇〇といった役割を果たすこととされている。このうち、〇〇については、〇〇省が〇〇の役割を担う一方で、独立行政法人××が〇〇を担うこととされている（特に□□との関係では、〇〇することが必要）など多様な機関・団体の分担により、その政策目標を達成することが求められている中で、□□は、〇〇の役割を果たしていく必要がある（注：「このうち」以下については、関連性の高い使命や事務・事業を担う機関・団体がある場合に、それらとの関係性を明らかにする形で記載することを想定。）。

このため、□□は、〇〇を行うとともに、〇〇を実施することにより、〇〇に寄与していく必要がある。

<法人の現状と課題>

- ・ □□は、保有している〇〇という施設や〇〇分野の専門的な人材を〇〇に〇〇といったように活用することにより、これまでに〇〇という実績を上げており（注：当該法人の資源（能力、人材、規模、施設、設備等）がこれまでの成果に、具体的にどのような結びついているのかといった分析を記載。）、その結果、〇〇（注：これまでの実績の蓄積により醸成された専門性や能力、ノウハウ等）が□□の強みとなっている。一方、〇〇（注：環境変化等により、現在の法人の資源では十分な対応が難しくなっている分野等）については、〇〇といった理由から、□□自身の取組のみでは、〇〇程度の実績を上げることも困難となっており、〇〇を果たす上での課題となっている。

<政策を取り巻く環境の変化>

- ・ ○年○月には、○○が改正され、○○にとどまらず、○○を目指すことになるなど、○○の重要性は一層高まっているため、□□が実施する○○についても、○○する必要がある。

特に○○については、事業の対象者である○○によると、○○すべきとの指摘もあることから、実施に当たっては、○○する必要がある。

- ・ ○○（注：当該法人に関する社会経済的な問題や政策課題等）については、○○調査によれば、○○が過去○年間で○%上昇しており、それ以前の○年間の上昇が○%だったことと比較しても大幅な伸びとなっているなど、○○の進展が急速に加速しており、○○が深刻化している。（注：下線部には、当該法人に関する社会経済的な問題や政策課題などの現状やそれまでとの変化を一般的なデータや調査研究の成果等の実態に基づき分析した内容が記載されるイメージ。）このため、□□が実施する○○についても、今後は、○○する必要がある。

特に○○については、○○の増減による実施への影響が大きいことに留意し、必要に応じて○○するなどの対策を講じる必要がある。

2 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に係る視点（3法人共通）

（1）業務類型別の視点

① 金融業務

【目標及び指標の例】

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）○○の促進について

○○戦略（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）における××を促進するため、本法人は、○○という過去からの知見を踏まえ（注：法人の役割、能力、規模等）、○○事業（取組A）、○○事業（取組B）、○○（取組C）を行う。

① ○○事業（取組A）について

○○支援を○回行うことにより、新たな成長・発展を目指す○○への投資を行うファンドの組成を促進し、中期目標期間終了時までにはファンド組成数を○○（数値）以上とすることで、（○○戦略の）××の促進に寄与する。

（前中期目標期間実績：○○支援○回、ファンド組成数○）

【指標】

- ・ ○○による利用者役立度 ○以上（前中期目標期間実績：○）

※ 重要度及び困難度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【重要度：高】○○政策を取り巻く○○の変化を踏まえ、政府の○○戦略における××促進に向け、○○の重要性が高まっており、当該○○事業（取組A）によりファンド組成数○○以上を達成することが、その促進に向けて主要な役割を果たすものであるため。

【困難度：高】ファンド組成数の目標について、本法人における当該業務への対応能力が○○、○○等により、前中期目標期間開始時に比べて○%程度低下している中で、前中期目標期間の水準を○ポイント上回るチャレンジ

グな水準を目標として設定しており、その達成のためには、相当の努力を必要とするため。

【その他の目標例】

- ・ 海外展開に潜在力のある〇〇事業者を発掘するため〇〇を行い、平成×年度までに〇〇社以上発掘する。
- ・ 中期目標期間終了時点で我が国の企業の〇〇事業の〇/〇以上に出資・債務保証等による支援を行う。
- ・ 〇〇貸与の的確な実施のため、〇〇による基準の見直し及び厳格な審査を実施する。
- ・ 中期目標期間中の積立金の増加率について、〇%を確保する。
- ・ 〇〇積立金の運用に関し、各年度において、全ての資産ごとに各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。
- ・ 〇〇のうち被保険者割合を〇年度末までに〇%まで拡大する。
- ・ 研修実施方針に基づき、外部専門家等による職員研修を年〇回実施する。

【その他の指標例】

- ・ 申込件数、融資件数
- ・ 〇〇分野に対する融資の割合
- ・ 平均審査期間処理率、申請受付後決定するまでの期間（〇週間以内）
- ・ 民間に準拠した場合に想定される金利との差、融資対象者が民間金融機関を利用しない理由について金利水準を理由とする案件の比率
- ・ 資金調達で市場からの評価を受ける財投機関債について、総借入金額に占める中期目標期間中の発行総額の割合
- ・ 未収発生率、総回収率
- ・ 平均運用利回り率
- ・ 積立金増加率
- ・ 資産の構成割合、運用成績、積立金の管理状況等についての公表手法、回数及び頻度
- ・ 研修の実施状況、頻度

② 人材育成業務

【目標及び指標の例】

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 〇〇人材の育成について

我が国の〇〇という政策目標（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）に資するため、本法人は、〇〇の役割を負い（注：法人の役割、能力、規模等）、〇〇研修（取組A）、〇〇連携（取組B）、〇〇（取組C）を、前中期目標期間の実績と同数回行い、訓練修了者の就職率を中期目標期間の各年度とも〇%以上とする。（前中期目標期間実績：〇%）

① 〇〇研修（取組A）について

〇〇を対象とした〇〇訓練については、〇〇に留意しつつ、前中期目標期間の実績以上の回数を実施する。（前中期目標期間実績：〇回）

② 〇〇連携（取組B）について

〇〇のため、〇〇を〇回以上実施する等、民間企業や大学との連携を図る。（前中期目標期間実績：〇回）

※ 重要度及び困難度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【重要度：高】本法人の取組により訓練修了者の就職率を〇%以上とすることは、我が国の〇〇という政策目標の達成に向けた重要な要素であり、〇〇という本法人の使命から判断しても、〇〇という点で最も資源を重点的に配分して実施すべき事業に係る目標であるため。

【困難度：高】就職率〇%以上という目標は、前中期目標期間開始時に比べて求人倍率が〇ポイント下回っており、今後も急激な回復が望めない中で、前中期目標期間の水準を〇ポイント上回るチャレンジングな水準の目標であり、本法人に係る現状分析においても、その達成に向けて〇〇の課題を有しているなど、その達成には相当の努力を必要とするため。

【その他の目標例】

- ・ 〇〇や〇〇といった関連業界への就職率を〇%以上とする。
- ・ 輩出した人材による起業・事業化率を〇%以上とする。
- ・ 〇〇試験の合格率を〇%以上とする。

【その他の指標例】

- ・ 入学志願者数、延べ受講者数
- ・ インターン、研究員、外国人研修生等受入人数、養成者数
- ・ 参加応募件数、倍率
- ・ 起業・事業化率、就職率、合格率
- ・ データベースの年間アクセス数及び検索数
- ・ 研修開催回数、新規研修プログラム数
- ・ 関連事業を実施する団体との提携数
- ・ 〇〇の知見・技能を有する研究者〇人への研究の機会の提供回数
- ・ 教授等に占める〇〇の経験者の割合
- ・ 研究者招聘数、人材交流数、関連業界との意見交換開催回数、連携学校数
- ・ 修了後〇年後を目途とした派遣元へのアンケートにおいて、派遣元の課題解決率を〇%以上とする。

③ 文化振興業務

【目標及び指標の例】

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 〇〇の提供等について

〇〇（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）を図るため、本法人の××の役割に鑑み（注：法人の役割、能力、規模等）、〇〇（取組A）、〇〇（取組B）、〇〇（取組C）を行う。

① 〇〇（取組A）について

〇〇等に配慮しつつ、〇〇美術館の展覧会を〇回開催することにより、〇〇や〇〇の鑑賞機会をより多くの国民に提供する。(前中期目標期間実績：〇回)

【指標】

- ・ 入館者数 前期の各年度の平均入館者数〇人以上(前期の各年度の平均入館者：〇人)
- ・ 学校との連携数 〇回(前中期目標期間実績：〇回)
- ・ 認知度 〇年までに〇〇の認知度〇%以上(前中期目標期間実績：〇%)
- ・ 利用者の満足度 利用者アンケートにおける〇〇の回答〇%以上(前中期目標期間実績〇%)

※ 重要度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【重要度：高】我が国における〇〇という文化資源の振興・普及を促進し、将来へ〇〇するという政府方針に向け、本法人における〇〇の提供は過去〇年間〇〇の知見を生かして〇〇を行ってきたなど主要な役割を果たしてきたものであるため。また、本法人に係る現状分析のとおり、これまでの〇〇の提供の取組を通じて蓄積された〇〇分野に関する知見が本法人の強みであり、政府方針において〇〇の提供にとどまらない更なる〇〇分野の充実・強化の必要性が指摘されるなど、政府目標の達成の上で本法人の当該強みの更なる発揮が期待される分野であるため。

【その他の目標例】

- ・ ICT技術の進歩を踏まえ、〇〇や〇〇の取組により美術に関する情報拠点としての機能を高める。
- ・ 〇年度までに〇〇の認知度を〇%以上にする。
- ・ 〇〇方針に基づき所蔵品の充実を図る。
- ・ 〇〇による広報活動を充実させる。

【その他の指標例】

- ・ ICT技術を利用した情報発信件数、ホームページアクセス数
- ・ 所蔵作品データ等のデジタル化率及び公表数
- ・ 所蔵品の収集分野及び収集数
- ・ 入場者数
- ・ 〇〇展開催回数、参加者数
- ・ 新規展示作品数
- ・ 利用者の満足度
- ・ 学校との連携数

④ 研修施設運営業務

【目標及び指標の例】

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 〇〇の資質・能力の向上

〇〇(注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等)を推進する拠点として、本法人の〇〇の役割を踏まえ(注：法人の役割、能力、規模等)、〇〇(取組A)、〇〇(取組B)、〇〇(取組C)を行い、〇〇の〇〇に関する資質・能力の向上を図る。

① 〇〇(取組A)について

〇〇により、中期目標期間中の各年度の施設稼働率の平均を〇%以上とする。

【指標】

- ・ 利用者数及び研修実施件数 〇人、〇回（前中期目標期間実績：〇人、〇回）

② 〇〇（取組B）について

〇〇ビジョンで示された××等の国の政策課題に対応した先導的・モデル的な〇〇事業を実施し、モデル的なプログラムを開発する。

【指標】

- ・ プログラム開発状況（対象分野数、開発件数）
- ・ 参加者からのプラス評価 毎年度平均〇%（前中期目標期間実績：〇%）

※ 重要度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【重要度：高】 〇〇という政府目標を達成する上で、〇〇分野の人材を速やかに養成することが〇〇の点で不可欠なものとされており、本研修施設における〇〇研修を積極的に活用して、その目標達成に貢献することが、〇〇という本法人の使命から判断しても、〇〇という点で最も資源を重点的に配分して実施すべき事業であるため。

【その他の目標例】

- ・ 〇年度までに〇〇の知識を身に付けた人を〇%以上にする。
- ・ 研修生及びその派遣元又は利用者に対するアンケート調査により、〇%以上の満足度を得る。

【その他の指標例】

- ・ 利用者数、相談件数
- ・ 民間企業や地方自治体と共同して実施する研修の割合、学校との連携数

⑤ 公共事業執行業務

【目標及び指標の例】

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 〇〇について

〇〇という政策目標（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）及び近年の〇〇の状況（注：気象状況や社会状況の変化）を踏まえ、本法人が〇〇の役割を果たすことが必要であるため、〇〇規程に基づき、〇〇の取組により、的確な施設管理を行う。

【指標】

- ・ 施設の点検回数及び頻度 各年度〇ごと〇回以上（前中期目標期間実績：〇回）
- ・ 施設の耐震化割合 〇%以上（前中期目標期間実績：〇%）
- ・ 災害等発生時のマニュアル整備状況 〇年度までに〇施設（前中期目標期間終了時の状況：〇施設）
- ・ 災害発生時等に向けた訓練回数及び頻度 各年度〇ごと〇回以上（前中期目標期間実績：〇回）

※ 重要度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【重要度：高】〇〇についての的確な施設管理は、国民の生命及び国民の〇〇な生活に直結するものであり、〇〇という本法人の使命から判断しても、〇〇という点で最も資源を重点的に配分して実施すべき事業であるため。

【その他の目標例】

- ・ 〇年度までに〇〇の建設を完了する。
- ・ 〇年度までに〇〇の供用を開始する。
- ・ 〇年度までに〇〇建設事業を廃止する。
- ・ 〇〇事業の実施による〇〇誘発額を〇兆円規模、経済波及効果を〇兆円とする。

【その他の指標例】

- ・ 事故発生件数、事故事例のデータベース実施率
- ・ 一定地域における当該事業の認知率
- ・ 新技術の開発・導入件数
- ・ 地方都市の再開発案件数
- ・ 〇〇地域の木造住宅密集地域減少率
- ・ 改築・修繕のための整備計画策定数

⑥ 助成・給付業務

【目標及び指標の例】

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 〇〇事業について

〇〇戦略（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）における××を促進するため、本法人は、過去からの〇〇を活かしつつ（注：法人の役割、能力、規模等）、〇〇（取組A）、〇〇（取組B）、〇〇（取組C）といった、〇〇に対する支援事業を行う。

① 〇〇（取組A）について

〇〇に対する〇〇支援として、〇〇助成金を〇件交付する。助成終了後〇年以上経過した案件の事業化率〇%以上を目的とし、助成先に対し〇〇を働きかける。（前中期目標期間実績 助成件数〇件、事業化率〇%）

【指標】

- ・ 標準処理期間内処理率〇%以上（前中期目標期間実績：〇%）

※ 重要度及び困難度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【重要度：高】本法人の〇〇支援（取組A）により事業化率〇%以上とすることは、〇〇戦略における××促進の達成に向けた重要な要素であるため。また、本法人に係る現状分析のとおり、これまでの〇〇支援の取組を通じて蓄積された〇〇業界に関する知見が本法人の強みであり、〇〇戦略において〇〇支援にとどまらない更なる〇〇分野全体の充実・強化の必要性が指摘されるなど、政府目標の達成の上で本法人の当該強みの更なる発揮が期待される分野であるため。

【困難度：高】事業化率〇%以上という目標は、前中期目標期間の水準を〇ポイント上回るチャレンジングなものであり、本法人のこれまでの実績を踏まえると、その達成のためには、相当の努力を必要とするため。

<p>【その他の目標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成の効果に係る第三者機関の評価について、○評価以上とする。 ・ 適切な助成事業遂行のため、助成対象活動の実施状況及び当該分野の現状等の調査を○○の頻度で行う。 ・ 給付対象者全員について、標準処理期間内に正確な給付を行う。 ・ これまで助成を受けたことのない団体への助成を全体の○割以上とする。 	<p>【その他の指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請件数の増加率 ・ 選考手続きに係る審査体制の整備状況（審査会の開催回数・頻度） ・ 助成対象活動の実施状況等の調査の頻度、回数 ・ 助成対象者の満足度 ・ 新規の助成対象者割合
---	--

⑦ 研究開発業務

<p>【目標の例】</p> <p>《課題解決・貢献型の目標（例）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水や肥料等の少ない環境下でも高い成長性を実現する植物の開発に向け、植物の環境耐性、生長機能に関わる有用因子を解明し、それらの機能を向上するための技術を開発する。 ・ i P S細胞等を用いた再生医療応用の先駆例を創出するとともに、安全性や品質管理技術を多面的かつ有機的に向上させ、医療機関との連携により一般治療化へ向けての治験実施を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 重要度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。 <p>【重要度：高】 i P S細胞等を用いた再生医療応用の先駆例の創出は、我が国の○○という状況に対応するために極めて重要であり、我が国の○○政策における主要な位置を占めるため。</p> <p>《達成型の目標（例）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20——年代に産業化までつなげることを目指し、20——年代までに中低温の未利用熱を有効に活用可能とする高効率熱電変換技術や、超低消費電力で半導体を超える電子デバイス技術を確立する。 ・ 平成○○年度までに生体に近似した下垂体や水晶体等の組織を構築し、本中期目標期間においてヒト病態を再現する人工組織を開発する。 ・ 平成○○年度までに検体を多階層で統合的に計測するシステム、平成○○年度までにモデリングによる恒常性の根幹をなす機能のネットワーク抽出システム、本中期目標期間中に日本人ゲノムの○%以上の遺伝子多型を網羅したデータベースを構築、疾患発症モデルを検証し、疾患発症予測マーカー、治療標的候補を同定する。 <p>《挑戦型の目標（例）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来は観測できなかった様々な現象を可視化するため、これまでに開発した先端的光源や要素技術を結集し、新規材料開発などに欠かせない物質中の電子・原子・分子
--

の動きをアト秒で観察する超高速・精密計測技術や、生体組織の深部を生きたままリアルタイムで観察する超解像イメージング・モニタリング技術の開発並びに集積回路の故障診断や異物検査等多様な産業利用が期待されているテラヘルツ光を実用化するために、装置小型化等を目指した発生・制御技術の高度化に関する研究を、大学や研究機関と連携して行う。

※ 困難度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【困難度：高】超高速・精密計測技術や超解像イメージング・モニタリング技術の開発、テラヘルツ光を実用化のための装置小型化等を目指した発生・制御技術の高度化に関する研究は、技術的にも〇〇や〇〇という困難を伴い、また、本法人に係る現状分析においても、〇〇の観点からも〇〇という困難な面があり、これまで世界でも実現がなされなかったものであるため。

《目指すべき方向性型の目標（例）》

- ・ 世界最高水準の成果創出に向けて、併設するSPring-8とSACLAの連携に加え、スーパーコンピュータ「京」や他の光科学技術・量子ビーム関連施設や大学、研究機関等との有機的な連携のもとに推進するとともに、これらの取組を通じ、放射光科学研究に資する人材育成を推進することで、世界最先端の研究開発拠点として更なる発展を図る。

《重要研究開発実施型の目標（例）》

- ・ 社会インフラの老朽化、厳しい財政状況等を踏まえ、社会インフラの効率的な維持管理に必要な研究開発を行う。また、材料技術等の進展を踏まえ、社会資本の本来の機能を増進するとともに、社会的最適化、長寿命化を推進するために必要な研究開発を行う。
- ・ 材料、部材及び構造物における損傷、劣化現象等の安全性及び信頼性の評価にかかわる計測技術の研究開発を行うとともに、産業界に提供する。特に、有機、生体関連ナノ物質の状態計測技術、ナノ材料プロセスにおける構造と機能計測及び総合解析技術の開発を行う。

(注) 記載例の詳細は、「諮問第2号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申」(平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議決定)の別添1「国立研究開発法人の中長期目標(例)」を参照。

なお、目標に応じて設定する評価軸の具体例については、同答申の別添2「国立研究開発法人の評価軸(例)」を参照。

(2) 各法人共通の視点

- ① 目標策定時点において最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を予め明らかにすることが必ずしも適切ではない又は明らかにできない目標に係る視点

【目標及び指標の例】

i 国の政策や当該法人の役割（ミッション）等に照らし当該中（長）期目標期間を超えた時期において達成を目指すべき目標

- ・ ○○事業は、○○戦略（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）において、本中（長）期目標期間が終了した後の○○年に○○を完成させ、○○を実現することとされている。同戦略の「アクションプラン」においては、○年までに○○を実現し、○年までに○○を完了させることとされていることから、本中（長）期目標期間においては、○○年までに、○○の実現に向けて○○を終了させるなど、目標の達成に向けた取組を進める。
- ・ 本法人は、○○（注：当該法人の設置法や閣議決定等の政府方針、国の政策、事務・事業の根拠法令等）において、○○の振興を担うこととされており、その実現のため、○○事業を行っている。

○○事業には、○○といった政策効果が求められるが、○○との効果は、その発現までに長期間を要するとともに、効果を的確に検証するためには、その後の状況をモニタリングする必要がある（「○○」という研究報告によれば、少なくとも効果の発現には○年を要し、その定着には、さらに○年を要するとされている。）。

このため、本中（長）期目標期間においては、○年までに、○○の実現に向けて、都道府県等における○○協議会の設置を促進し、当該協議会による○○の解決により、○○の増加率を○%とすることを目指すなど、目標の達成に向けた取組を進める。

ii 目標策定時点において最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を明らかにすることが必ずしも適切ではない又は明らかにできない目標

ア 中（長）期目標期間中の目標が設定できる場合

- ・ ○○との社会的課題については、○○戦略（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）において、（本法人の中（長）期目標期間を越える）○年までに○○を○%増加することを目指すこととされている。

同戦略の「アクションプラン」では、この政府目標の中で○○と位置付けられている本法人の○○事業について、○年までに○○を実施して○○を○%増加、○年までに○○を実施して○○を○%増加、これらにより、○年までに○○を対○年度比○%増加させることとされていることから、本中（長）期目標期間においては、○○（※）を目標とする。

※ 中（長）期期間における具体的な目標については、目標策定指針のⅡの4及びⅢの5の規定や上記2（1）を参照して業務類型に応じた目標を策定する。

イ 中（長）期目標期間中については、最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組を目標とする場合

- ・ ○○については、○○戦略（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）において、（本法人の中（長）期目標期間を越える）○年までに開業することとされている。

同戦略の「アクションプラン」では、○○の開業において○○と位置付けられている、本法人が実施する○○工事について、「対象地域における関係機関・団体との調整状況、××による効率的な工法の開発状況等に留意しつつ、○年を目途に○○を完成

させる。」とされていることから、以下の点に留意して当該工事を実施することとする。

a 工事の準備段階：工事実施段階に向け、〇〇に進められるよう〇〇等の工事の準備を行うこと。その際、対象地域における関係機関・団体との調整については、可能な限り早期に調整を完了できるよう、〇〇（注：具体的な取組の例やマネジメント）を行うなど速やかに理解を得るための取組を進めること。また、〇〇（注：××との連携のための具体的な取組の例やマネジメント）を行うなど、××と緊密な連携を図り、効率的な工法の開発について、本法人の〇〇という強みを活かして〇〇といった協力を行うこと。

b 工事実施段階：法人が培ってきた〇〇を活用し、合理的かつ効率的な工事の実施に努めるとともに、安全な事業遂行に万全を期すこと。

c 開業準備段階：開業に向け、〇〇を行うこととなるため、それぞれの部門ごとの連携を十分にし、完成・開業予定時期までに開業させること。

（注：本記載例は、目標期間中に達成すべき目標について、その内容、水準、達成時期等を具体的に明示することは困難であるものの、「〇〇の開業」という最終的な目標を着実に達成するための取組は必要であることから、いわば「当面の目標」である目標期間中の目標としては、最終的な目標に向けてどのようなマネジメントが必要か示すことを想定したものである。）

ウ 上記のアやイの対応ができないため、年度評価を通じてその時々成果など、最終的な目標の達成に向けた状況を把握し、目標や指標、評価の視点、評価方法等を定めることが可能になった時点でそれらを定める場合

- ・ 〇〇については、〇〇戦略（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）において、（本法人の中（長）期目標期間を越える）〇年までに〇〇を〇〇することを目指すこととされている。

この政府目標の中で、本法人が実施する〇〇事業は、〇〇省（注：主務府省に限らない。）の〇〇事業、××法人（注：他法人）の××事業、・・・と一体的に効果を発揮することにより、政府目標の〇%程度の実現を目指すこととされている。

このため、〇〇事業に係る本目標の指標の設定に当たっては、本法人が、政府目標の達成に、どのように貢献しているのかを明確にする必要があるが、〇〇省の〇〇事業、××法人の××事業、・・・（注：前段落における「〇〇省の〇〇事業、××法人の××事業、・・・」）による効果も見極める必要があるため、現時点ではそうした指標の設定が困難である。

こうしたことを踏まえ、本中（長）期目標期間においては、年度評価を通じて各年度における本法人の〇〇事業による成果等、政府目標の達成に向けた状況を把握しつつ、他の主体の事業による成果等の動向を踏まえ、〇〇業務の効果を検証し、可能な限り早期の指標の設定に努めるものとする。

（注：本記載例は、目標策定段階では、政府目標への当該法人の事業の貢献度合いの検証が困難だったため、「当面の目標」としては、政府目標に関係する他の取組の動向を踏まえて当該法人の業務による効果を見極め、具体的な指標の設定を目指すこととするもの。）

- ・ 〇〇については、〇〇戦略（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）

において、(本法人の中(長)期目標期間を越える)〇年までに〇〇を〇〇することを目指すこととされている。

しかしながら、〇〇については、これまで本法人(のみならず〇〇省(注:主に主務府省が想定されるが、必ずしも主務府省に限らない。))や他の法人等においても)が実施したことがなく、本中(長)期目標期間において初めて取り組む挑戦的な内容であり、〇〇のような成果が得られるかどうかも含めて目標策定の段階では事業の成果が予測できないものとなっている。

このため、〇〇事業については、現時点では、適切な目標や指標、評価の視点、評価方法等を定めることが困難である。

こうしたことを踏まえ、本中(長)期目標期間においては、年度評価を通じて各年度における本法人の〇〇事業による成果等、政府目標の達成に向けた状況を把握しつつ、その過程で得られた政府目標の達成に対しては必ずしも直結しない成果や事業の実施に向けて行った取組や工夫自体についても適切に評価することに努めるものとする。

(注:本記載例は、目標が挑戦的な内容であり、策定段階では、その成果の予測が困難だったため、「当面の目標」としては、政府目標への達成に向けた状況も把握しつつ、当該法人の職員のモチベーション維持・向上の観点から、その過程における政府目標の達成には必ずしも直結しない成果や、事業の実施に向けた取組・工夫そのものについても積極的に評価することとしているもの。)

② 関係機関・団体との分担・協働に関する目標に係る視点

【目標及び指標の例】

＜関係機関・団体のノウハウ、専門人材等が不足している一方で、当該法人が専門性やノウハウ、人材面の強みを有する分野等において、当該法人がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担う例＞

- ・ 〇〇戦略(注:閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等)における〇〇という目標(注:国(主務府省に限らない。))及び当該法人に限らず、関係する全ての者の取組により達成されるべき目標)の達成に向けては、〇〇省の〇〇事業や当法人の〇〇事業により「〇年までに〇〇する」との目標(注:国(主務府省に限らない。))及び当該法人の取組により達成されるべき目標を想定。国(主務府省に限らない。))及び当該法人以外の地方公共団体等の機関・団体による成果を含まないもの。盛り込めない場合も想定される。)を達成することはもちろんのこと、地方公共団体、NPO等関係機関・団体(注:政策目的や政策体系上の位置付け等から、連携すべき個別の対象が自ずと特定される場合においては、個別の連携対象まで明示)における取組が重要である。関係機関・団体による取組を推進するため、当法人は、〇〇という強みを持つ〇〇分野(注:当該法人が強みを持ち、他者への支援ができる分野等を明示)において、〇〇等を行うことを通じて、関係機関・団体を積極的に支援していく。

その際、地方公共団体に対しては、〇〇(注:当該法人の強みや事務及・事業、当該法人が活用できる制度など)を活用して〇〇に(注:できる限り、支援対象ごとに、支援の具体的な取組内容ではなく、方向性を示す。)、NPOに対しては、〇〇を活用して〇〇に

取り組む。

＜関係機関・団体との連携により政策効果のさらなる発揮が期待できる場合や個別の法人だけでは政策目的の実現が困難又は十分ではない場合に、当該法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化する例＞

- ・ ○○戦略（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）における○○という目標（注：国（主務府省に限らない。）及び当該法人に限らず、関係する全ての者の取組により達成されるべき目標）の達成に向けては、○○省の○○事業や当法人の○○事業により「○年までに○○する」との目標（注：国（主務府省に限らない。）及び当該法人の取組により達成されるべき目標を想定。国（主務府省に限らない。）及び当該法人以外の地方公共団体等の機関・団体による成果を含まないもの。盛り込めない場合も想定される。）を達成することが重要である。そのために、当法人は、○○という専門性の発揮に当たっては、○○（注：目標策定に当たっての当該法人の現状等の分析の結果、自前では十分ではなく、外部の「力」を活用することが必要と判断した要素）が必要となることから、地方公共団体、NPO等関係機関・団体（注：目標達成に向けて、前述の「力」の活用が不可欠な連携先を明示。その際、政策目的や政策体系上の位置付け等から、連携すべき個別の機関・団体が自ずと特定される場合においては、個別の連携先まで明示）の能力を活用し、○○等（注：連携の取組の方向性。専門人材の交流も含む場合には、その旨も記載）を行うことを通じて、目標の達成を目指す必要がある。

＜当該法人及び関係機関・団体の双方が専門性やノウハウ、人材面の強みを有する分野等において、協働体制を確立することでさらなる相乗効果を狙う例＞

- ・ ○○戦略（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）における○○という目標（注：国（主務府省に限らない。）及び当該法人に限らず、関係する全ての者の取組により達成されるべき目標）の達成に向けては、○○分野（注：当該法人が強みを持ち、関係機関・団体も同様に強みを有する分野等を明示）に○○という強みを有する当法人が、同様に○○分野（注：上記の法人が強みを有する分野等と相乗効果を発揮できるような分野等）に強みを有する○○省（他府省）所管の○○法人（注：連携対象を明示。連携理由等から連携先が自ずと特定される場合は、連携先まで明示）やNPO、民間企業等（注：連携対象を明示。連携理由等から連携先が自ずと特定される場合は、連携先まで明示）と連携することにより、○○といった効果が期待できるため、こうした関係機関・団体との協働体制の構築・強化を図る。

③ その他

【目標例】	【指標例】
＜検査・試験・評価＞ <ul style="list-style-type: none">・ 中期目標期間の平均で検査が必要な総数の○%以上に、標準処理期間内で正確な検査を	<ul style="list-style-type: none">・ 検査実施件数・ 標準処理期間内の処理率

<p>行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験者全員に対し、適正な難易度の試験を正確にかつ期限内に行う。 ・ ○○調査については○年度までに一定頻度で実地調査できる体制を構築し、○○施設についてはおおむね○年に一度の実地調査を行う。 ・ 中期目標期間中に、試験対象の種類を○種類まで拡大する。 ・ 検査員の能力向上のため、業務従事時間の○%以上を研修受講に充てる。 <p><振興・援助・協力等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○の取組により、受益者の満足度を○%以上とする。 ・ ○○の主導的な調査を行い、○件以上の優先交渉検討を獲得し、我が国の企業による有望な××権益の取得を支援する。 ・ 自主開発比率○%以上とする政府目標への達成のため、法人の支援による自主開発権量を○バレル/日規模に引き上げる。 ・ 施設入所利用者の地域移行を推進すること等により、施設入所利用者数を前期中期目標期間終了時と比較して○%削減し、平成○年度中に○人程度を地域移行させる。 ・ ○○アドバイザーによる相談・援助を受け、具体的な課題改善効果が見られた利用者等の割合を○%以上とする。 ・ 当該地域のニーズを的確に踏まえた技術協力により、当該技術が援助終了後○年以上継続して活用される比率を○%以上とする。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良質な医療の提供により全病院平均で○%以上の満足度を確保する。 ・ 情報処理システムの信頼性の向上に係るガイドライン等を作成し、企業等への導入率を○%以上とする。 ・ ○○について幅広い国民世論形成を集結し、民間団体等との連携を図ること等により 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期限内に行った試験業務の正確性（期限を過ぎた数に不正確であった数を加えた数で除して得られる比率） ・ 外部評価機関の評価において、適正と判断されたサンプルの割合 ・ 実地調査の頻度、実施状況 ・ 試験対象種類数 ・ 職員に対する検査に関する研修について、受講件数、受講時間、頻度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・支援・援助件数 ・ 施設入所利用者数及び地域移行者数 ・ 利用者事業主等における具体的な改善効果の有無及びその割合 ・ アンケート調査等による受益者の満足度（○以上○%） ・ 事前評価から事後評価にいたる体系的な評価又は外部評価の実施状況（回数、頻度）及び公表割合 ・ 国際約束の締結から案件の実施開始までの期間の縮減率 ・ NGOと連携した案件数の増加率 ・ 日本企業の海外展開支援について、商談会終了後の成約率を毎年度○%以上増加させ、最終年度に成約率○%以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 来院者数 ・ 利用者満足度 ・ ○○ガイドラインの企業における導入率 ・ 国民運動大会、講演会、研修会、署名活動等の回数 ・ HPアクセス件数、更新頻度
---	---

<p>国民運動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇について、〇〇の取組により、財務大臣が定める貨幣製造計画を確実に達成する。 〇〇について、〇〇の取組により、総務大臣が定める期限ごとに製表結果を総務省に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の理解度の増加率 情報提供システムへの情報の掲載に要する期間（〇〇日以下） メールマガジンの登録者数 貨幣製造計画と製造した貨幣の枚数の比較 返品数、試験合格件数 〇〇課題への取組件数、〇〇機関との連携数 〇〇調査に対する要員投入量
--	--

3 「業務運営の効率化に関する事項」（3法人共通、業務類型共通）

<p>【目標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について、〇〇の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で〇%以上を削減する。 事業経費について、〇〇の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で〇%程度抑制する。 超過勤務縮減の取組により、人件費を〇%削減する。 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。 情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。 情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。 情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 WEB会議システムについては、運用の拡 	<p>【指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均経費率 一般管理費及び事業経費（各種コスト） 人件費 PMOの設置及び支援実績 情報システム整備に係る投資対効果の精査結果 情報システム経費 クラウドサービスの活用実績 オンライン手続（申請等）の利用率 新たに公開したデータ種類数 他機関を含む情報システム間のデータ連携の整備実績 政府が整備する共通機能等の活用実績 WEB会議システムの運用拡大実績 電子決裁実績、ペーパーレス実績 施設・設備稼働率 施設・事務所等の廃止、統合数 共同調達やその他の工夫による特定品目の調達コストの削減率 一者応札案件の契約手続見直しに伴う調達コストの縮減率 市場単価との比較 一般競争入札実施件数に占める不調
--	---

<p>大(〇箇所)を図り、〇〇費の削減に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇について〇〇の取組により、電子化、ペーパーレス化を図る。 主要な研究施設・設備稼働率を〇%以上とし、有効に活用する。 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、〇〇費の比率を前中期目標期間最終年度と比較し、〇%低減(税率上昇分・物価上昇率を除く。)する。 専門職種の有機的な連携及び組織の効率化を測るため、現在の事業三課体制から二課体制へ見直す。 人事制度について、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行う。 地方施設については、中期目標期間中に、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の施設が設置されている状況を解消する。 海外事務所について、他の独立行政法人の海外事務所との機能的統合を行う。 	<p>随意契約件数の比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札実施率、随意契約削減率 組織の改編、人事制度の見直回数、頻度 複数の地方施設の解消実績 海外事務所の統合実績
---	--

4 「財務内容の改善に関する事項」(3法人共通、業務類型共通)

<p>【目標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金債務残高については、〇〇(期日)までに、〇〇(残高額)まで削減する。 〇〇の状況となった場合、〇〇については不要財産として国庫納付する。 〇〇の状況を踏まえ、〇〇(重要財産)については、〇〇(期日)までに売却等を行うこととする。 中期目標の期間の各年度の損益計算において、経常収支率を〇%以上とする。 前中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度を〇%引き下げる。 総事業費に占める自己収入の比率を〇%以 	<p>【指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金債務残高 国庫納付する不要財産の種類及び額 重要財産の処分実績 経常収支率 財政依存度の減少率、自己収入額及び比率 寄付金による収入額 〇〇についての分析結果の反映実績 繰越欠損金削減額 固定負債残高の削減割合 不良債権の解消実績
--	--

<p>上にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金等について、中期目標期間全体で〇〇円獲得する。 ・ 〇〇について〇〇の取組により、本中期目標期間内の採算性の確保を図る。 ・ 繰越欠損金の早期解消を図るため、閣議決定等を踏まえて見直した経営改善計画を着実に実行し、中期目標期間中に〇〇円削減する。 ・ 固定負債を対前中期目標期間最終年度末残高比で、〇〇%削減する。 ・ 〇〇の不良債権については、〇〇（期日）までに解消させる。 	
--	--

5 「その他業務運営に関する重要事項」（3 法人共通、業務類型共通）

<p>【目標例】</p> <p><内部統制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇（期日）までに法人の長による法人運営の基本理念／運営方針／職員の行動憲章を定める。 ・ 今中期目標期間における本法人の重要業務たる〇〇事業について、リスク評価を行い、適切に対応する。 ・ 〇〇に関する重要事項については定期的に理事会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。 ・ 〇〇業務については〇〇の取組により定期的な内部点検を実施し、その結果を踏まえた〇〇方針の見直しを行う。 ・ 法人の長の指示及び法人の重要決定事項が職員に周知徹底される仕組みを構築する。 ・ 〇〇部門及び〇〇部門について、定期的な自己評価を実施する。 ・ コンピューターウイルスへの対応方針の整備等、適切なICT環境を整備する。 <p><人材確保・育成方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇に位置付けられた〇〇業務を着実に実 	<p>【指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念／運営方針／行動憲章の策定状況 ・ リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況（「政府情報システム管理標準ガイドライン」等を参照しつつリスク評価を行う） ・ 理事会における審議・報告実績 ・ 内部点検の実施回数、頻度、方針の見直し実績 ・ 監事監査実績数、頻度、当該監事監査結果の反映実績 ・ 法人内掲示板システム、イレギュラー事項の報告・連絡体制等の構築 ・ 自己評価の実施回数、頻度 ・ ICT環境整備方針の策定状況、体制整備状況
--	---

<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○を盛り込んだコンプライアンスプログラムを策定し、定期的に、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行う。 ・ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。 ・ ○○を行う等、法人の情報セキュリティ対策を強化する。 ・ ○○のため、○○の取組により必要な人材の確保を図るとともに、本法人の人事評価システムにより職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 ・ 男女共同参画について、本中期目標期間における職員の採用（出向者を除く。）に占める女性の割合を○%以上とする。 ・ 法人が所有する施設・設備について、外部の研究機関の利用及び民間企業等との共同利用の促進を図ること。 ・ ○○の重大事故等に備え、○○の危機管理体制を確立し、定期的に○○の訓練を実施する。 ・ ○○を実施する等、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスプログラムに係る点検実績、職員の意識浸透状況及びこれらの検証実績 ・ 情報公開及び個人情報保護についての職員への周知状況 ・ 情報セキュリティマニュアルの整備、職員への周知徹底状況 ・ 人材確保のための○○取組の状況、人事評価システムの構築及び見直し状況 ・ 採用職員数における女性の割合 ・ 外部研究機関の利用状況、民間等との共同利用状況 ・ 危機管理体制の整備及び訓練実績 ・ 環境負荷の低減に資する物品調達の割合
--	--

※ 上記 2～5 に記載している個別の目標例又は指標例については、目標策定指針Ⅱの 4（1）③、Ⅲの 5（1）及びⅣの 3（1）③を踏まえて提示しているが、同様の内容でも、当該法人やその事務及び事業の特性、目標の内容や政策目的等によって、当該法人の役割（ミッション）との関係で意味が乏しいなど、目標又は指標として適当ではないものとなる可能性もあることから、設定に当たっては、そうしたことにも留意し、当該法人の使命、現状・直面する課題の分析及び当該法人を取り巻く環境の変化の分析を十分に踏まえる必要がある。

独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方
～独立行政法人の政策実施機能の最大化のために～

令和4年4月8日

独立行政法人評価制度委員会決定

<目次>

はじめに	1
第1章 独立行政法人内のマネジメント及び内部統制の在り方	1
1. 独立行政法人の将来像を明確にしたマネジメント	1
2. 環境変化への機動的対応を可能とするマネジメント	2
3. パフォーマンス向上と信頼確保を念頭に置いたマネジメント及び内部統制	3
第2章 目標管理を中心とした主務大臣によるガバナンスの在り方	4
1. 独立行政法人におけるP D C Aの促進と法人の活性化を図るガバナンス	4
(1) 独立行政法人の将来像を踏まえた目標策定	5
(2) 評価ごとの特性を踏まえた主務大臣評価	5
2. 独立行政法人とのコミュニケーションを重視したガバナンス	7
第3章 独立行政法人評価制度委員会の調査審議の在り方	8
1. 基本的視座	8
(1) 府省・法人横断的に求められる対応の促進・支援	8
(2) 主務大臣と法人のコミュニケーションの促進	8
(3) 各法人の組織運営の改善の促進	9
2. 基本的視座を踏まえた今後の取組の方向性	9
(1) 主務大臣・独立行政法人との緊密なコミュニケーションのためのヒアリングの一層の活用	9
(2) 目標管理の機能を最大限発揮するための評価及び目標策定に対する点検の重点化	9
(3) 独立行政法人の業務管理及び内部管理の共通的な方向性を示す基本的な文書の発信	13
(4) 目標設定・評価手法の技術的向上	13
(5) 府省・法人横断的な改善に資する取組事例の収集及び展開	14
(6) 独立行政法人制度及び運用の改善への貢献	14

はじめに

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、設立以来7年間、「政策実施機能の最大化」の観点から、独立行政法人（以下「法人」という¹。）の目標策定・評価等に係る調査審議を行い、意見を述べてきた。

本文書は、こうした委員会の活動における基本的な考え方を、

- ① 委員会は、法人内で、どのようなマネジメント及び内部統制が行われることを期待しているか、
- ② 委員会は、主務大臣に、①を確保するため、法人に対してどのようなガバナンスを及ぼすことを期待しているか、
- ③ 委員会は、①及び②を確保するため、何を念頭に置いて、主務大臣による目標策定・評価等に関する調査審議を行っているか、

といった3つの段階で改めて整理するものである。

本文書が、主務省²・法人内における担当部署の業務の参考となる道標として引き継がれ、将来にわたって、目標策定・評価の点検やヒアリング等における委員会と主務省・法人との意思疎通の円滑化、組織・業務の運営に関する主務省と法人との間の共通認識の形成に資するものとなっていくことを期待する。

第1章 独立行政法人内のマネジメント及び内部統制の在り方

独立行政法人においては、主務大臣が定めた目標を達成するための計画を法人が定めて業務を実施し、その結果について主務大臣が評価を行うという、いわゆる目標管理が行われているが、その際、目標管理そのものが目的となつてはならず、目標管理は、あくまで「政策実施機能の最大化」のためのツールである点に留意する必要がある。

委員会としては、「政策実施機能の最大化」の観点からは、以下のような法人内のマネジメント及び内部統制を確立することが重要であり、法人における計画策定は、これらを促進するものとなっている必要があると考える。

1. 独立行政法人の将来像を明確にしたマネジメント

法人においては中（長）期計画（行政執行法人においては、事業計画）による管理が行われているが、実際の政策や研究開発の実施期間は、必ずしも既定の計画期間と合致

¹ 独立行政法人制度における独立行政法人総体を念頭に置く場合は、「独立行政法人」の用語を使用する。

² 目標策定や評価といった行政庁として法律上の行為を行う主体を念頭に置く場合は「主務大臣」、法人との日常的なやり取りやヒアリングといった実務を行う主体を念頭に置く場合は「主務省」の用語を使用する（府・庁も含む。）。

しているわけではなく、むしろ、長期的な観点を踏まえつつ、実施すべき業務も多いのが実情である。

このため、法人において、計画期間を超えた法人の組織・業務の将来像を明確化した上で、計画が直接対象とする期間の観点のみからではなく、将来像を長期的に実現していく³という観点も踏まえつつ、計画策定を行う必要がある。

具体的には、法人においては、まず、主務大臣が示す「使命」及び「ミッション」（第2章の1（1）参照）を踏まえつつ、法人の能力やリソースを最大限活かすことができるような「ビジョン」、すなわち、法人自身が将来ありたい姿、法人として実現したい未来を含む長期的な組織・業務運営の理念を明確化する必要がある。

そして、法人は、こうした「ビジョン」を常に念頭に置きながら、法人内のマネジメントを行う必要がある。このため、法人の策定する計画は、主務大臣が定める目標を踏まえるだけでなく、組織・業務の運営の結果を、長期的な観点も踏まえて的確に評価できるようにすることで、「ビジョン」を念頭に置いた法人のマネジメントを支えるものとなる必要がある⁴。

<参考> 「使命」「ミッション」「ビジョン」に関する整理

	使命	ミッション	ビジョン
策定主体	主務大臣	主務大臣	法人
概念	法人の根本となる設置目的や果たすべき役割、政策実施機関としての将来的な法人のあるべき姿	政策体系における法人の位置付け及び役割	使命及びミッションを踏まえた、法人自身が将来ありたい姿、実現したい未来
時間軸	非常に長期	長期（政策・研究等の時間軸による）	長期（政策・研究等の時間軸による）
明記文書	中（長）期目標、年度目標	中（長）期目標、年度目標	事業報告書等
活用局面	<主務大臣> ミッションの検討、目標策定、評価、組織・業務見直し <法人> ビジョンの検討	<主務大臣> 目標策定、評価、組織・業務見直し <法人> ビジョンの検討	<主務大臣> 目標策定、評価、組織・業務見直し <法人> 計画策定、自己評価、法人内のマネジメント・内部統制、他機関との連携等外部との関係

2. 環境変化への機動的対応を可能とするマネジメント

法人においては計画による管理が行われているが、当該計画の期間中、固定的な計画に沿って機械的に活動するのではなく、むしろ、社会経済環境が目まぐるしく動く現在、

³ 計画の期間の積み重ねによる螺旋状の改善を行うことを想定している。

⁴ 第2章の1（1）のとおり、主務大臣が定める目標も、「使命」、「ミッション」を踏まえたものとなっており、結果的に、「使命」、「ミッション」、「ビジョン」、「目標」、「計画」が、主務大臣と法人との間のコミュニケーション（第2章の2参照）等を通じて統合的なものとなる。

独立行政法人には、国内外の状況の変化やそれを受けた政策の動向に柔軟に対応することが求められている。さらには、現場に近い政策実施部門として、自然災害や感染症等の危機に際しても業務を継続するとともに、時に各方面を支援することさえ求められている。

法人のマネジメントは、こうした機動的対応を可能とするとともに、その対応能力を向上させていくものである必要がある。また、法人が策定する計画は、こうしたマネジメントを支えるものである必要がある。

3. パフォーマンス向上と信頼確保を念頭に置いたマネジメント及び内部統制

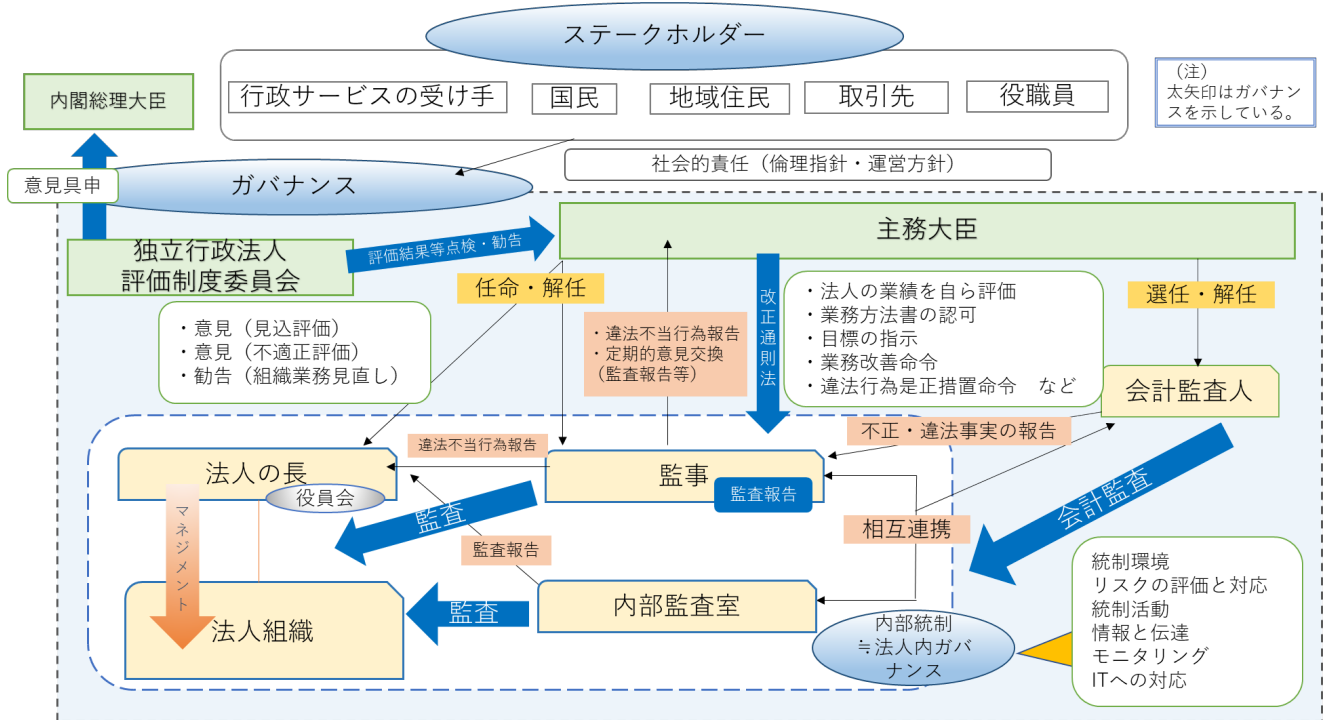
独立行政法人は、法律上の特別な地位が与えられ、活動に当たり国民に対して何らかの形で幅広い負担をお願いしている場合も多く、その業務の遂行に当たっては、何よりも国民の信頼を確保することが不可欠である。政策課題等の複雑困難化に伴い、法人が外部の機関と連携し、ネットワーク化を図る必要が増大する中、法人に対する外部からの信頼の確保は、一層重要となっている。

こうした中では、法人は、単に業務経費を縮減したということだけでは国民の期待に応えたと言うことはできず、**業務プロセス改革、働き方改革**といった手法も駆使し、コストを抑制しつつ、業務の品質を維持・向上させることにより、全体的なパフォーマンスを向上していくことが求められる。また、業務遂行に当たっては、社会的責任を果たしつつ、法令、倫理指針・行動指針その他の規範の遵守（コンプライアンス）により組織運営上のリスクを最小化するとともに、役職員の多様性を確保し、多様な人材がその能力を最大限発揮できるような、**良好な組織風土を醸成**することが重要である。

そして、そのような業務運営を行う上で要となる人的要素として、法人の長のリーダーシップに基づく**トップマネジメント**と、**監事機能を十分に活用した内部統制**の強化が重要である。

法人内のマネジメント及び内部統制は、こうした取組が確実に行われるようなものとなる必要がある。また、法人が策定する計画は、こうしたマネジメント及び内部統制を支え、取組を的確に推進するものとなる必要がある。

<参考>独立行政法人におけるガバナンス構造（イメージ）



第2章 目標管理を中心とした主務大臣によるガバナンスの在り方

独立行政法人制度は、各府省の行政活動から実施部門の事務・事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、一定の自律的な運営をさせることにより、業務の質の向上や活性化、透明性の向上を図ることを目的としている。

この仕組みを活かし、独立行政法人の政策実施機能を最大化するためには、主務大臣による法人に対するガバナンスは、第1章に述べたような法人内における①将来像を明確にしたマネジメント、②環境変化への機動的対応を可能とするマネジメント、③パフォーマンス向上と信頼確保を念頭に置いたマネジメント及び内部統制を促すものとなる必要があり、そのためには、以下のように、法人におけるPDCAの促進と法人の活性化を図るとともに、法人とのコミュニケーションを重視することが重要になると考える。

1. 独立行政法人におけるPDCAの促進と法人の活性化を図るガバナンス

法人内においては、計画策定と自己評価を中心としたPDCAサイクルがマネジメント及び内部統制の重要なツールとなっており、主務大臣によるガバナンスにおいては、このPDCAサイクルをしっかりと機能させることによって、法人の活性化を図っていくことが重要である。

このような観点から、主務大臣によるガバナンスを機能させるための重要なツールである目標策定及び主務大臣評価は、以下のようなものとなることが重要である。

(1) 独立行政法人の将来像を踏まえた目標策定

法人においては計画による目標管理が行われているが、実際の政策や研究開発の実施期間は、必ずしも計画の期間と合致しているわけではない。このため、主務大臣は、計画の期間を超えた法人の組織・業務の将来像を明確化し、その上で、それと照らし合わせながら目標策定・評価を行う必要がある。(第1章の1参照)

具体的には、法人は、長期的な組織・業務運営の理念である「ビジョン」を明確化することが求められるが、主務大臣は、その前提として、法人に対し、

- ・個々の法人の「使命」、すなわち、行政における法人の果たすべき役割や将来的な法人のあるべき姿を、あらかじめ明確に示すとともに、
- ・法人が実施する政策や研究に求められる時間軸や特性を踏まえ、法人の「ミッション」、すなわち、政策体系において法人に期待される役割を、具体的に示す必要がある。

主務大臣による目標策定は、こうした「使命」及び「ミッション」を、十分に踏まえたものとするとともに、「ビジョン」に基づく法人のマネジメントを促し、的確に評価をするための基礎となる必要がある。

(2) 評価ごとの特性を踏まえた主務大臣評価

主務大臣評価には、見込評価、年度評価、期間実績評価・中長期目標期間中間評価(以下「中間評価」という。)、効率化評価がある。これらの評価は、いずれも、①主務大臣によるP D C Aサイクルのツールとして、主務大臣によるガバナンスを支えるとともに、②独立行政法人によるP D C Aサイクルのツールとして、法人内のマネジメント及び内部統制を支え、さらに、③法人に対するガバナンスの一環として、法人の活動についての情報を提供し、法人に対する国民の信頼を確保する取組を支えるという機能が含まれる。

もっとも、それぞれの主務大臣評価は、実施時期や評価対象とする期間を異にしていることから、それぞれの評価の担う機能の程度には濃淡があり、以下のとおり、それぞれの評価の特性を踏まえた効果的な運用を行う必要がある。

① 見込評価(中期目標管理法、国立研究開発法人)

中期目標管理法及び国立研究開発法人の見込評価は、主務大臣によるガバナンスの中核となる目標期間終了時における組織・業務見直しの検討や次期目標の策定の基礎となるものである。

このため、評価に当たっては、当該中(長)期目標期間における目標の達成状況等を評価する必要があることはもとよりであるが、**目標期間の積み重ね**による法人の螺旋状の改善につながるよう、主務大臣が明確化する「使命」及び「ミッション」、

法人が明確化する「ビジョン」を踏まえ、次期以降の法人の在り方を念頭に置きつつ評価を行い、主務大臣によるP D C Aサイクルを適切に回していくことが重要である。

② 年度評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

中期目標管理法人及び国立研究開発法人においては、目標期間中は、目標達成に向けて法人が自主性・自律性を発揮して業務運営を行うことが基本となるが、その際には、法人において、目標達成に向けた毎年のP D C Aサイクルが機能し、必要な年度計画の見直し等が適切に行われることが重要である。

主務大臣による年度評価は、この法人における毎年のP D C Aサイクルを支えるものとなる必要があり、評定を付す際には、なぜその評定に至ったかの根拠を合理的かつ明確に記述するとともに、特に、C以下の評定を付す場合には、今後取り組むべき方針を記述する等、法人が、評価結果を踏まえて改善等の行動を的確にとることができるようにする必要がある。

③ 期間実績評価・中間評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

中期目標管理法人及び国立研究開発法人の期間実績評価・中間評価は、見込評価及び年度評価とは異なり、必ずしも、法人におけるP D C Aサイクルと連動した時期に行われるものではないが、期間中の法人の活動を総括し、確定的な評価を行うものであるところに特徴がある。

このため、主務大臣による期間実績評価・中間評価は、このような特徴を活かし、法人が毎年作成する事業報告書等と相まって、法人に対するガバナンスの一環として、国民に法人の活動についての情報を提供し、法人の活動状況及び成果に関する説明責任を果たし、国民の信頼を確保するための取組の一助となるものとすることが重要である。

また、今後、独立行政法人は、他の独立行政法人のみならず、民間の様々な機関等との連携・ネットワーク構築等が必要となると考えられることから、そのような際における信頼関係の形成を行う上でも、こうした情報の提供が重要となる。

④ 年度評価（行政執行法人）

行政執行法人における年度評価は、中期目標管理法人及び国立研究開発法人における上記の見込評価、年度評価及び期間実績評価・中間評価の役割を併せ持つため、①から③まででそれぞれに求められていることに十分配慮しつつ、これを行うことが重要である。

⑤ 効率化評価（行政執行法人）

行政執行法人の業務運営の効率化のためのP D C Aサイクルにおいては、④の年度評価が重要な役割を果たしている。

このような中、効率化評価は、一定の期間における法人による効率化に向けた創意工夫や定量的結果を総括するものであり、③の期間実績評価等と同様に、法人に対するガバナンスの一環として、国民に情報を提供する機能を果たしている。このため、効率化評価については、効率化に向けた法人の説明責任を果たし、国民の信頼を確保するものとするのが重要である。

2. 独立行政法人とのコミュニケーションを重視したガバナンス

主務大臣による法人に対するガバナンスが、第1章に述べたようなマネジメント及び内部統制を促すようなものとなるためには、目標策定や評価といったツールを活用して法人のP D C Aサイクルを十分に機能させること等に加えて、法人とのコミュニケーション⁵をしっかりと行い、主務大臣によるガバナンスが法人に的確に受け止められるようにする必要がある。

具体的には、まず、主務大臣が明確化する法人の「使命」及び「ミッション」は、法人に対して一方向に示されるようなものではなく、両者の間で共有され、納得が確保されるものとなっている必要がある。

また、それは、一度共有され、納得を確保すればよいというものではなく、主務大臣による目標策定や評価の機会、役員の交代や人事異動等による関係者の入れ替わりの機会に両者で再度確認をすることはもちろん、様々な場面で、この「使命」及び「ミッション」と法人が明確化する「ビジョン」を、両者の意思疎通のためのツールとして活用し、緊密なコミュニケーションを確保する必要がある。

また、評価結果についても、主務大臣と法人との間で相互に確認を行い、

- ・見込評価であれば、①社会経済や政策の長期的な動向、②法人の将来像、③当期の法人の実績についての社会・経済・政策的価値等の認識を、
- ・年度評価であれば、①当面の社会経済や政策の動向、②法人の期間中の達成目標、③当期に目標を達成するための課題等の認識を、

それぞれ改めて共通化し、それらを踏まえて、④次期の取組の方向性や重視すべき成果等についての頭揃えをする必要がある。

特に、主務大臣評価の評定や分析が、法人による自己評価と異なるような場合には、両者の間で十分な議論を行い、そのギャップを早急に埋めて、次期に繰り返さないようにすることが重要である。

⁵ 法人の窓口となる企画部門・管理部門だけではなく、法人の実態をより立体的に把握するため、事業部門・研究部門といった現場の実務担当者とも直接コミュニケーションを行うことが重要。

さらに、上記のような論点について、法人内における独立の機関として法人の健全な業務運営を確保する責務を負う監事とも積極的に意見交換し、頭揃えを行うことで、主務大臣がより多角的に法人の状況を把握するとともに、監事を通じてガバナンスを及ぼすことが可能となる。

第3章 独立行政法人評価制度委員会の調査審議の在り方

本章では、第1章に述べたような独立行政法人内のマネジメント及び内部統制と、第2章に述べたような主務大臣によるガバナンスの実現に向けた、委員会の基本的視座及びそれを踏まえた今後の取組の方向性を整理する。

1. 基本的視座

委員会は、主務大臣が行った評価等の点検や監視といった受動的な役割にとどまらず、目標見直しを重要な機会として、主務大臣・法人と緊密にコミュニケーションを行いながら、独立行政法人全体としての制度や運営の改善、活性化において積極的な役割を果たしていく。

こうした取組を行う際の委員会における基本的視座は、以下のとおりである。

(1) 府省・法人横断的に求められる対応の促進・支援

委員会の各委員の多様な専門性を活かしつつ、個々の府省・法人の枠に収まらない広い視野から、法人の目標及び評価の水準の調整にとどまらず、国内外の社会経済環境の変化や政策の動向への機動的かつ柔軟な対応、デジタル化、法人を超えたネットワーク化等、法人横断的に求められる対応を促進・支援する。また、これらを通じて、主務省や法人においても、府省・法人内にとどまらない幅広い視野が醸成されるようにする。

以上を通じて、広く国民全体への裨益を最大化させる観点から、中期目標管理法人及び行政執行法人が提供するサービスの向上や、国立研究開発法人の研究開発成果の最大化・社会実装の取組の向上を目指す。特に、後者については、長期性・不確実性等といった研究開発の特性にも留意しつつ、各主務省・研究開発に関する審議会の枠を超えて、国全体としての研究開発成果の最大化を意識した調査審議を行う。

(2) 主務大臣と法人のコミュニケーションの促進

主務大臣と法人という2つの主体が連携してPDCAサイクルを回していくという独立行政法人制度の特性を踏まえ、主務大臣に対して、法人との円滑なコミュニケーションを促し、両者の意識の共有に立脚した効果的なPDCAサイクルの実現を図

るとともに、主務大臣による進捗の管理、業績の評価等を含むガバナンス機能の発揮を支援する。

(3) 各法人の組織運営の改善の促進

役職員の多様性を含む法人の組織風土、組織運営におけるリーダーシップの発揮、統制環境等の現状についての把握を行い、個々の法人の長・役員によるマネジメント及び内部統制の改善を促すとともに、その結果を踏まえつつ、法人横断的なレベルアップを図る。

2. 基本的視座を踏まえた今後の取組の方向性

(1) 主務大臣・独立行政法人との緊密なコミュニケーションのためのヒアリングの第一層の活用

委員会が、主務大臣が行った評価等の点検や監視といった受動的な役割にとどまらず、独立行政法人全体としての制度や運営の改善、活性化において積極的な役割を果たしていくためには、目標見直しの機会において、主務大臣及び法人とのコミュニケーションを緊密に行うことが重要である。このような認識の下、委員会は、目標見直しを行う主務省及び法人（法人の長、監事その他の役員）からのヒアリングの形で、意見交換を随時行う。

ヒアリングにおいては、まず、法人を取り巻く環境、「使命」、「ミッション」、「ビジョン」といった法人の将来像、これらを目指すに当たって武器となる法人の「強み」と解決すべき法人の「弱み」等についての認識を共有する。その上で、法人に係るPDCAサイクルの現況、法人の組織風土等を含む内部の状況等について多面的に把握するとともに、主務省・法人と問題意識を共有する。

また、こうした意見交換の場は、委員会による点検の結果や意見・提案等を、主務省や法人に直接フィードバックし、文書のみでは伝わりづらい委員会としての考え方を伝え、頭揃えをする場としての役割を持つ。その際、1で述べた基本的視座からの委員会の気づきや専門的知見についても、直接伝えていく。

さらに、委員会としては、こうしたヒアリングの成果の蓄積により、府省・法人を超えた横断的な観点からの現状把握を行う。

(2) 目標管理の機能を最大限発揮するための評価及び目標策定に対する点検の重点化

委員会による評価の点検には、大きく分けて、①各分野の専門家としての立場から主務大臣が行う評価の質の向上を図ること、②第三者の立場から、主務大臣評価の客観性を担保することという2つの役割がある。

もつとも、それらの役割は、いずれも、第2章に述べた目標管理を中心とした主務

大臣によるガバナンスを促進・支援し、それを通じて第1章に述べた法人内のマネジメント及び内部統制を促進するものとなっている必要がある。

一方、第2章で述べたとおり、主務大臣評価の果たすべき機能は、それぞれ異なっている。このため、委員会による評価及び目標の点検は、こうした委員会の点検の役割や主務大臣によるそれぞれの評価の機能を踏まえ、以下のような形で重点化して行うこととする。

① 見込評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人）及び目標策定

独立行政法人のPDCAサイクルにおいては、中（長）期目標期間を単位とした目標管理が最も重要な役割を果たしていることから、制度上も、委員会が積極的な役割を果たすこととされている。このため、委員会においては、

- ・見込評価結果全般を対象に点検を行い、課題への対応の在り方等に関して**積極的かつ幅広く意見を述べる**とともに、
- ・当該見込評価の点検結果や、主務省・法人ヒアリング等で得られた情報を踏まえ、次期目標への反映等が期待される事項についての提案を行い、その反映状況を確認する
- ・加えて、見込評価が**期間実績評価の前提となる**ことを踏まえて、評定自体も含めた評価の適正性に関しても必要な意見を述べる

こととし、その際には、以下のような視点から行う。

<点検・提案の視点⁶⁾>

(評価書の記載⁷⁾)

i) 業務運営上の課題が不足なく把握されているか

- ・個別業務に係る実績と当初目標との比較や、所期の成果を得られていない取組についての要因の分析が適切に行われているか
- ・法人全体のマネジメント・内部統制上の課題（資源配分の適正化等）が適切に分析されているか

ii) i) の課題への対応の方向性が検討されているか

- ・要因分析に基づく個別業務の改善方針又は具体的な改善方策が示されているか
- ・法人全体のマネジメント・内部統制上の課題への対応の方向性が示されているか

iii) 主務大臣と法人のコミュニケーションが適切に機能しているか

⁶⁾ 評価書のみならず、主務省・法人ヒアリング等を通じて総合的に点検を行う。

⁷⁾ これらの記載の有無それ自体によって意見を述べるかどうかを判断するのではなく、必要に応じて不足する情報を主務省に確認しつつ、内容の妥当性等について検討する。

・主務大臣評価と法人の自己評価において評定やその根拠が異なっている場合、その理由が適切に示されているか（特に、相違の原因が①社会経済や政策の長期的な動向、②法人の将来像、③法人の実績についての社会・経済・政策的価値等の認識の齟齬にある場合（第2章の2参照） 等

iv) A以上の評定を付した評価項目において合理的な根拠・説明がなされているか

・過大な評価がなされていないか
・期間実績評価に当たり、より丁寧な説明が求められる事項はないか 等

v) 目標期間中の年度評価と整合的であるか

・各年度の評定と見込評価の評定が一定程度整合的であるか
・各年度における課題・改善の取組が見込評価で考慮されているか 等

(その他、次期目標案の点検・提案に向けた検討)

i) 法人の「使命」「ミッション」「ビジョン」との関係において、より高みを目指して取り組むべき事項はないか

ii) 独立行政法人の業務管理及び内部管理の共通的な方向性を示す基本的な文書（(3)参照）に照らして、当該法人の現状を踏まえて具体的に取り組むべき事項はないか

iii) 目標設定上の工夫の余地はないか

・適切な評価を行える目標・指標が設定されているか
・データを活用した定量的指標の設定ができないか 等

② 年度評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

目標期間中のPDCAサイクルは、独立行政法人による自律的なPDCAサイクルを基本として、主務大臣の責任の下で必要な進捗管理を行うことが期待されている。このため、委員会においては、年度評価については、法人内のマネジメント及び内部統制に大きな影響があるもの⁸について、以下のような視点から**必要最小限の点検**を行い、著しく適正を欠く場合に意見を述べる。

<点検の視点>

i) PDCAサイクルを回す上で特に重要な局面において、適切な記載となっているか

⁸ 例えば、複数年連続して所期の成果を下回る等の場合において、主務大臣と法人とのコミュニケーション不足によりPDCAサイクルそのものに問題が生じているのではないかと認められる場合には、PDCAサイクルの回し方やスピードといった運用面はもちろん、当該事業や法令の見直しの必要性といった制度面についても、点検を行うことがあり得る。

- ・ C以下の評定を付した評価項目における要因分析、改善方針又は具体的な改善策
- ・ 複数年連続して所期の成果を下回っている取組における従前の改善策等の検証 等

ii) 法人の内部統制に影響する事案等について、適切な記載となっているか

(・ 不祥事案や会計検査院からの指摘等、法人において改善を要する事案への対応 等)

③ 期間実績評価・中間評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

第2章の1(2)③に述べたとおり、期間実績評価・中間評価は、国民への情報提供としての機能が重要であることから、委員会としては、

- ・ 確定業績の適正な評価の確保と開示
 - ・ 目標期間における法人の活動の成果の国民への分かりやすい情報提供
- を推進するため、以下のような視点から点検を行い、著しく適正を欠く場合に意見を述べる。

<点検の視点>

- i) 見込評価において、期間実績評価で対応すべき旨の委員会の意見が出されていた場合、当該意見に適切に対応しているか（期間実績評価のみ）
- ii) 活動の成果が一般社会へ与える影響や今後求められる取組の方向性が説明される等、国民一般にとって分かりやすい評価書となっているか

④ 年度評価（行政執行法人）

行政執行法人においては、法人による自律的なPDCAサイクルを基本としつつも、主務大臣が進捗管理において大きな役割を果たすことが想定されている。このため、委員会においては、行政執行法人の年度評価については、中期目標管理法人・国立研究開発法人の年度評価及び期間実績評価と同様の視点⁹から点検を行い、著しく適正を欠く場合に意見を述べる。

ただし、行政執行法人の年度評価については、見込評価と同様、目標設定に反映するという役割が含まれることから、法人の「使命」「ミッション」「ビジョン」との関係、独立行政法人の業務管理及び内部管理の共通的な方向性を示す基本的な文書との関係、目標設定上の工夫の余地についても留意する。

⑤ 効率化評価（行政執行法人）

第2章の1(2)⑤に述べたとおり、行政執行法人の効率化を毎年進める上では、年度評価の役割が重要であり、効率化評価では、特に国民への情報提供の機能が重要である。

⁹ ②年度評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人）の脚注8を含む。

もつとも、効率化評価についても、一定期間を通じた実績を把握して、次の期間における効率化の取組につなげていくことは重要であることから、以下のような視点から点検を行い、意見を述べる。

<点検の視点>

- i) 合理的な根拠・説明に基づき評価が付されているか
- ii) 実績と目標との関係が明確で、必要な比較分析が行われているか

(3) 独立行政法人の業務管理及び内部管理の共通的な方向性を示す基本的な文書の発信

委員会では、これまで、毎年度提出された見込評価の結果等を踏まえて、法人の業務管理及び内部管理において求められる共通的な方向性として、目標策定に当たって見直し対象法人共通で留意すべき事項（以下「共通留意事項」という。）を決定し、次期目標への反映を求めてきた。

他方、共通留意事項の内容の多くは、目標見直しを行う法人にとどまらず、行政執行法人を含む全ての独立行政法人の組織・業務の運営においても参照すべきものとなっており、また、毎年の見込評価等を踏まえてブラッシュアップされてきた。

このため、この機会に、共通留意事項を、各種の政府方針をはじめとする社会経済環境の変化とその対応方針、民間における組織・業務の運営の新しい考え方や概念も取り入れた、独立行政法人の業務管理及び内部管理の共通的な方向性を示す**基本的な文書**として再整理して、次期目標の策定のみならず、**全ての法人**の計画策定、主務大臣と法人のコミュニケーションのツール等としても活用できるような形で示すこととする。また、当該文書は、時代の変化や各法人の取組状況等を踏まえ、随時改定を行うこととする。

(4) 目標設定・評価手法の技術的向上

個々の法人の目標設定及び評価の在り方については、主務省や法人において検討・調査研究が行われている場合もあるが、各主務省や法人に共通する技術的な事項については、委員会として検討・調査研究を行い、各主務省・法人へ展開するとともに、毎年の見込評価に対する意見、目標見直しへの提案等に活用することとする。また、目標策定指針・評価指針をはじめとする目標・評価の枠組み全体の改善にも反映することとする。

具体的には、目標設定については、委員会は、民間における事例、国内外の公的な法人における事例等を踏まえつつ、**目標と実績の比較可能性**、業務間の**KPIの質・量のバランス**、データを活用した**指標の定量化**、総合評価における各業務の**ウエイト付け**、人事・経理等の管理業務や研究開発における**事故防止等の業務上の安全確保**の

ための取組といったS・A等の積極的な評価を付しにくい業務の目標設定の在り方等に着目した検討・調査研究を行うこととする。

また、評価については、委員会は、法人の**情報発信**としての評価結果の活用や評価における**財務データの活用**といった従来からの課題への対応はもとより、各法人の評価においてこれまで実装することがほとんどできていなかった、他の法人や国内外の**同種の業務を行っている機関との「比較」**をできるようにすることについて、検討・調査研究を行うこととする。

(5) 府省・法人横断的な改善に資する取組事例の収集及び展開

委員会は、各主務省・法人の取組を横断的に把握することが可能であり、また、目標策定・評価の点検を通じて、独立行政法人制度の運用の状況を、幅広く見ることができる立場にある。

このため、(3)に述べた独立行政法人の業務管理及び内部管理の共通的な方向性に照らして先進的と認められる取組や、(4)に述べた目標設定・評価の技術的向上に資する取組、研究開発成果の社会実装に関する取組等から、各主務省・法人に共通して適用可能な取組を積極的に収集し、各主務省・法人に共有する。その際、各主務省・法人が具体的に業務改善の参考にできるよう、例えば、事業規模や費用削減等の取組の効果、取組に当たって生じた課題及びその解決方法、解決できなかった課題等の情報も示すこととする。

さらに、他の主務省・法人の範となるような取組を実施した主務省・法人についても、取組に関わった職員のモチベーション向上に資するよう、当該主務省・法人に対して委員会が高く評価したことをフィードバックする方法について検討することとする。

(6) 独立行政法人制度及び運用の改善への貢献

独立行政法人制度が大きく見直されてから7年が経過し、その間、各主務省・法人において、制度の運用が重ねられてきた。委員会は、こうした各主務省・法人の取組や制度の運用の状況を幅広く見ることができる立場にある。今後、時代の変化を踏まえ、制度の運用はもとより、制度そのものについても何らかの改善がいずれかのタイミングで行われると考えるが、その際、委員会が蓄積してきた知見が大きな役割を果たし得る。このため、委員会としては、今後も、独立行政法人制度の運用の状況について、改善の余地がないかといった視点を常に持ちつつ注視していくこととする。

委員会の、委員の専門性を活かした地に足のついた知見は、民間における手法を含めた組織・業務のマネジメントに関する先進的知見として、各主務省・法人における制度の運用の改善のみならず、制度官庁における制度そのものの改善に取り入れてい

くことが期待される。さらに、こうした一連の取組は、パブリックセクターにおける他の組織への知見の提供につながり、独立行政法人制度のみならずパブリックセクター全体の制度及び運用の改善のための議論の喚起にもつながるものであると考える。

独立行政法人の業務管理及び内部管理について

令和 4 年 4 月 8 日
独立行政法人評価制度委員会決定

「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定）に基づく「基本的な文書」として、独立行政法人（以下「法人」という。）の業務管理及び内部管理の共通的な方向性について、下記のとおり取りまとめる。

記

法人は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われる運営費交付金等の交付を受けるなど、国の政策を実現するための実施機関であり、中（長）期目標期間において成果を最大化し、その成果を我が国のために役立てることが期待されている。

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、法人が社会課題の解決に向けて能力を最大限発揮することを後押しする観点から、法人が、新たな価値創造のプラットフォームとしての役割を果たすことや、自らリスクを取って変革し、変化を先導することを通じて、我が国の国民生活及び社会経済により一層貢献できるようになることを特に重視してきた。

委員会は、法人が国民生活及び社会経済に貢献するという強い意欲と問題意識を持って、その業務に取り組むようにするためには、法人の将来像及び目指すべき具体的な成果に係る認識を主務大臣と法人が共有することが極めて重要であると考えことから、主務大臣には、目標策定・評価等の機会を捉えて、法人の将来像等について法人との間で改めて認識を共有するため、法人の長及び役員（法人のガバナンスにおいて重要な責務を負う監事を含む。）と十分な意思疎通を図ることを期待する。

さらに、委員会は、主務大臣に対し、特に以下の点に留意して、目標策定及び変更並びに評価を実施することを期待する。また、これらの点は、第一義的には目標策定等の主体である主務大臣に対して期待するものであるが、法人においても、その趣旨に留意して、計画策定及び変更並びに自己評価の実施や、平素からの業務運営の見直し・改善を行うことを期待する。

1. 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を含めた様々な環境変化を契機

として、法人のサービスの受け手となる国民に新たな価値をもたらすとともに、法人の役職員が効率的・効果的に働けるようにするため、業務手法等を不断に見直すよう促すこと。

- ② 見直しに当たっては、デジタル技術の利活用を、それぞれの法人の現状と目指すべき姿を整理したうえで積極的に検討するよう促すこと。その際、単に業務手法にデジタル技術を導入するだけにとどまることなく、デジタル技術の利活用や、保有するデータの連携・活用により、事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するとともに、デジタル技術を活用する人間の立場に立ったデジタル化を促すこと。

2. 法人の業務運営を支える人材の確保・育成及びその取組を通じた社会への貢献

- ① 年齢・性別等の多様性が新たな価値創造につながることに留意しつつ、法人が使命を果たしていく上で必要な人材の専門性を一層高度化させるための人材の確保・育成を促すこと。また、法人の使命の徹底や適正な人事評価、国民一般や地域を含む幅広い主体との交流といった役職員のモチベーション向上に資する取組を促すこと。
- ② 広く知見を活用するため、法人内部に人材を確保するだけでなく、関係機関との連携や外部委託を通じて、外部の知見の有効活用を促すこと。また、法人内部に人材を確保する際にも、クロスアポイントメント制度や兼業等の多様な働き方の活用を促すこと。
- ③ 外部人材との連携や多様な働き方の活用等の取組は、法人自身の業務遂行に必要な人材の確保・育成のみならず、法人の業務に関連する社会全体の人材育成にも資するものであることに留意して、これらを推進すること。

3. 強みを活かして弱みを補い合う関係機関との有機的な連携

- ① 法人が持つ知的財産やノウハウの価値を的確に認識し、これらを我が国の成長やプレゼンス向上、国際市場の獲得等につなげるような取組を推進すること。一方で、技術流出や情報漏洩等の問題が発生しないよう、適切な研究環境の整備を行うなど、法人における的確な知財管理、情報管理及び人材管理を推進すること。
- ② 関係機関と連携を行うに当たっては、法人がこれまで連携してきた機関の範囲にとらわれることなく、主務省が異なる他の法人や民間部門を含めた新しい分野の機関との連携を推進すること。その際、施設の共用・

事務の共同処理といった効率化のための連携はもちろん、組織同士でデータを共有して異なった観点からの分析を行うなど、新たな価値実現に資する連携がなされるようにすること。

- ③ 関係機関との連携を通じて法人の取組を迅速に社会に還元するため、法人が有するノウハウや研究シーズを国民や関係機関に対して積極的にわかりやすく情報発信することを推進するとともに、そのために必要な情報発信機能を計画的に強化するよう促すこと。

4. 限られた資源を最大限活用するための資源配分の重点化（メリハリ付け）

- ① 法人が、国の政策における重点分野や法人に強みのある分野にその資源を重点配分するよう、環境変化を踏まえて、法人の業務の重み付けを適切に行うこと。
- ② 業務の実施に当たっては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に取り組むこと。
- ③ 法人が、失敗する可能性も織り込みつつ、できる部分から挑戦を重ね、試行錯誤の中で改善を進めるなど、リスクを取った取組を進めることが期待される業務については、目標において業務の困難度を適切に示し、評価において法人の積極姿勢が評価されるようにすること。また、そういった業務については、ガバナンスを的確に機能させるため、業務の特質に応じた体制を確保するとともに、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直すよう促すこと。

以上

独立行政法人日本学術振興会が達成すべき
業務運営に関する目標
(中期目標)

平成30年3月1日

令和4年7月21日改正

文部科学省

目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	1
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1	総合的事項	1
2	世界レベルの多様な知の創造	2
3	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	5
4	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	6
5	強固な国際研究基盤の構築	8
6	総合的な学術情報分析基盤の構築	9
7	横断的事項	10
IV	業務運営の効率化に関する事項	12
V	財務内容の改善に関する事項	12
VI	その他業務運営に関する重要事項	13

※ III 1～7の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、III 1～7及びIV～VIの各項目を評価の単位とする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行うことにより、広く我が国の学術の振興を担っている。

人類社会の持続的発展とともに国の国際競争力の強化に貢献する卓越した知は、研究者一人ひとりの自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく果敢な挑戦によって生み出されるものであり、研究者の自由な発想を源泉として新たな知を生み出す学術研究の役割は極めて大きい。平成 28 年 1 月 22 日に閣議決定された「科学技術基本計画」においては、学術研究の推進を初めて盛り込み、「イノベーションの源泉」として、「挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点から改革と強化」を進めるべきものと位置付けており、振興会は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものとして、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められる。

一方、情報通信技術の急速な進化やグローバル化は学術研究に大きな構造変化をもたらし、世界レベルでの学術研究の競争も激しさを増す中、研究者が国内外の垣根なく協働していく時代にある。このような変化の中、振興会には、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができる国際的な研究基盤を構築するとともに、事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支える業務基盤を確立し、国や分野の枠にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を支えることが一層求められる。

このような役割を果たすため、振興会の中期目標は、以下のとおりとする。

（別紙）政策体系図

II 中期目標の期間

振興会が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成、学術の国際交流など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合的事項

我が国の学術振興の中核機関として、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割を十分に果たすため、研究者を中心とする幅広い関係者の意見を取り入れるとともに、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に基づき、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

(1) 研究者等の意見を取り入れた業務運営

学術の振興を目的とする振興会の事業の特性に配慮し、評議員会や学術研究に対する高い識見を持つ学識経験者の意見を反映させるとともに、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れることにより、研究者コミュニティの信頼を得つつ、効果的な業務運営を行う。

(2) 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、事業の実施に必要な調査・研究機能や審査・評価業務に係る機能を充実・強化する。また、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行う。

(3) 学術研究の多様性の確保等

年齢や性別、分野、機関にかかわらず研究者が自らの能力を発揮できるよう多様性を確保するとともに、研究の長期的視点、継続性等を踏まえて事業を推進する。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

【評価指標】

- 1-1 研究者等の意見聴取状況（評議員会の開催実績等を参考に判断）
- 1-2 学術システム研究センターによる各種事業への提案・助言の状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 1-3 学術研究の多様性の確保と現代的要請を踏まえた業務運営状況（有識者の意見を踏まえ判断）

【目標水準の考え方】

- 1-1 研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、評議員会の開催実績や学識経験者からの意見聴取実績及びそれら意見を踏まえた業務運営状況を参考に判断する。
- 1-2 第一線級の研究者の知見を生かした、各種事業への提案・助言が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 1-3 学術研究の多様性を確保する観点から、幅広い分野等への支援や女性研究者の参画を促進するとともに、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。

2 世界レベルの多様な知の創造

我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出する。

(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）により、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の独創的・先駆的な学術研究に対する幅広い助成を行い、創造的で優れた学術研究の発展に寄与する。科研費事業は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業（文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に規定する事業）により実施する。その際、国の事業としての一体性を確保し、それぞれの研究種目に応じて長期的観点や国際的な観点も考慮して審査・評価業務を適切、公正に行うとともに、研究の進捗状況に応じた柔軟な運用を確保しつつ早期の交付に努める。

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直した科研費審査システム改革について、研究者コミュニティにおける新たな審査システムの理解向上に資する取組を行いその定着を図りつつ、課題等の把握に努める。また、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行い、その結果を踏まえて必要な改善に取り組む。

科研費事業のうち、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、業務の効率化と研究者の利便性の向上を図る観点から、中期目標期間中に振興会への業務の一元化を行うための体制を整備する。

(2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

国を越えた学術研究を振興する観点から、学術研究を支援する事業における国際性を高めるとともに、国際的な共同研究等を支援する。

特に、諸外国の学術振興機関とのマッチングファンドによる国際共同研究については、世界レベルの研究を円滑・確実に支援する新たな枠組みを検討・調整し、中期目標期間の早期に導入する。

(3) 学術の応用に関する研究等の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会的問題の解決につながるような学術研究等を行う。

【重要度：高】【難易度：高】

世界レベルの多様な知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定することや、前例のない国際共同研究への新たな支援枠組みの導入に際しては、相手国との間で、異なる諸制度の調整を行い、研究者にとって使いやすい仕組みを構築する必要があることから難易度は高い。

【評価指標】

2-1 科研費の審査・評価の公正性、透明性（有識者の意見を踏まえ判断）

- 2-2 科研費の交付処理状況（B水準：ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知）
- 2-3 国際共同研究における新たな枠組みの導入による申請・審査過程の効率化・国際化（有識者の意見を踏まえ判断）
- 2-4 学術の応用に関する研究における適切な課題設定に向けた取組状況（有識者からの意見聴取実績等を参考に判断）

【関連指標】

- 2-A 科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査^(※)結果
 (※)「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問
- 2-B 事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合
- 2-C 二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合
- 2-D 事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合

【目標水準の考え方】

- 2-1 資金配分機関として公正性、透明性を確保した適切な審査等が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 2-2 交付処理の迅速性を確保する観点から、ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知することを達成水準とする。
- 2-3 英語での申請に加え、相手国対応機関と審査を分担することにより、審査過程の効率化・国際化が図られたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 2-4 様々な学術的・社会的要請に応えた課題設定に向けた取組が行われたか、有識者からの意見聴取実績や情報収集の取組等を参考に判断する。
- 2-A 卓越した研究成果が持続的に生み出されるための環境の整備状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度調査における実績（指数5.6^(※)）を基準とした状況変化を評価において考慮する。
 (※) 指数5.5以上で、最も高い水準である「状況に問題はない」とされる。
- 2-B 独創的・先駆的な学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成25～28年度の評価において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：73%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。
- 2-C 国際的な共同研究の促進と国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査結果（平成25～28年度の調査において、研究成果の

発展予定、別事業への申請予定、相手国側とのネットワークの形成・拡大、研究者の育成等の点で進展があると評価された共同研究及びセミナーの割合：75%)を基準とした状況変化を評価において考慮する。

- 2-D 国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：84%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さんの機会を提供すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。

(1) 自立して研究に専念できる環境の確保

若手研究者に対し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、目的や対象者に応じた多様な方法により、研究を奨励するための資金を支給する「特別研究員事業」を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

(2) 国際舞台で活躍する研究者の養成

国際舞台で活躍する世界レベルの研究者を養成するため、目的や対象者に応じた多様な方法により、「海外特別研究員事業」等、優れた若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

また、目的やキャリアステージに応じた優れた外国人研究者の招へいや研究者の交流を行い、国際的な頭脳循環の中で若手研究者の研究環境の国際化を図る。

(3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供

研究者としてのキャリアステージに応じ、優れた研究能力を有する研究者を顕彰することにより、研究者の研究意欲を高め、研究の発展を促進する。また、優れた若手研究者に対し、シンポジウムやセミナーの開催等を通じて国際的な研さんの機会を提供することにより、学術的・国際的視野を広げ、リーダーとなる人材の育成を図る。

【重要度：高】

次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高め

ていくための取組として重要であるため。

【評価指標】

- 3-1 特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）
- 3-2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）
- 3-3 外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（B水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が75%程度）
- 3-4 若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が95%程度）

【関連指標】

- 3-A 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

【目標水準の考え方】

- 3-1 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-3 国際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査の結果（平成25～28年度実績：76.8%）を踏まえ、75%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-4 若手研究者の学術的・国際的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期目標期間におけるアンケート調査の結果（平成25～28年度実績：91～100%）を踏まえ、各シンポジウム等において95%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-A 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度の状況（5年経過後特別研究員-PDは91.6%、5年経過後海外特別研究員は94.2%、10年経過後特別研究員-DCは88.5%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における教育

研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能の強化を行う。

(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進

国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。

(2) 大学教育改革の支援

大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育改革に取り組むことで、我が国の大学教育を牽引することができるよう、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

(3) 大学のグローバル化の支援

我が国の大学教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

【評価指標】

- 4-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の実施状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備状況等を参考に判断）
- 4-2 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）

【関連指標】

- 4-A 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況

【目標水準の考え方】

- 4-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備の状況等を参考に判断する。
- 4-2 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。
- 4-A 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が100%（平成28年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事

業の割合が75%（平成25～28年度における中間評価及び事後評価の実績）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

5 強固な国際研究基盤の構築

国際的な競争が激しさを増す中で、我が国の研究者が学術研究を先導し、そのプレゼンスを高めていくことができるよう、諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築する。

(1) 事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、各種事業を通じた国際的な活動の動向や海外関係機関等の動きなどを定期的に集約・共有するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開できる体制を整備し、積極的に事業の国際化に取り組む。

また、前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について検討し、中期目標期間の早期に一定の結論を得て、必要な改善・強化を行う。

さらに、中期目標期間の早期に、国際的な取組の種別や内容が研究者にとってより分かりやすくなるよう体系的に整理し、発信する。

(2) 諸外国の学術振興機関との協働

地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けた多国間の学術振興機関ネットワークにおいて主導的な役割を果たすとともに、各国学術振興機関とのパートナーシップを形成し、質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築・強化する。

(3) 在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会の事業を経験した外国人研究者や在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動支援を行うことにより、我が国と諸外国との学術交流を持続的に発展させる。

(4) 海外研究連絡センター等の展開

海外研究連絡センター等が、所在地域の学術振興機関、在外公館、その他の海外拠点等と連携し情報の収集と発信に努め、我が国の大学等のグローバル化を支援するとともに、我が国の学術研究のプレゼンスの向上に寄与する。

【難易度：高】

強固な国際研究基盤の構築に当たっては、振興会の業務全般を横断する基盤的機能を有する組織の整備という初めての取組を行うこととしており、また、これまで長期的に実施してきた事業の在り方を検討する際には、多様な関係者の理解を得ながら実施するプロセ

スが不可欠であることから、難易度は高い。

【評価指標】

- 5-1 前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務との比較による改善・強化状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5-2 国際的な取組の内容に関する発信状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5-3 諸外国の学術振興機関等との交流の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5-4 同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断）
- 5-5 海外研究連絡センター等における活動状況（B水準：ホームページによる情報発信数が年間 840 件程度）

【関連指標】

- 5-A 国際交流事業の採用者による国際共著論文数

【目標水準の考え方】

- 5-1 事業の在り方に係る検討を経て、効果的な改善・強化が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5-2 国際的な取組を体系的に整理し、効果的な周知がなされたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5-3 質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築する観点から、各国の学術振興機関との交流状況に応じて適切に協定の廃止・改訂や、新規立ち上げが行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5-4 同窓会主体の活動が活発に行われたか、また外国人研究者と在外日本人研究者コミュニティ等が連携する機会が提供されたか、同窓会イベント等の開催実績、会員数等を参考に判断する。
- 5-5 現地の事務所を利用した効果的な情報収集・情報発信を実施する観点から、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度実績：年間 652～1,181 件）を踏まえ、全センターのホームページで年間 840 件程度の情報発信が行われることを達成水準とする。
- 5-A 学術の国際的な競争・協働の中で我が国のプレゼンス向上の状況を把握するため、国際交流事業の採用者による国際共著論文数について毎年度確認を行うとともに、その状況変化を評価において考慮する。

6 総合的な学術情報分析基盤の構築

事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支えることができるよう、振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築する。

(1) 情報の一元的な集積・管理

事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、情報セキュリティや個人情報保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する。

(2) 総合的な学術情報分析の推進

振興会の諸事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行うことにより、総合的視点に立った企画・立案と事業改善に資する。

(3) 学術動向に関する調査研究の推進

振興会の諸事業を長期的観点に立って効果的に展開するため、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究を行うとともに、その結果を新たな事業の企画・立案等に活用する。

【評価指標】

- 6-1 情報の一元的な管理の状況（取組実績を参考に判断）
- 6-2 情報の分析や調査研究の成果の発信状況（B水準：中期目標期間中に10件程度）
- 6-3 学術動向調査の実施件数（B水準：中期目標期間中に614件程度）

【目標水準の考え方】

- 6-1 事業の枠を超えた活用を可能とする情報基盤が構築されているか、情報の一元的な管理に係る取組実績を参考に判断する。
- 6-2 振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析する観点から、10件程度のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果について発信することを達成水準とする。
- 6-3 学術の振興を図るための諸事業を長期的観点に立って効果的に展開する観点から、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究について、前中期目標期間における実績（614件）と同程度実施することを達成水準とする。

7 横断的事項

振興会の事業が、研究者のみならず社会からもより高い支持、信頼を得られるよう、横断的な取組を行う。

(1) 電子申請等の推進

研究者の負担軽減や業務効率化の観点から、電子申請等に必要な情報システムを整備する。

(2) 情報発信の充実

振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備する。その上で、受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信に取り組むとともに、情報発信の在り方について更なる検討を進め、中期目標期間の早期に一定の結論を得る。

(3) 学術の社会的連携・協力の推進

大学と産業界の研究者等による情報交換等を促進することにより、相互のインターフェイス機能の充実を図る。

(4) 研究公正の推進

助成・支援事業の実施に当たり、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策を徹底するとともに、研究者の所属機関に対し、研究費の適切な管理・執行を促す。

(5) 業務の点検・評価の推進

自己点検評価や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善を図る。

【評価指標】

- 7-1 電子申請等の推進状況（応募手続や審査業務等の電子化実績等を参考に判断）
- 7-2 振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）
- 7-3 大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（B水準：中期目標期間中に8件程度）
- 7-4 研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催）
- 7-5 業務の点検・評価の実施状況（B水準：自己点検評価及び外部評価を毎年度実施）

【目標水準の考え方】

- 7-1 研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システムが整備されているか、応募手続や審査業務等の電子化の実績及び制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステムの改修実績等を参考に判断する。
- 7-2 振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、ホームページへのアクセス件数（平成26～28年度の各年度平均実績：478万件）、コンテンツごとのアクセス動向等を参考に判断する。
- 7-3 適時適切な研究テーマの設定により、学界と産業界の交流・連携を促進する観点から、平成29年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計8委員会全てを中期目標期間中に刷新することを達成水準とする。
- 7-4 研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシン

ポジウムを毎年度2回程度開催することを達成水準とする。

- 7-5 継続的な業務運営の改善を図る観点から、自己点検評価及び外部評価を毎年度実施することを達成水準とする。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 組織の編成及び業務運営

国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ、機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。

効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。

また、法人の行う業務については、既存事業の見直し等により、効率化を進める。なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき学術研究を担う振興会の事業の特性に鑑み事業の継続性に十分留意する。

さらに、他のファンディングエージェンシーや大学等の幅広い関係機関との適切な連携・協力関係を構築する。

2 一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比3%以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3 調達等の合理化

引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。

4 業務システムの合理化・効率化

ICT等を活用した業務システム整備に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

V 財務内容の改善に関する事項

寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、事業ごとに適正な財務管理の実現を図る。また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残

高の発生状況にも留意する。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため、規程の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行う。

2 情報セキュリティへの対応

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、情報セキュリティ対策を推進する。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。

3 施設・設備

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

4 人事

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うなど、職員の能力の向上を図る。また、振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、振興会の核となる職員の育成・充実を図る。

主な政府方針

■第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日 閣議決定)

- ・若手研究者の育成・活躍促進
- ・大学院教育改革の推進
- ・国際的な研究ネットワーク構築の強化
- ・学術研究の推進に向けた改革と強化
- ・国際共同研究の推進と世界トップレベルの研究拠点の形成 等

■科学技術イノベーション総合戦略2017(平成29年6月2日 閣議決定)

- ・博士課程学生への経済的支援を充実
- ・若手研究者等が独立して研究可能な競争的資金による独創的な研究を促進
- ・大学等研究機関における、高いポテンシャルを有する海外研究機関との研究者の派遣・受入れ
- ・相手国・地域のポテンシャル・分野と協力フェーズに応じた多様な国際共同研究及び研究交流を促進 等

■教育振興基本計画(平成25年6月14日 閣議決定)

- ・博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図る
- ・各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進 等

文部科学省の政策目標における位置づけ

～ 「文部科学省政策評価基本計画」(平成25年3月29日 文部科学大臣決定)
における「文部科学省の使命と政策目標」より抜粋 ～

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- － 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

政策目標7 イノベーション創出に向けたシステム改革

- － 施策目標7-2 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

- － 施策目標8-1 科学技術イノベーションを担う人材力の強化
- － 施策目標8-2 イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進

独立行政法人日本学術振興会法

(振興会の目的)

第三条 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

日本学術振興会が果たすべき役割

学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関(ファンディングエージェンシー)として、研究者の活動を安定的・継続的に支援

世界レベルの多様な知の創造

研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出

知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成

大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能を強化

強固な国際研究基盤の構築

諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築

総合的な学術情報分析基盤の構築

振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築

独立行政法人日本学術振興会が
中期目標を達成するための計画
(中期計画)

令和4年8月26日

独立行政法人日本学術振興会

目 次

I	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	1
1	総合的事項	1
2	世界レベルの多様な知の創造	2
3	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	3
4	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	6
5	強固な国際研究基盤の構築	7
6	総合的な学術情報分析基盤の構築	8
7	横断的事項	9
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	11
III	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	12
IV	短期借入金の限度額	12
V	重要な財産の処分等に関する計画	12
VI	剰余金の使途	12
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	12
	別紙	14

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 総合的事項

(1) 研究者等の意見を取り入れた業務運営

研究者の自由な発想に基づく学術研究の成果は、人類社会共通の知的資産として文化的価値を形成するものであり、学問領域を限定せず、分野の性格に応じた適切な支援方法により、幅広くバランスをとって振興する必要がある。特に、長期にわたる試行錯誤を必要とする知的創造活動としての基礎研究への支援や、将来の学術研究を担う優秀な研究者の養成について十分配慮する必要がある。このため、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れた業務運営を行う。

業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成し、定期的を開催する。事業実施に当たっては、評議員会等での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、効果的に成果が上がるよう業務運営に反映させる。

(2) 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、学問領域の専門的な知見に基づき、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努める。

同センターの組織運営に当たっては、運営委員会における高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、その際、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについても、同委員会において意見を得る。

さらに、同センターの業務内容の透明性の向上を図る観点から、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。

(3) 学術研究の多様性の確保等

研究者が、年齢、性別、分野、機関にかかわらず自らの能力を発揮することができるよう、事業の推進に当たっては、学術研究の多様性を確保するとともに、学術研究が無限の発展可能性を有していることを踏まえ、長期的視点を加えた継続的かつ着実な支援に努める。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承などに配慮する。

幅広い分野等への支援や女性研究者の参画促進、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が適切になされているか、評議員会において意見を得る。

また、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援の状況について、男女共同参

画推進委員会において検証し、必要な改善方策を検討する。

2 世界レベルの多様な知の創造

学術研究を支援する我が国唯一の資金配分機関として、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出するため、科学研究費助成事業を確実に実施するとともに、研究の国際化と国際的な共同研究等を推進する。

(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。

- ・科研費事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会を置く。
- ・科研費事業の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた規程、通知に従って行う。
- ・科学研究費委員会において、科研費事業の毎年度の審査方針等を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。

文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、文部科学省との連携の下、振興会への一元化を行うための体制の整備を図る。

① 審査・評価の充実

学術システム研究センター等の機能を活用し、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。

公募に当たっては、科学研究費委員会において決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表する。

審査・評価に当たっては、科学研究費委員会に置かれた各部会において、それぞれの研究種目の目的・性格に応じ、厳正に実施する。

科研費審査システム改革については、新たな審査システムの理解向上を図るため、審査委員等研究者に向けた説明会等、普及活動を実施する。また、審査等を通じて新たな審査システムの課題等を把握し、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行った上で、その結果を踏まえた必要な改善に取り組む。

審査・評価については、科学研究費委員会において、その公正性、透明性についての意見を得る。

② 助成業務の円滑な実施

科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業の特性に配慮しつつ、研究費が有効に活用されるよう早期交付に努める。特に、採否に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、4月上旬までに迅速かつ確実にを行う。

研究費の交付に当たっては、研究の進捗状況に応じて前倒して使用することや次年度以降に使用すること等を可能とするなど、弾力的に運用する。

③ 研究成果の適切な把握

科研費事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、産業界や他の研究機関等において活用できるようホームページ等において広く公開する。

(2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

- ・諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、又は新興国等の新たなニーズに対応し、二国間の共同研究やセミナー・シンポジウムの開催を支援する。
- ・海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う共同研究を推進する。その際、相手国対応機関と審査を分担し、審査を一方の機関で行うリードエージェンシー方式による新たな枠組みを検討し、平成30年度中に導入する。
- ・先端研究分野における世界的水準の研究交流拠点の形成やアジア・アフリカ地域における諸課題解決に資する中核的な研究交流拠点の形成を推進する。
- ・科研費事業のうち国際共同研究加速基金において、国を越えた学術研究を支援する。

また、学術研究を支援する事業において、研究の国際性を高めるための取組を検討し、実施する。

これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保し、厳正な審査を行う。また、国際共同研究における新たな枠組みについては、その導入による申請・審査過程の効率化・国際化が図られたかについての意見を得る。

(3) 学術の応用に関する研究等の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるために、国の審議会等による報告等を踏まえつつ、学術の発展や社会問題の解決につながるような学術研究等を行う。

・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業

文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について（報告）」を踏まえ、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。

事業の実施に当たっては、委員会を設けて課題を設定するとともに、研究の進捗状況等について評価する。様々な学術的・社会的要請に応える課題設定に向けた取組として、有識者から意見聴取や情報収集等を行う。また、ホームページへの掲載やセミナー・シンポジウムの開催等により、広く研究成果を発信する。

人文学・社会科学のデータの共有、利活用を促進するオールジャパンの基盤の構築を推進する。

3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成するため、優れた若手研究者に

対する経済的支援や海外で研さんを積むことができる環境の整備等に取り組む。

事業を実施するに当たっては、第一線で活躍する若手研究者も含む人材育成企画委員会を置き、人材育成に係る諸課題について検討を行う。

(1) 自立して研究に専念できる環境の確保

大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、研究奨励金を支給する。

博士の学位を有する者で特に優れた研究能力を有する者については、世界レベルでの活躍を期待して、能力に応じた処遇を確保する。

対象者に応じた多様な採用区分を設け、採用計画を毎年度整備し、幅広い研究分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用する。

また、学術研究分野における男女共同参画を進めるため、出産・育児に配慮した取組を推進する。

① 審査の適切な実施

特別研究員の選考に当たっては、我が国の第一線の研究者を審査委員とする特別研究員等審査会を設置し、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に審査を実施する。

若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成30年度より新たな審査区分を導入して審査を実施する。若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備するとともに、審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員は、学術システム研究センターからの推薦に基づき、理事長が選考する。

② 事業の評価と改善

採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動に関する調査については、それぞれ80%程度の肯定的評価を得る。

また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。

③ 募集・採用業務の円滑な実施

研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複支給を防止するための取組を引き続き行う。

(2) 国際舞台で活躍する研究者の養成

若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。また、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいする取組を実施することにより、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援する。

各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会又は国際事業委員会において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施する。

① 若手研究者の海外派遣

我が国の大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者や博士の学位を有する者の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、滞在費等を支給する。また、採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について必要に応じて評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動に関する調査については、それぞれ80%程度の肯定的評価を得る。また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業の趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。

我が国の大学院に在籍する博士後期課程学生の中から海外に挑戦する優れた若手研究者を採用し、海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供するため、滞在費等を支給する。

頭脳循環により優れた研究者の育成を図るため、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関の支援等を行う。

② 外国人研究者の招へい

内外の研究者が我が国の大学等研究機関で切磋琢磨する国際的な研究環境を創出し、若手研究者の養成等に資するため、優秀な若手研究者や世界的研究業績を有する著名研究者等、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者招へいのための取組を推進し、我が国の研究機関の研究環境の国際化について、75%程度の受入研究者からの肯定的評価を得る。また、外国人研究者招へい事業については、事業の質をより高める観点からの検証を行う。

加えて、招へいした外国人研究者の協力を得て、我が国の将来を担う高校生に科学や国際社会への関心を深める機会を提供する。

(3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供

優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。

① 研究者の顕彰

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される研究者の養成に資するため、優れた若手研究者を顕彰する「日本学術振興会賞」及び大学院博士課程学生を顕彰する「日本学術振興会育志賞」を実施する。

また、国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞に係る事務、野口英世博士の功績に因み、アフリカの医学研究・医療活動分野において卓越した業績を挙げた研究者を顕彰する賞（野口英世アフリカ賞）のうち医学研究分野の審査業務を担当し、着実に実施する。

② 国際的な研さん機会の提供

我が国と先進諸国やアジア・アフリカ諸国等の幅広い若手研究者の育成及び相互のネットワーク形成を促すため、若手研究者の集中的な討議の機会を提供するシンポジウム・セミナー等の取組を実施する。その際、振興会が実施するシンポジウム等に参加したことによる効果について、95%程度の参加者から肯定的評価を得る。

(4) 研究者のキャリアパスの提示

全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示する卓越研究員事業について、国の方針を踏まえ、審査及び交付業務を行う。卓越研究員候補者の審査に関しては、審査の公正性、透明性を確保し実施する。

4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等の教育研究機能を強化するため、大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化に関わる国の助成事業について、審査・評価等業務を実施する。また、事業による成果等について情報発信を行う。

(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進

国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成を目的とした国の助成事業について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価等業務を行うとともに、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。

審査・評価等の実施に当たっては以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保するとともに、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備する。

- ・ 審査・評価等を担う委員会の設置
- ・ 審査に関する情報の公表
- ・ 利益相反に配慮した審査の実施
- ・ 審査・評価等終了後の委員名の公表
- ・ 評価結果等の公表

また、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務として、当該事業全体としてのブランドを維持・向上させる活動を行うとともに、世界最高水準の研究拠点の形成に係る情報収集・分析や経験・ノウハウの共有・展開を行う。

(2) 大学教育改革の支援

大学の学部や大学院の教育改革を支援する以下のような国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。

- ・世界をリードする教育拠点の形成支援
- ・地域再生・活性化の拠点としての大学の取組の支援
- ・革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する意欲的な取組の支援

審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。

- ・審査・評価等を担う委員会の設置
- ・審査に関する情報の公表
- ・利益相反に配慮した審査の実施
- ・審査・評価等終了後の委員名の公表
- ・評価結果等の公表

また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。

(3) 大学のグローバル化の支援

大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。

審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。

- ・審査・評価等を担う委員会の設置
- ・審査に関する情報の公表
- ・利益相反に配慮した審査の実施
- ・審査・評価等終了後の委員名の公表
- ・評価結果等の公表

また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。

5 強固な国際研究基盤の構築

諸外国との強固かつ双方向の国際研究基盤を構築・発展させるため、我が国を代表する資金配分機関として、戦略的・機動的に国際的な取組を展開する体制を整備するとともに、諸外国の学術振興機関、海外研究連絡センター、在外研究者コミュニティ等と協働する取組を推進する。

(1) 事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、新たに設置する国際統括本部において、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等

の動向等を集約・共有する会合を定期的で開催するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について、必要に応じて外部有識者の意見も聴取した上で検討し、平成30年度中を目途に基本的な戦略を策定する。その戦略に基づき、事業の見直しを要するものについては順次着手可能なものから着手し、中期目標期間中に必要な改善・強化を行う。

また、振興会の業務に係る国際的な取組を体系的に整理し、研究者や国民にとって分かりやすい情報発信の在り方を検討・実施するとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。

さらに、事業の在り方に係る検討を踏まえ、事業の効果的な改善・強化や周知が行われたかについて、有識者の意見を得る。

(2) 諸外国の学術振興機関との協働

地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けて議論を行うための学術振興機関長会議や、多国間の学術振興機関ネットワークにおいて積極的に役割を果たす。また、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定については、戦略的に重要な諸外国との交流を推進し、必要性及び予算状況に応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを行う。その際、各国の学術振興機関等との交流状況に応じた適切な協定の見直し等が行われているかについて、有識者の意見を得る。

(3) 在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会の事業により我が国での研究滞在を終えて母国に帰国した外国人研究者や、在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動の支援を行う。

在外研究者コミュニティの活動の支援においては、我が国と諸外国との学術交流が持続的に発展するよう留意する。

(4) 海外研究連絡センター等の展開

海外研究連絡センター及び海外アドバイザーは、所在する地域の学術振興機関、在外公館、その他の関係機関の海外拠点等と連携し、当該地域の学術動向等に係る情報の収集及び発信を行う。その際、全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間840件程度(前中期目標期間実績:年間652~1,181件)の情報発信を行う。

また、学術研究ネットワーク形成支援や我が国の大学等のグローバル化支援の拠点としての機能を果たす観点から、世界の学術振興機関との関係構築、大学の海外展開の支援、セミナー、シンポジウムの開催等を実施する。

6 総合的な学術情報分析基盤の構築

振興会の諸事業等に関する情報を総合的に活用する基盤を構築し、事業の成果の把握、分析を行うとともに、事業の改善や高度化に向けた取組を実施する。

(1) 情報の一元的な集積・管理

情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する体制を整備するとともに、事業横断的な分析を可能とするための情報の整理に取り組む。

(2) 総合的な学術情報分析の推進

学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行う。その際、関係機関との連携協力を進める。

分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案するとともに、必要に応じホームページ等において情報発信を行う。分析や調査研究の成果の発信については、中期目標期間中に10件程度のテーマについて実施する。

(3) 学術動向に関する調査研究

学術システム研究センターにおいて、学問領域の専門的な知見に基づき、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。

国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。特に、学術システム研究センターの研究員全員に専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果を取りまとめ、事業の企画・立案に活かす。

これらの調査・研究については、前中期目標期間の実績と同程度の件数を実施する（前中期目標期間実績：614件）。また、その成果については、必要に応じ報告書等に取りまとめホームページ等において公表する。

7 横断的事項

(1) 電子申請等の推進

公募事業については、研究者、審査委員及び大学等研究機関の負担を軽減し、業務を効率的に実施するため、情報システムを活用する。その際、応募や審査に係る機密性の高い情報を保護するため、情報セキュリティを確保する。

公募事業の応募手続き及び審査業務については、「電子申請システム」を整備し、費用対効果を勘案しつつ、電子化を推進する。電子化に当たっては、府省共通研究開発管理システムとの連携を図りつつ、積極的に推進する。

なお、両システムに共通する機能については、業務効率化の観点から十分な検証を行い、重複開発を行わないように調整を図る。

(2) 情報発信の充実

① 広報と情報発信の強化

振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備するとともに、研究者、関係機関、国民等の受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信を行う。

情報発信に際しては、広報誌等出版物、メールマガジン、ホームページ等の内容充実や見やすさ・分かりやすさの確保に努めるほか、ホームページへのアクセス動向等を踏まえ、最新情報を多様な媒体を活用しながら迅速かつ効果的に提供する。

また、振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、更なる検討を進め、平成30年度中を目途に一定の結論を得る。

② 成果の社会還元・普及・活用

(i) 学術システム研究センター等の調査・研究の成果、学術情報分析センターの分析結果、海外研究連絡センターの収集情報、及び科研費事業をはじめ振興会が実施する各事業において支援対象者から提出された実績報告書等については、知的所有権等に配慮した上で、事業の企画立案等に活用するとともに、ホームページへの掲載や出版等により、研究者をはじめ社会に積極的に提供し、広く社会還元を目指すとともに普及を図る。

(ii) 学術研究の進展により生じた卓越した研究成果を広く一般に公開することにより、学術研究の成果・普及及びその重要性についての理解促進に努める。また、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する。

(3) 学術の社会的連携・協力の推進

大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての産学協力研究委員会等を、研究者の発意に基づいて設置する。その際、学界と産業界の研究者等が協力し、平成29年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計8委員会全てを刷新し、新たなテーマを設定した委員会・研究会を8件程度設置する。委員会等の設置に当たっては、学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される研究のシーズや分野及びその推進の方法・体制等について検討する産学協力総合研究連絡会議を開催し、審議結果を積極的に外部に情報発信する。また、国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。

学術関係国際会議の開催のため、免税措置を受けられない主催者に代わり、特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

(4) 研究公正の推進

助成・支援事業のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止策を強化する。

このため、政府等の方針を踏まえ、研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。

また、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、文部科学省との適切な役割分担の下、各研究機関の不正防止に対する取組について、必要に応じ、事業ごとに適切な指導を行う。

さらに、研究機関を対象とする調査や利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、研究倫理教育教材の開発・改修を進める。また、研究機関における研究倫理教育の高度化を支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催する。

(5) 業務の点検・評価の推進

毎年度、自己点検評価を実施するとともに、学界や産業界などを代表する有識者による外部評価体制を整備し、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を行う。また、その結果については、業務運営の改善に反映する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織の編成及び業務運営

理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。その際、効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。

また、業務の運営に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。

2 一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比3%以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3 調達等の合理化

引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、毎年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施することにより、契約の公正性、透明性を確保するとともに、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。

4 業務システムの合理化・効率化

情報化統括責任者（CIO）の指揮の下、業務プロセス全般について不断の見直しを行い、業務・システムに係る最適化の推進、調達についての精査を行う。

効率的な業務運営を実現するため、ICT等を活用した業務システム整備に取り組む。

その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

なお、業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（中期計画の予算）

別紙1-1～1-3のとおり

2 収支計画

別紙2-1～2-3のとおり

3 資金計画

別紙3-1～3-3のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は78億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制の充実・強化

法令等の遵守を徹底しつつ業務を行い、『「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について』（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るための規程を整備する。また、内部監査等により内部統制が適切に運用されているか継続的に点検・検証し、必要に応じて改善する。

2 情報セキュリティの確保

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」や、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を踏まえ、振興会の情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、研修の実施やシステム監査の実施等、情報セキュリティ対策を推進する。

3 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

4 人事に関する計画

振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、以下の取組を実施することにより振興会の核となる職員の育成・充実を図る。

- ① 職員の業績等の人事評価を定期的実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。
- ② 大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。
- ③ 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

5 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、事業を効率的に実施するため、当該期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

6 積立金の使途

前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本学術振興会法に定める業務の財源に充てる。

平成30年度～平成34年度 予算(総括表)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの 多様な知の創造	知の開拓に挑戦 する次世代の 研究者の養成	大学等の強みを 生かした教育研究 機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報 分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
収入									
運営費交付金	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
国庫補助金収入	0	1,142,241	12,164	3,048	0	0	510	0	1,157,963
科学研究費補助金	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
事業収入	4	88	66	0	96	0	0	10	265
寄附金事業収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	1,154,810	121,723	3,149	2,136	1,636	3,224	1,881	1,290,069
支出									
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	1,881	4,426
うち 人件費	0	485	0	0	0	0	0	1,124	1,609
物件費	0	2,060	0	0	0	0	0	757	2,817
事業費	1,510	12,492	109,513	101	2,102	1,635	1,404	0	128,757
うち 人件費	147	733	904	101	395	74	176	0	2,531
物件費	1,363	11,759	108,609	0	1,707	1,561	1,228	0	126,228
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,510	1,157,522	121,792	3,149	2,136	1,635	3,311	1,881	1,292,937

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費見積り]

中期目標期間中に支出する人件費の見積りは、6,229百万円である。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) \text{ (運営費交付金)} = B(y) \text{ (一般管理費)} + C(y) \text{ (事業費)} - D(y) \text{ (事業収入)}$$

$$B(y) \text{ (一般管理費)} = \{ B(y-1) \text{ (前年度一般管理費)} - E(y-1) \text{ (前年度一般管理費の人件費)} \\ - F(y-1) \text{ (前年度公租公課)} - \kappa 1(y-1) \text{ (前年度一般管理費本部建物借料)} \} \times \beta \text{ (消費者物価指数)} \times \alpha 1 \text{ (一般管理費効率化係数)} + E(y) \\ \text{ (一般管理費の人件費)} + F(y) \text{ (公租公課)} + \iota 1 \text{ (新規追加・拡充一般管理経費)} + \kappa 1(y) \text{ (一般管理費本部建物借料)} + \zeta 1 \text{ (当該年度特殊経費)}$$

$$C(y) \text{ (事業費)} = \{ C(y-1) \text{ (前年度事業費)} - G(y-1) \text{ (前年度事業費の人件費)} - \kappa 2(y-1) \\ \text{ (前年度事業費本部建物借料)} \} \times \beta \text{ (消費者物価指数)} \times \gamma \text{ (業務政策係数)} \times \alpha 2 \text{ (事業費効率化係数)} + G(y) \text{ (事業費の人件費)} + \iota 2 \text{ (新規追加・} \\ \text{拡充事業経費)} + \kappa 2(y) \text{ (事業費本部建物借料)} + \zeta 2 \text{ (当該年度特殊経費)}$$

$$D(y) \text{ (事業収入)} = D(y-1) \text{ (前年度事業収入)} \times \eta \text{ (事業収入政策係数)} \times \theta \text{ (収入調整係数)}$$

各経費及び各係数値については、以下のとおり。

A(y) : 運営費交付金

B(y) : 運営費交付金額の一般管理費

C(y) : 運営費交付金額の事業費

D(y) : 事業収入

E(y) : 一般管理費の人件費 (退職手当を含む) = E(y-1) (前年度一般管理費の人件費) ×
δ (人件費調整係数)

F(y) : 公租公課

G(y) : 事業費の人件費 (退職手当を含む) = G(y-1) (前年度事業費の人件費) × δ (人件費
調整係数)

κ 1(y) : 当該事業年度における一般管理費に計上する本部建物借料。

κ 2(y) : 当該事業年度における事業費に計上する本部建物借料。

α 1 : 一般管理費効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏
まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を
決定。

α 2 : 事業費効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算
編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な
係数値を決定。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な
係数値を決定。

- δ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- $\zeta 1$: 当該事業年度における一般管理費に計上する特殊経費。事故の発生、退職者の人数の増減、法令改正等に伴い必要となる措置等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。
- $\zeta 2$: 当該事業年度における事業費に計上する特殊経費。事故の発生、退職者の人数の増減、法令改正等に伴い必要となる措置等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。
- η : 事業収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- θ : 収入調整係数。過去の実績における事業収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- $\iota 1$: 新規追加・拡充一般管理費。新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する事業に伴い増加する一般管理費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。
- $\iota 2$: 新規追加・拡充事業費。新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する事業のため増加する事業費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・ 運営費交付金の見積りについて、公租公課、新規追加・拡充事業経費、本部建物借料及び特殊経費については各事業年度の予算編成過程において具体的に決定するが、ここでは、各事業年度において便宜的に平成 30 事業年度の値を用いている。また $\alpha 1$ (一般管理効率化係数) を各事業年度 3.0% の縮減、 $\alpha 2$ (事業効率化係数) を各事業年度 1.0% の縮減とし、 θ (収入調整係数) は一律 1 として試算。
- ・ 物件費の見積りについて、 β (消費者物価指数) は変動がないもの ($\pm 0\%$) とし、 γ (業務政策係数) は一律 1 として試算。
- ・ 人件費の見積りについて、 δ (人件費調整係数) は変動がないもの ($\pm 0\%$) とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・ 事業収入の見積りについては、 η (事業収入政策係数) は据え置き ($\pm 0\%$) として試算。

平成30年度～平成34年度 予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの 多様な知の創造	知の開拓に挑戦 する次世代の 研究者の養成	大学等の強みを 生かした教育研究 機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報 分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
収入									
運営費交付金	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
国庫補助金収入	0	707,831	12,164	3,049	0	0	510	0	723,553
科学研究費補助金	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
事業収入	4	11	66	0	96	0	0	10	188
寄附金事業収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	720,323	121,723	3,150	2,136	1,636	3,223	1,881	855,582
支出									
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,881	1,881
うち 人件費	0	0	0	0	0	0	0	1,124	1,124
物件費	0	0	0	0	0	0	0	757	757
事業費	1,511	12,492	109,512	101	2,102	1,636	1,405	0	128,759
うち 人件費	147	733	904	101	395	74	176	0	2,531
物件費	1,363	11,759	108,609	0	1,707	1,561	1,228	0	126,228
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	720,323	121,792	3,150	2,136	1,636	3,311	1,881	855,739

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度～平成34年度 予算(学術研究助成業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの 多様な知の創造	知の開拓に挑戦 する次世代の 研究者の養成	大学等の強みを 生かした教育研究 機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報 分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
収入									
国庫補助金収入									
学術研究助成基金補助金	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
事業収入	0	77	0	0	0	0	0	0	77
計	0	434,487	0	0	0	0	0	0	434,487
支出									
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	0	2,545
うち 人件費	0	485	0	0	0	0	0	0	485
物件費	0	2,060	0	0	0	0	0	0	2,060
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
計	0	437,199	0	0	0	0	0	0	437,199

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※基金補助金は翌中期計画期間分の支出分を含めた金額を一括で収入額に計上し、事業費は前中期目標期間の収入分を含めた金額を一括で支出額に計上しているため収支が一致しない。

平成30年度～平成34年度 収支計画(総括表)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの 多様な知の創造	知の開拓に挑戦 する次世代の 研究者の養成	大学等の強みを 生かした教育研究 機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報 分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
費用の部									
経常費用	1,512	1,158,042	121,937	3,149	2,181	1,638	3,321	1,946	1,293,726
業務経費	1,511	12,492	109,512	101	2,133	1,636	1,405	0	128,788
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	1,881	4,426
減価償却費	1	520	146	0	14	2	9	65	757
収益の部									
経常収益	1,512	1,158,042	121,937	3,149	2,150	1,638	3,321	1,946	1,293,695
運営費交付金収益	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金収益	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金収益	0	437,122	0	0	0	0	0	0	437,122
業務収益	4	88	66	0	96	0	0	10	265
寄附金事業収益	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収益	0	0	24	0	34	0	0	0	58
資産見返負債戻入	1	520	146	0	14	2	9	65	757
純損失	0	0	0	0	31	0	0	0	31
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	31	0	0	0	31
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度～平成34年度 収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの 多様な知の創造	知の開拓に挑戦 する次世代の 研究者の養成	大学等の強みを 生かした教育研究 機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報 分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
費用の部									
経常費用	1,512	720,666	121,938	3,150	2,181	1,638	3,320	1,946	856,350
業務経費	1,511	12,492	109,512	101	2,133	1,636	1,405	0	128,790
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,881	1,881
減価償却費	1	343	146	0	14	2	9	65	580
収益の部									
経常収益	1,512	720,666	121,938	3,150	2,150	1,638	3,320	1,946	856,319
運営費交付金収益	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金収益	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
業務収益	4	11	66	0	96	0	0	10	188
寄附金事業収益	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収益	0	0	24	0	34	0	0	0	58
資産見返負債戻入	1	343	146	0	14	2	9	65	580
純損失	0	0	0	0	31	0	0	0	31
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	31	0	0	0	31
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度～平成34年度 収支計画(学術研究助成業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの 多様な知の創造	知の開拓に挑戦 する次世代の 研究者の養成	大学等の強みを 生かした教育研究 機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報 分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
費用の部									
経常費用	0	437,375	0	0	0	0	0	0	437,375
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	0	2,545
減価償却費	0	177	0	0	0	0	0	0	177
収益の部									
経常収益	0	437,375	0	0	0	0	0	0	437,375
学術研究助成基金補助金収益	0	437,122	0	0	0	0	0	0	437,122
業務収益	0	77	0	0	0	0	0	0	77
資産見返負債戻入	0	177	0	0	0	0	0	0	177
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度～平成34年度 資金計画(総括表)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの 多様な知の創造	知の開拓に挑戦 する次世代の 研究者の養成	大学等の強みを 生かした教育研究 機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報 分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
資金支出									
業務活動による支出	1,514	1,158,939	121,923	3,151	2,144	1,637	3,315	2,375	1,294,998
次期繰越金	31	80,402	2,437	7	42	34	132	40	83,125
資金収入									
業務活動による収入	1,514	1,156,227	121,855	3,151	2,144	1,637	3,228	2,351	1,292,107
運営費交付金による収入	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金による収入	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金による収入	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
寄附金事業による収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業による収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
その他の収入	7	1,505	198	2	104	1	4	480	2,301
前期繰越金	31	83,113	2,505	7	42	34	220	40	85,992

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度～平成34年度 資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの 多様な知の創造	知の開拓に挑戦 する次世代の 研究者の養成	大学等の強みを 生かした教育研究 機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報 分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
資金支出									
業務活動による支出	1,514	721,739	121,924	3,152	2,144	1,637	3,314	2,351	857,775
次期繰越金	31	479	2,437	7	42	34	132	40	3,203
資金収入									
業務活動による収入	1,514	721,739	121,855	3,152	2,144	1,637	3,226	2,351	857,618
運営費交付金による収入	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金による収入	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
寄附金事業による収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業による収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
その他の収入	7	1,428	198	2	104	1	4	480	2,224
前期繰越金	31	479	2,505	7	42	34	220	40	3,359

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度～平成34年度 資金計画(学術研究助成業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの 多様な知の創造	知の開拓に挑戦 する次世代の 研究者の養成	大学等の強みを 生かした教育研究 機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報 分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
資金支出									
業務活動による支出	0	437,199	0	0	0	0	0	0	437,199
次期繰越金	0	79,923	0	0	0	0	0	0	79,923
資金収入									
業務活動による収入	0	434,487	0	0	0	0	0	0	434,487
学術研究助成基金補助金による収入	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
その他の収入	0	77	0	0	0	0	0	0	77
前期繰越金	0	82,634	0	0	0	0	0	0	82,634

*各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。